

平成 27 年第 3 回定例会

# むかわ町議会会議録

平成27年 9月17日 開会

平成27年 9月18日 閉会

むかわ町議会

## 平成27年第3回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月17日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告及び提出事件の概要説明	7
一般質問	11
佐藤 守 議員	11
山崎 満 敬 議員	26
大松 紀美子 議員	30
野田 省 一 議員	48
北村 修 議員	59
中島 勲 議員	78
会議時間の延長	84
散 会	88

### 第 2 号 (9月18日)

議事日程	91
------	----

本日の会議に付した事件	9 2
出席議員	9 2
欠席議員	9 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 3
事務局職員出席者	9 4
開 議	9 5
議事日程の報告	9 5
報告第 4 号の上程、説明、質疑	9 5
報告第 5 号の上程、説明、質疑	9 8
認定第 1 号から認定第 7 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	9 9
諸般の報告	1 0 7
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
議案第 5 3 号から議案第 5 6 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決	1 4 3
意見書案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
会議時間の延長	1 4 5
意見書案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
意見書案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
意見書案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
意見書案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
意見書案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
意見書案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
意見書案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
所管事務調査報告の件	1 5 6

閉会中の特定事件等調査の件	1 5 7
議員の派遣に関する件	1 5 7
閉議及び閉会	1 5 7
署名議員	1 5 9

むかわ町告示第54号

平成27年第3回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月7日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成27年9月17日（木）午前10時

2 場 所 穂別町民センター ツツジホール（2階）

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
7番	長谷川健夫	議員	8番	小坂利政	議員
9番	山崎真照	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	木下隆志	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

不応招議員（なし）

## 平成27年第3回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成27年9月17日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
  - 第 5 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（13名）

1番	山崎満敬議員	2番	佐藤守議員
3番	中島勲議員	4番	大松紀美子議員
5番	三上純一議員	6番	星正臣議員
7番	長谷川健夫議員	9番	山崎真照議員
10番	津川篤議員	11番	北村修議員
12番	木下隆志議員	13番	野田省一議員
14番	三倉英規議員		

### 欠席議員（1名）

8番 小坂利政議員

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	山岡康伸	会計管理者	光井淳

総務企画課長	奥村誠治	総務企画課長	齊藤春樹
総務企画課主	西幸宏	総務企画課主	石川英毅
総務企画課主	酒巻宏臣	総務企画課主	上田光男
町民生活課長	八木敏彦	町民生活課主	飯田洋明
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課主	今井喜代子
健康福祉課主	篠崎二三彦	産業振興課長	成田忠則
産業振興課主	天野良信	産業振興課主	鎌田晃
産業振興課主	今井巧	建設水道課長	為田雅弘
建設水道課主	藤井清和	地域振興課長	大久保利裕
地域振興課参	萬純二郎	地域振興課主	田口博
地域振興課主	中澤十四三	地域経済課長	藤江伸
地域経済課主	山本徹	国民健康保険 穂別診療所 事務局長	石垣政志
教育長	阿部博之	生涯学習課長	高田純市
生涯学習課主	中村博	生涯学習課主	大塚治樹
教育振興室長	金本和弘	教育振興室主	加藤英樹
選挙管理委員会 会事務局長	奥村誠治	農業委員会 農事務局長	田所隆
農業委員会 農支局長	藤江伸	監査委員	辻圓治

---

**事務局職員出席者**

事務局長 新正之 主任 山木美幸



---

◎開会及び開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、山崎満敬議員、2番、佐藤守議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、9月11日開催の第9回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（三上純一君） 議長のお許しをいただきましたので、今月11日に開催いたしました第9回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第3回定例会の運営等に関する件であり、まず副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している事件の概要説明がありました。

今定例会に町長から提出される事件は19件で、その内訳は、報告2件、認定7件、議案10件であります。

提出事件の取り扱いについて協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする事件は、会期日程表に記載のとおり、認定第1号から第7号までの7件と、議案第53号

から第56号までの4件であります。

認定第1号から認定第7号までの決算審査については、議長及び監査委員を除く全議員で構成する平成26年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることで協議が整っております。

また、議員等から提出を予定している事件は追加配付の14件であり、その内訳は、発議1件、意見書案9件、所管事務調査報告2件、その他2件であります。

発議1件につきましては、むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案であります。本案は、昨今の社会情勢を勘案し、標準町村議会会議規則及び標準町議会傍聴規則の改正を受け、本規則を改正するものであります。第2条中第2項を第3項とし、第2条に「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる」の1項を加えるものであります。また、同規則130条中の「杖」を削るものであります。

議員提出の意見書案については4件であり、所管の常任委員会で協議の結果、受理番号6番、受理番号8番は総務厚生文教常任委員会構成員で提出することに決定しております。受理番号7番及び受理番号9番につきましては、所定の賛成者をつけて提出されております。

また、陳情文書表の10件については、6月定例会締切日以降に受けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

9月7日に開催された常任委員会の協議の結果、受理番号16番と18番は同じ内容でありますので1事件とし、意見書案11号として総務厚生文教常任委員会構成員で提出することを決定しております。受理番号19番、20番、21番は、総務厚生文教常任委員会構成員で意見書案12号、13号、14号として提出することを決定しております。受理番号12番、13番、14番は、全議員へ印刷配付することとされております。受理番号15番は、意見書案第10号として産業建設常任委員会構成員で提出することを決定しております。

次に、一般質問については、佐藤 守議員ほか5名から19項目の通告がありました。その取り扱いは通告どおりとします。質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮をお願い申し上げます。

次に、本会議場での服装ですが、クールビズの趣旨を踏まえ、ネクタイの着用は自由といたします。

なお、議会中継についてですが、むかわ四季の館道の駅ロビー及び穂別診療所待合ロビーにおいて放映されております。審議の妨げになるような私語は特に慎まれるようお願いいたします。

以上申し上げ、平成27年第9回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から9月18日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの2日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第69号のとおりですので、御了承願います。

---

#### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに平成27年第3回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、冒頭に、今月10日から11日にかけて関東・東北地域で記録的な豪雨が続き、河川の氾濫や堤防決壊等により深刻な被害をもたらしたところでございます。改めまして、被災された自治体並びに住民の皆様にご心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うものでございます。近年は、毎年のようにこうした経験したことのない気象災害

が繰り返されており、本町としましては、日ごろからの備えを万全のものとするべく努めてまいり所存でございます。

次に、行政報告について1件、ことしの農作物の生育、販売状況について報告を申し上げます。

本町におけますことしの気象状況は、6月下旬から7月上旬にかけて気温が低く推移したほか、降水量のかなり少ない時期が周期的にありましたが、日照時間が多く、幸いにして大きな気象災害にも遭わなかったことから、総じて農作物は平年並みの生育を確保しているところでございます。今後、水稻を初め畑作物は収穫期を迎えるわけでございますが、台風シーズンなどを無事に通過し、災害のない出来秋をぜひ期待するところでございます。

なお、台風等による災害の備えにつきましては、JAと連携をしながら、農家宛てのファクス情報の送信、情報端末発信をするなど、万全な対応に努めてまいりたいと考えております。

さて、農作物の生育状況についてであります。胆振農業改良普及センター東胆振支所公表の9月1日現在によりますと、水稻では2日遅く、バレイショ・大豆・小豆はおくれがなく、てん菜は3日早い状況となっております。

水稻は、分けつが緩慢であったものの、7月下旬は高温に推移したため生育のおくれをやや取り戻し、穂数、もみ数とも平年並みを確保し、不稔率も低く見込まれることから、収穫量は平年並みと見込まれているところでございます。穂別地区では9月7日に稲刈りが始まり、あす18日に初検査が行われる予定でございます。鶴川農協におきましても、29日ごろに初検査が行われる予定でございます。

畑作物は、秋まき小麦が既に収穫を終えており、乾燥調整施設の受け入れ量は、作付面積がふえたことなどから約995トンと昨年の受け入れ量を34%程度上回る実績となっております。また、バレイショは7月下旬から収穫が始まり、作柄も若干小玉傾向ではありますが、収穫量は平年並みと見込まれています。これから収穫される大豆、小豆はさやの数が平年並みで順調でありますし、てん菜につきましては根部の肥大が順調に進んでいる状況でございます。

次に、直近の各農協の農畜産物の取り扱いについて特徴的な事項を報告いたします。

ことしは、全般的に順調に推移をしているところでございます。鶴川地区におけます前年同期の販売額についてでございますが、春レタスにつきましては天候にも恵まれ、本州産の品不足により高値で推移し、品質も良好だったことから、3億円を超える販売額となり、過

去最高となっております。

トマトにつきましては、7月の低温、日照不足や長雨などの影響から収穫量が1割程度減ると見込まれておりますが、価格は全国的に出荷量が減っていることから高単価で推移をしており、販売額で前年同月対比で136.5%となっております。

バレイショにつきましては、春先からの少雨で若干小玉傾向ではありますが、平均単価が昨年よりも高く推移されていることで、前年同月対比で133.1%となっております。

花卉につきましては、アルストロメリアは前年同月対比で120.7%と順調に推移をしておりますが、その他カーネーションでは面積が減ったことから前年同月実績を下回っており、花卉全体では102.4%、1億4,400万円の実績となっております。

鶴川農協の近年の販売実績総計は近年にない最高の販売実績となりましたが、ことしにつきましても前年同月対比で121.1%となっており、昨年同様遜色のない、期待のできる販売実績となっているところでございます。

穂別地区につきましては、地域団体商標登録のほべつメロンはここ数年作付面積が減少傾向にあり、昨年と比較し11%減少をしております。なお、販売額につきましては、全道的な品薄の影響もあり高値で推移をされ、前年対比93%、1億3,300万円となっているところでございます。

カンロは収穫を終えておりませんが順調に収穫をされ、品種ともりんの市場評価も好評で、販売額は前年7月対比107%で、最終的な取扱量、販売額とも昨年と同等になる見込みでございませう。

カボチャは8月初めより出荷が始まり、現在4割程度の出荷となっております。6月下旬の低温、降水量不足の影響により着果が思わしくなく、収量の低下というのが懸念されておりますが、8月同様の高値が続くことをぜひ期待するものでございます。

ことしは、全国的に記録的な大雨、局地的な集中豪雨など、厳しい気象条件の中での農業生産が続いておりますが、本町農業における多様な農畜産物の生産、販売体制といった特色が発揮をされ、現段階では平年並みの販売額を確保しております。

また、和牛につきましては、子牛の販売価格が50万円を超える高値で安定し、4月からは平均60万円を超える販売価格で取引をされ、期待の持てる内容となっております。9月7日に安平町で行われました第31回北海道肉用牛共進会におきましては、本町より延べ23頭が出品され、全10部門のうち第4部門で1等2席、第5部門で1等2席、第7部門で1等1席の入賞をおさめ、そのうち第7部門の出品牛は経産部門の最高位を獲得いたしております。今

後も飼養管理技術、繁殖技術の向上に御期待を申し上げるところでございます。

以上、農作物の生育、販売状況についての概況報告と近況を申し上げます。

次に、本定例会で御審議いただく事件につきましては、報告2件、認定7件、議案10件でございます。

報告第4号 放棄した債権の報告に関する件につきましては、むかわ町債権管理に関する条例により平成26年度に放棄した債権の内容について、同条例第7条の規定により報告するものであります。

報告第5号 平成26年度むかわ町健全化判断比率に関する件につきましては、平成26年度各会計決算に基づく健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の意見を付して報告をするものであります。

認定第1号から認定第7号につきましては、平成26年度むかわ町各会計決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、関係書類を提出し、議会の認定に付するものであります。

議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件から議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する件につきましては、それぞれの組合から加入団体の変更により組合格約の一部変更について協議があったことから、議会の議決を求めるものであります。

議案第50号 むかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、個人番号を法定事務に基づき利用する事務について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第51号 むかわ町個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、ただいま申し上げた番号法の施行により個人番号の通知が平成27年10月5日から開始されるため、個人情報の保護措置を図る必要から、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案第52号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、番号法の施行により個人番号の通知カード等の再発行手数料を規定するため、関係する条例の一部を改正するものであります。

議案第53号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）、議案第54号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第55号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第56号 平成27年度むかわ町下水道事業会計補正予

算（第1号）は、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） これで町長行政報告及び提出事件の概要説明は終わりました。

---

◎一般質問

○議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

---

◇ 佐 藤 守 議員

○議長（三倉英規君） まず初めに、2番、佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） それでは、2番議員から一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、今後の財政状況について伺いたいと思います。

ことしで合併10年を迎え、来年度から合併交付金が減額されますけれども、そこで、ちょうどことしは5年に一度の国勢調査とも重なりますので、そういった人口減少もある中で、5年前と比較し、地方交付税減額の想定金額と今後の財源対策についてお伺いをしたいと思います。

2つ目に、24年に設立されました北海道合併市町連携会議の活動、今どういった活動をされているのかお伺いをしたいと思います。

3つ目に、ふるさと納税に対しての今後の考え方、自主財源という形からお伺いをしたいと思います。

次に、4つ目に、これらの総合的なことを勘案した場合に、24年の中長期財政フレーム、この辺の見直しについて、考え方を伺いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 今後の財政状況に関する御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の5年前と比較した交付税減額の想定と財源対策の考え方でございますが、合併からこれまで、交付税の算定は合併特例措置によりまして旧町区分でそれぞれ算定した額を合算しておりましたが、平成28年度から5カ年かけて逡減をし、平成33年度からは通常の算定となるため、交付税が減少する見込みとなっているところでございます。

この対応といたしまして、合併特例期間終了後も持続可能な財政運営を実現することを前提に、中長期財政運営指針、いわゆる中長期財政フレームをさきに策定をしたところでございます。フレームのポイントは、経常的支出を抑制するため起債をコントロールし、財源調整機能としての基金の保有と活用、行政改革推進の三本柱で、これらの取り組みを通じてまちづくり計画の実行を下支えするものであります。

現在、地方創生等新しい動きの中で地方交付税制度についても不透明な部分がありまして、5年前と交付税を単純に比較することは困難な状況であります。さきに述べました中長期財政フレームの考え方に沿いまして、引き続き財源対策を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の北海道合併市町連携会議の活動についてでございますが、当該団体は、合併市町特有の課題に関する情報交換や、課題解決に向けた中央要望などを実施してきたところでございます。直近の活動内容につきましては、昨年10月に、合併特例終了による影響を少なくするため、合併市町の財政支援等に関する中央要望を実施したところでございます。

3つ目のふるさと納税の今後の考え方でございますが、本年度の現状を見ますと、昨年度ほどの大幅な件数及び金額の伸びは期待できない状況になっております。財源の面から考えますと、ふるさと納税という性格上安定的な収入とは捉えられないため、過大に依存するべきものではないと考えております。ふるさと納税に取り組む上で当初から一貫して目指しておりましたことは、寄附金額よりも応援していただく件数を意識し、このむかわ町を広く知っていただくことでございます。今後は、寄附金と返礼品という関係だけではなく、ふるさと住民の観点で、将来の太いつながりの形成に向けて、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の中長期財政フレームの見直しでございますが、現フレームは交付税の逡減を見込んでいることと、前段申し上げましたフレームのポイント見直しに及ぶような状況にないことから、現時点では行わず、地方創生を初めとする国等の動向を見きわめ、対応していく考え方でございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 今、なかなかこういった比較をするというのが難しいという話でしたけれども、今までの話ですと、28年から年間1億円の合併交付税は減っていきますよと。そういう事前の話し合いがあった中で、たまたま今回5年に一度で国勢調査が実施されると。



そういう中では、合併の10年前から見ると約1,600名以上減っているという形になるものですから、こういったものに対して、比較すると大体どういう金額になるのかなというのが実は聞きたかったんですね。何百万、どういう金額になるのか。

そこで、北海道合併市町連携会議の財政支援の要望もあつた中で合併特例債が5年に延長になったんですけれども、そのほかに政府の諮問機関である地方制度調査会も合併10年ではなかなか町の一体化は難しいだろうと。それで、合併特例債と同様にこの合併交付金も延長できないかという答申はしているんですけれども、残念ながら実現に至っていないと。ところが、この会議の要請等もあり、総務省は2013年に、2014年から算定の基準の見直しをするということで実は決めているんですね。ですから、昨年2014年にはその辺の見直しでの算定基準の金額が出ているかと思うんですけれども、そこで同じ面積、人口として算定基準の見直しをした場合、算定基準の見直しでむかわ町では幾らぐらいふえることになるのかなと。何百万になるのか何千万になるのか、その辺いろいろな計算方法はあると思うんですけれども、大体の数字というのはお示しというのはできないでしょうか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） まず、交付税算定の見直しに係る状況でございますが、ただいま議員のほうからお話ありましたように、市町村の姿というものが合併以降変わってきているという形の中で、当時想定をし得なかったようなものについて交付税の算定に反映をしていくという基本的な考え方が示されてございます。この点につきましては、平成26年度以降、5年程度をかけて所要の見直しをしていくということでございます。現在進んでいるところでは、平成26年度から、いわゆる支所を置いている自治体についてはそういった経費を加算をしていきたいと思いますということでございます。今年度につきましても、消防費、あるいは清掃費等々について見直しをされてございます。

ただ、これらにつきましては、前段申し上げたように、平成26年度以降、全体としては5年程度の期間の中でということで、複数年にわたって見直しを進めていくというふうなことになってございます。これを全体としてどのような額になるのかということ算定するのは、実は非常に難しい技術、テクニックが必要になってまいります。と申しますのは、その複数年の中で、交付税については御案内のように、地方における地方財政計画、国のそういったものに非常に大きく左右をされ、単年度ごとに国の政策というものが反映をされてくるという状況になっておりますので、そういったものを取り上げて算定をするというのは非常に技術的には難しい状況になってございます。

また、影響額についての見通しについての再度の御質問でございます。これも御案内のように、現在の地方交付税については平成22年の国勢調査に基づいて算定をされておりまして、御指摘のように、今後、来年度以降については、ことしの国勢調査の人口をベースに計算をされていくということでございます。おおむね、住民基本台帳人口、直近の人口を見ますと、平成22年の国調人口から900人弱ぐらい少なくなっているという状況でございますので、減額の方向というのは、これは免れ得ないんじゃないかというふうに考えておりますが、冒頭申し上げましたように、中長期財政フレームの中で、既に一定のまちづくり計画に基づく人口推計に基づいて、つまり減少していくという、そういった局面の捉まえ方になっておりますが、そういった形の中で試算をし、おおむね28年度から終了まで4億程度減るんじゃないかと、そういう試算になっておりますので、そのところがどのように変容をしていくのか。これは国の、先ほど申し上げました全体像というものが見えた中でさまざまな計算を駆使することによって明らかになってくるものというふうに考えておりますので、現段階では算定は非常に難しいかなというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁と重なる部分もあるかと思いますが、北海道の合併市町連携会議の関係になるかと思いますが。全道の22の市町が加盟して、むかわ町も幹事の一つもでございます。

この間の会議の動きでございますが、議員先ほど発言されております特例期間というのが、平成28年度以降の明確な方向性というのがいまだ出されているところではございません。そういった不安定な要素もあるということから、国の中期財政計画で示されております頑張るものが報われると、こういった仕組みへの、むかわ町としても最大限の行政改革である市町村合併をなし遂げたといったような意味で、22の市町として面的にも公益分散、さらには特殊性というんでしょうか、北海道合併市町におけます行政運営の実態に即した財政支援に関する要望というのを、昨年10月、触れられたように、連携会議として国に要望をしてきているところでもございます。

合併算定替の上乗せの特例期限というのが迫っている中で、住民の皆さんの命と、さらには消防、具体的には消防施設などの統廃合というのが難しい。そういったところから、新しい支援策というのが、求める声というのが道内各自治体に強まっているところでもございます。総務省のほうとしましても、そういった実態というのを勘案しながら、今後に向けて新しい算定方法もあわせ、特例法についての検討が現在引き続き行われているところでもござ

います。具体的な圧縮分というのでしょうか、特例額につきましての割合は、先ほど申し上げましたように検討段階とされておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 連携会議の活動については、町長の答弁をいただきましたので理解をするところでございます。

ただ、先ほど、この減額の関係でどれぐらいになるのかなという質問に対しては、課長のほうではなかなか算定の基準が難しく、なかなか数字としてあらわしにくいという、そういう答弁でしたけれども、私個人的に簡単に考えて、今まで通常合併交付金は年間1億、そして5年間で5億減りますよというふうに常々言われていて、今回国勢調査で人口が減るという中で、今までの人口1人当たりに対しての交付金だとか、いろいろな条件があって総合的に支給されるんでしょうけれども、そういったものというのは大体の数字が出るのかなというふうに実は理解していたんですけれども、なかなか数字を出すのは難しいということですから、それはそれとしてちょっと置いておきたいと思います。

最後に、最終的には4億ぐらいというふうな話もしましたけれども、ただ、通常合併特例債の減額が年間1億で、5年間で5億というのが、実際的にはそういったいろいろな算定の見直し等も含めていったら4億ぐらいという、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 言葉足らずだったかと思いますが、先ほど4億と申し上げましたのは、現在の中長期財政運営指針、いわゆるフレームの中で、人口が減少することを加味した上での交付税の減額の幅というものを既に示してございます。これが約4億円ということでございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） それでは、次に、先ほど財源対策ということの話の中とふるさと納税の話もあったんですけれども、課長の答弁では、ふるさと納税については過大に期待をしないほうがいいのではないかと、そういう答弁だったんですけれども、私はちょっと考え方が違うんですね。財源対策については、こういった小さな、むかわ町というのは大企業とか工場がある町ではないものですから、そういった面では、こういったふるさと納税の考え

方というのは、視点をちょっと変えると、非常に自主財源に持っていける一つの道があるというふうに私は思っているんですね。

それで、そこに行く前に、ちょっと前にも全員協議会の中で、今、二宮地区でソーラーが開発されていますけれども、この65ヘクタールが完全に稼働し始めたときには最大8億円の固定資産税が入るという説明も全員協議会で受けていますけれども、ふるさと納税に入る前にちょっと関連で、この件の8億円の関係ですね。年次的にどういう形で、どのぐらいの金額がむかわ町に入ってくるような想定が考えられるのか、その点だけちょっと説明お願いしたいと思うんですが。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 全員協議会の中でお示しをした8億円の考え方につきましては、これはいわゆるメガソーラー本体が固定資産税のうち償却資産の課税対象になるというふうなことがございますので、20年間稼働するという考え方の中で、トータルとして8億円程度という概算的な数字でございます。

実は、このメガソーラーにつきましては課税上の特例措置がございまして、3年間3分の2特例、つまり通常の課税に対して3分の1減額をされて、3分の2の課税になるという期間が3年ございます。これを含めて20年間で8億ということでございますので、単純に20年で割ればおよそ4,000万程度になるのではないかという、かなり概算的な数字でありますけれども、そのような中身になってございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 20年間とはいえ町民税が8億ですから、これは大変な自主財源の一つになるというふうに考えていますので、地元については防災だけが心配なものですから、この辺は特に監視をお願いしたいと思います。この話はちょっと横のほうに置いておいて、質問外ですので、ふるさと納税のほうに戻りたいと思うんですけれども、むかわ町も全道では5番目に入る、そういった納税のある町です。先日も何かふるさと納税で行政視察に来たようですが、道内では御存じのとおり上士幌が、まあ10億ですけれども、ここの取り組みというのがやっぱり非常にほかの地域と違うんですね。

というのは、上士幌というのは、まずホームページの中で動画やパンフレット、そういったものの中で、納税者に対してその納税がどういうふうに使われているのかということを引きつと写真で実は示しているんですね。子どもたちの教材、老人の椅子、公園の遊具、こう

いったものにいろいろ使われていますよという、そういう表示をきちっとして、さらにはたしかここ5万人からの納税者がいるようですけれども、大体中央である東京に1,000人ぐらいの方に案内を出して、そして東京の中心でもって交流イベントを開催しているんですね。その交流イベントのついでと言ったら語弊がありますが、そこできちっと上士幌町の物産展も同時に開催をして、納税者と町とのかかわりが非常に近くなるという、そういう状況については先ほど課長のほうからも今後はそういう関係を持ったふるさと納税であってほしいという答弁なんですけれども、そういう状況の中、移住・定住にも大きくつながっていくというふうには私は考えておりますので、課長のほうは過大に期待はできないということですけれども、私は逆に、財源のないこういう小さな町においては、批判のないようなきちっとしたふるさと納税、過大な返礼品でいろいろ問題もあって、総務省のほうからも注意があるという、そういう状況ではありますけれども、むかわ町はそういう状況にはなっていないので、そこで、むかわ町の場合には納税者に対してどのように返礼をしているのか。領収証と品物だけという形のおつき合いなのか。それと、むかわ町のふるさと納税のリピーター率。それから、上士幌はクレジットカードの納税も受け入れていますので、その辺についてむかわ町はどういう形で取り組んでいるのか、その中身についてちょっとお教えを願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） まず、納税をいただきました方への対応の関係でございますが、これは先ほど先進地のホームページのお話でしたが、本町におきましてもホームページに掲載をし、本町がどのような町なのかという紹介から、このような使い方をさせていただいておりますというようなことも御案内をさせていただいております。この点につきましては、まだまだ工夫、改善の余地は、これはあるのかなと考えているところでございます。

また、2点目のリピーター率でございますが、結論を申し上げますと、その分析については現在取り組み中でございます。御案内のように、本町は平成20年度からこのふるさと納税を始めたかと記憶をしておりますが、昨年度、平成26年度は7,000件、金額にして1億1,000万を超える、いわば急激に伸びてきた背景になってございます。そういったこともございまして、必ずしも担当職員の、そういった細かな分析等々については手が回り切れていないというのが正直な実態でございます。

ただ、一方では、議員もお話ありましたように、この返礼品というものが地域経済にとっ

て循環をしていくという、そういった形になっているのも事実でございますし、またこれだけの件数になりますと、少なからずクレーム情報というものも実はございます。こういったものを丁寧に取り組むということが、せっかく寄附をしていただいた皆様への心証を含めて、今後のつながりというものにつながっていくのではないかとこのように考えておりますが、いかんせん昨年度7,000件を超えるような状況でございますので、今後はそういったPR、さらにはクレーム等々への迅速な対応を含めまして、アウトソーシングというものも考えていく必要があるのではないかとこのように現在調査をしているところでございます。

クレジットの関係ですが、これは26年度大きく件数、額が伸びた背景にもありますが、本町ではインターネットによる申し込み、さらにはこういったクレジットでの寄附という形を既に取り入れてございますので、そういったものが背景にあつてこういった形になっている要素にもあるのかなというふうには捉まえているところでございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） わかりました。

全国では、長崎県の平戸市が14億6,000万円、それで上士幌が約10億。全てまねするわけではないですけれども、現実にそういったふるさと納税を集めている町があるということは、総務省からの高額な返礼のある状況については別として、やっぱりむかわのような小さな町で財源のない町は、このふるさと納税の意味というのは非常に大きいと思うんですね。

自主財源の確保と、それからむかわ町のそういった特産物、こういったもののアピールと、それとむかわ町と町外の人方、府県の人方との交流の中で、やっぱりある程度一線を終えた退職者がむかわ町に移住してもいいかなという、そういったものにもつながりますし、ふるさと納税というのは、簡単にもののやりとりだけではなくて、いろいろな面でむかわ町に波及してくると思うんですよ。そういった面で、私はこのふるさと納税というのは、金額を集めている町がどういう方法をとっているのか、ちょっとまねて少し努力してみてもいいかなという、そういう考えですが、いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 議員のほうから、自主財源というふうなことでお話がありました。基本的には、これは私どもが自主的に調達をできる財源ではございませんので、そこがなかなか難しいところというところで冒頭申し上げさせていただいたところでございます。

ただ、議員が述べられている点は、まさしくそのとおりかというふうに私どもも捉まえて

いるところでございます。ただ、総務省云々の話もございましたが、私どもとしては一定額を維持をしていきたいという思いは、これは当然あるわけでございますが、20年度から取り組んでいるこのふるさと納税の仕組みというものを改めて見直したときに、これだけの額というよりも、7,000件を超えるようなこれだけの件数があるというところに着目をしていきたいというふうに考えております。それだけ私どもの町に関心をいただいている方たちがいるわけでございますし、また、全国的にそういった、住んでいるところ以外の部分についてもさまざまな関心をお寄せいただきながらかわりを持っていくということが全国に浸透しつつあるというのが背景なのかなというふうに考えております。

そういう意味では、定住という考え方から社会の動きというものが非常に変化をしてきているという捉まえ方をするとすれば、議員もおっしゃっているように、このふるさと納税というものをきっかけにしながら、単に1つの自治体に住民登録をし、そこに税金を払うというこれまでの単線的な仕組みではなくて、さまざまな広がりを持っていけるような、そういう制度というものを私どもも調査をしていきたいというふうに考えているところでございます。そういった思いの中で、太いつながりという表現をさせていただきました。

ことしの夏ごろだったと思いますけれども、民間のシンクタンクがふるさと住民票という制度を提唱されました。前段の議論もいただきましたが、地方交付税制度は、文字通り住民が、国民の方が定住をするというところに着目をした税の再配分の制度になっておりますが、社会の動きというものが非常に大きく変わってきている中で、それを地方の中から変えていく仕組みということでふるさと住民票制度と、その入り口、切り口となるのがふるさと納税かというふうに考えております。こういったものを既に、8市町だったと思いますが、先進的な動きもございますので、幅のある、より深みのある、そういったものにしていくような調査というものを進めていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 佐藤 守議員。

[2番 佐藤 守議員 登壇]

○2番（佐藤 守君） 今までの質問の総合的な判断になろうかなと思うんですけれども、この中長期財政フレーム、これについては今とりあえず見直す必要がないのではないかと、そういう御答弁をいただいたんですけれども、中長期財政フレームと現在比較してみますと、平成26年の町債残高は113億。これに対して、26年度は107億。公債費比率は、15.7%に対して、今回12.7%。12.7%はこれ26年で間違いないですね。ですから、すばらしい財務状況で順調に150億の町債が減ってきているという、そういう状況なんですね。

それで、唯一フレームと違ったのは人口数なんですね。人口問題研究所の推定値、これフレームの中の推定値ですけども、26年は載ってはおりませんが、27年が9,315人ですけども、現在8月末で8,849人。こういうふうに掲示されていますけれども、466人推計値よりも減っておりますし、合併時よりも1,600人以上が減少しているんですね。そういう状況の中で、国勢調査でさらにそれらを加味して交付税が減ることになると、このままでいいのかなというのが一つ頭にあるんですよ。

問題は、新規事業も何もしないでこのまま推移するんでしたら、むかわ町は本当に健全経営でずっといくと思うんですけども、やっぱり竹中町政の中でそういうわけにもいかない。何か新規のものに取り組んでいかなければならない。その中で、学校改築とか給食センター、また恐竜を生かしたまちづくり、こういったものというのは、たしかこのフレームの中には入っていない計算だと思うんですね。それらを考えると、財務状況の見直し、今フレームの見直しは考えてはいないということですけども、検討してみるという、そういう考え方で一度数字を当たってみるという考え方はできないでしょうか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 基本的な考え方につきましては、冒頭の答弁で申し上げたように、見直しをするに当たっての諸条件というものをきちっと見定めていく必要があるのではないかと。見直しをしないというふうに明言をしているわけではございません。地方創生等々のさまざまな国サイドの動きというものを見定め切れない状況にあるのが現状だと思います。地方交付税の国における見直しについても、先ほど申し上げたような、いわば概略的な内容はわかりますけれども、算定をするだけの詳細な情報というものが出されておきませんので、これはなかなか技術的に難しいものがあるかというふうに考えております。

また、国勢調査人口に議員の御指摘のポイントがあろうかと思いますが、人口の面につきましては、確かにフレームからの乖離というものは出てきてございます。ただ、現実の交付税の算定の際には、議員がおっしゃっているような大きく減少する市町村につきましては、そこに一定の配慮をしていくという仕組みに実はなっております。つまり、人口が減ったからといって、直ちに必要な行政活動というものまで縮小するわけではないわけでございます。そこに一定の配慮をし、つまり急に減った自治体については急減補正という形で対応していくという算定の仕組みになってございます。この辺も、実は毎年度、毎年度の交付税の算定の細かな部分を見ないと、実態としてどうなっていくのかと。さらに、その上には地財計画というもののなかで、国が地方財政というものをどう捉まえていくのかということの内



包しているわけでございまして、この見直しというところについては非常に難しいところがございます。

また、最後のほうに中央小学校、あるいは地方創生等々の点にも触れられておりましたが、冒頭申し上げましたように中長期財政運営指針、これは副題としてありますように、単年度ごとの行政活動を推測をし、その中で財源、財政の見通しというものを立てているわけではございません。大きな要素の中で、特に合併交付税の算定の部分が大きいわけですが、そういったところに着目をしながら、持続可能な財政フレームというものを置いていくということでございます。そういった考え方になっておりますので、個別の事業の積み上げででき上がっているものではないということを御理解いただければと思います。

○議長（三倉英規君） 佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 28年、29年に大きな事業が入ってくる、これがちょっとフレームに入っていないのでどうかなという心配もあったものですから質問をしたところがございますけれども、説明は十二分にわかりましたので、次の質問に変えたいと思います。

2番目に、人口減少対策について。

これはいろいろな意味合いがまた入ってくるかと思えますし、これは今全国共通のテーマになっていますけれども、その中で2点ですね、婚活、結婚への支援対策、この考えについて伺いたいのと、2番目には、地方創生の人口減少対策ビジョンの状況ということでお聞きしたかったんですけれども、書類がつい何日前に来まして、この地方創生の対策ビジョンについてはあす詳しく説明があるということですので、これについては何か簡単に説明をしていただければ私のほうでは深く質問はしないつもりですので、その点でよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） それでは、議員の質問要旨に基づいて答弁をさせていただきたいかと思えます。

人口減少対策としての婚活、結婚への支援策についてお答えさせていただきたいと思えます。

少子化の要因として、晩婚・晩産傾向というのが指摘されており、結婚、特に早期の結婚を進めていく取り組みというのは、人口減少対策、特効薬はないのでございますけれども、その対策の入り口に当たるものと認識することができるかと思えます。しかし、人口の構造

的な課題としては、人口の大都市集中というのが根幹にあり、これまでの各自治体での取り組みを見ましても、短期的、過小的な成果にとまっているものと考えられます。

本町の人口減少の現状、課題としましては、御案内のとおり生産年齢人口の減少が大きく、効果的な行政施策として進める限界がありますので、産業関係団体等と連携する中で取り組みに支援する方向で議論してまいりたいと考えております。

参考までに、北海道の事業として結婚支援広域連携促進事業というのが6月にスタート、胆振管内におきましても、ネットワーク化、アンケート調査、さらに事業化に向けた協議が動き出したようでございます。今後、これらを参考にしながら、本町の対応というのにも努めていきたいと考えているところでもございます。

次に、地方創生の人口減少対策ビジョンの状況についてでございますが、地方創生の動きにつきましてはこれまでも議会でも御説明をさせていただきましたが、むかわ町としてことしの12月の策定を目指して進めてきているところでもございます。人口ビジョン、これからのむかわ町の人口水準をどのように考え、どう対策を抜いていくのか、その方向性を示すこととなっております。現在、各種統計情報に加え、7月から8月に実施しておりますそれぞれのアンケート調査結果に基づく分析を行いながら、一通りのデータがそろいつつある段階となっております。9月中に方向性を協議して、10月中に皆様にお示しをしたいと考えております。先ほども触れられておりますけれども、この件に関しましては、あす議員協議会の場を設けさせていただき中間報告をさせていただきますので、よろしく御理解を願いたいかと思っております。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） この人口減少問題については、6月議会でも第1子・2子にお祝い金をという話もありましたが、それも必要とは思いますが、私はまず結婚が前提になるのかなというふうに、そういうふうに思っております。ただし、シングルマザーを否定するものではありませんので、ひとつ誤解のないようお願いをしたいと思います。そこで、本来は自然な形で結婚に進むというのが一番いいとは思いますが、なかなか今そういう状況にもなっていないという、そういう状況でもあります。

そこで、これ今農業に関してちょっとお聞きするんですけれども、今後継者が非常に農業、ふえているんですね。ところが、結婚相手がいないという、そういう深刻な話というのは結構あちこちの地域から耳にするんですよ。それで、今回12、13、つい四、五日前にプチ農女

子会、これを新規就農受入協議会と担い手育成センター主催で実施したかと思うんですけども、この状況についてちょっと伺いたいなと思いますけれども。

○議長（三倉英規君） 天野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（天野良信君） いわゆるプチ農女子会ということで、今月の12、13、土曜日曜日にかけて開催させていただきました。参加者は残念ながら2人というところで、札幌の方が1名、それから府県から1名、川崎市というところから1名参加していただいております。

中身につきましては、当町の農業の状況などを御説明いたしまして、それから農家のほうに参りまして、花卉、花ですね、花の生産農家のほうに参りまして、そこでの生産状況の話をお話を聞いたり、それからトマトの生産農家のほうにも参りまして、いろいろな、そこでの奥様のお話を聞いたりしながら、農村生活での、ほんの短い時間ではありましたが、そういう農家の生活の一部を体験していただいたというところがございます。その体験後に、今度は町内の若手の農村女性の皆様に数人集まっていたいただきながら、食事会をさせていただきました。女子トークというところで、ちょっとざっくばらんに、女性ならではのその中での話を積極的にしていただきながら、軽い食事会という形にさせていただきました。農家の方からも自己紹介をしながら、こちらのほうに結婚で来られた経緯など、その辺もお話しいただきながら、それから農村生活でのいろいろなお話を聞きながら、ほんの短い時間ではありましたが、むかわ町の生活、それからむかわ町の農業についてのことを体験していただいたかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 今回は農女子会ということで農業者だけを対象とした活動なんですけれども、むかわ町には第1次産業から第2、第3といろいろな職種の方がおりますので、これらのこともちょっと考えていただきたいということで質問をさせていただきたいと思うんですけれども、苫小牧市が今回、6月、7月に独身の20代から30代にアンケート調査を行っているんですね。ここで、結婚しない理由の一番が「精神的に自由でいられる」、これが50%なんです。次に「家族を養うだけの収入がない」、「異性とうまくつき合えない」、こういった順になっているんですけれども、先ほど町長のほうからも答弁があった、道のほうで結婚サポートセンターというのを開設しているんですけれども、この結婚サポートセン

ターが先ほど町長が答弁した、違った名称でちょっと答弁をしたんですけれども、ここと同じなのかちょっとお伺いしたいのと、昔と違って、今はもう行政の支援がもう結婚にはどうしても必要な、そういう状況になっているんですね。道もそういうセンターを開設していますし、苫小牧は民間でそういった婚活センターというのを開設しているんですけれども、むかわ町とは苫小牧と結果が、職種も違いますので結果が違うのかと思いますけれども、そこで、むかわ町も今回国勢調査で独身の推計はできると思うんですね。それで、できるのであれば、その状況から対策というものも考えていくことができると思いますので、その考えと、むかわ町全体の職種を対象とした婚活の専門窓口、こういったことを開設することができないのか。担い手育成センターというのは総合的なそういう役目もしているんですけれども、一応これは農業が中心になっているので、担い手育成センターが窓口に行けるのかどうかちょっとわかりませんが、その辺もお伺いしたいのと、第1子・2子のお祝い金の話もありましたけれども、こういったアンケートの実態を見ても、やっぱり生活面、金銭面というのもちょっと大きいのかなと。そこで、過去にたしかむかわ町でも、そういった住宅の改築資金だとか、そういったものを補助していた時代もあったと思うんですね。それで、今回こういった婚活を、結婚を勧めるという前提の中で、住宅資金の助成だとか、結婚お祝い金だとか、そういったものは考えられないものかお伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 齊藤総務企画課課長。

○総務企画課課長（齊藤春樹君） 最初に、結婚サポートセンターというお話がございました。これについては、北海道のほうで、子育て支援課のほうで、民間にプロポーザルというか、民間業者に委託、プロポーザル審査によって委託先を選定して、株式会社ノヴェロというところが運営等を行って、道の施策に基づいてやっているということで、先ほど町長がお話ししましたものについては、北海道の施策として子育て関連の7本の柱の中で婚活についてもやっていくということで、各振興局管内にそういった組織をつくって、いろいろな連携をしながら北海道全体として進めていくという流れの一つになってございます。

それから、いろいろなアンケートで、ニーズ調査といいたまいますか、そういった実際の独身の方がどう考えているとか、そういった部分の調査というお話がございましたが、あす御説明するビジョンを定めるに当たって調査したものの中で、一般町民のアンケートの中で今独身の方が何名いるとか、そういった方が今後結婚についてどう考えているとか、そういったような、あと理想の子ども数はどのぐらいであるとか、そういった調査を、無作為抽出の調査ですから全体への調査ではございませんけれども、そういったものを一つ調査し

ておりますので、その辺についてはあした御説明をさせていただきたいなと思っております。

あと、今、農業サイドで、若干そういった後継者対策といいたいでしょうか、そういった部分で取り組みをされているんですけども、今回総合戦略を策定するためのヒアリングをしたんですが、なかなか今までにないというか、地方創生自体はそうなんです、1つの部署だけでは終わらないというか、いろんな連携をしなければ進められないということが大変多くございまして、その辺をどう形にしていくかというのはなかなかまだ姿として見えてございませんので、先ほどいろいろなお話のあったいろいろな助成ですとか、お祝い金ですとか、そういった部分についてはまだまだこれから詰めるという段階でございまして、議員の御意見も参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 町長の冒頭の答弁で、胆振結婚支援ネットワークに触れておりました。その違いはただいま齊藤課長のほうから御説明申し上げましたが、このネットワークの概要を簡単に説明させていただきたいと思っております。

これは、道の10分の10の補助事業が実は今年度からできまして、これに基づいて、管内における婚活に向けた推進組織というものを立ち上げていくという予定になっております。めどとしては、10月の中旬くらいにこれを設立していくという流れになってございます。議員が御指摘しているように、さまざまな管内の担い手の課題等について共有をしながら、結婚支援の課題解決に向けていきたいという内容になっているものでございます。この推進組織を立ち上げることによって、幅の広い1つのネットワークという形の中で、本町もその一環として取り組みを進めていくことができるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤 守議員。

[2番 佐藤 守議員 登壇]

○2番（佐藤 守君） ありがとうございます。

非常に全国共通のテーマで、本当に人口減少対策については頭の痛いところなんですけれども、とりあえずむかわ町にはたくさんの独身者がいるということで、何とかそれらの人方が結婚に踏み切るとい、何かそういう条件を整えば少しでも解消できるのかなと、そういう考えでおりますので、ひとつ前向きに考えていただきたいというふうに考えております。

それで、2番目の地方創生については、あす詳しい説明がありますので、ここでの質問は控えたいと思います。

そういうことで、私の質問、以上で終わります。

---

◇ 山 崎 満 敬 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、1番、山崎満敬議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 通告に基づきまして、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、廃屋の解体についてですが、老朽化が著しい廃屋の処理について、居住者がなくなった危険な老朽家屋の解体・撤去するための費用の一部を助成し、助成に対しては、住宅所有者が町内の業者に依頼して住宅を解体した場合に上限を設けて補助金を交付するなど、今後空き家対策特措法の本格的な運用も考えられる中で有効な手段と思われませんが、お伺いします。

○議長（三倉英規君） 石川政策推進グループ長。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 廃屋の解体についての御質問にお答えいたします。

現在の状況として、各所管関係課で廃屋及び利活用も含め空き家対策について方針の確認をしてございます。今後の対応といたしましては、市街地の一般住宅、農家住宅、商業関係の店舗などを区分し、各所管担当課において、年度内に空き家の状況を調査して、現状を把握、整理することとしております。その後、空き家の利活用及び解体などを促進する仕組みづくりを進めてまいりたいと考えてございます。これら現状把握と分析を踏まえた上での対策となりますが、議員提案の町内循環型の解体支援は有効な手だてと考えられますので、仕組みづくりの際に、他事例とあわせて研究をさせていただきたいと思っております。

なお、空き家対策の推進に当たっては、まず空き家対策の全体フレームを組み立てて対応を図ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） ぜひ調査、研究を進めていただいて、私が言いましたこの点……

○議長（三倉英規君） 山崎議員、マイクを。

○1番（山崎満敬君） 町内業者に依頼しての解体の際に、ぜひ補助金などを考えていただければ町内業者も潤うということの質問をさせていただきましたが、その辺についても、今後の中で考えていただけるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） ただいま議員からの御意見ございました部分につきましては、これから、先ほども申し上げましたけれども支援策、そういった部分を検討する中で、現に豊浦町のほうではこういった解体にかかわるいろんな補助制度等を対策しているところもございますので、道内の先進事例も踏まえて一緒に検討させていただきたいなというふうに思っております。そのような形で御理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） わかりました。ぜひ、実行を早くしていただきたいと思います。

次に、町村合併10周年記念事業についてですが、町村合併をしてから10年目を迎え、まだまだ両地区の間には温度差があると思っておりますが、1つの町としてこれから進んで行く中で両地区の住民が自然体の中で交流が必要と思われませんが、一体感をこれから醸成していくためにどのような事業を考えているのかお伺いします。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 合併10周年記念事業のこれまでの取り組み及び平成28年度以降におけます取り組みにつきましては、平成27年第1回むかわ町議会定例会の場におきましてその概要の御説明をさせていただいているところでございますが、本年度におけます取り組みにつきまして、一体感を醸成するための事業という観点からお答えをしたいと思います。

本年度、年間を通じて、イベント等におきましてはむかわ町合併10周年記念の冠をつけ、各実行委員会等に創意工夫をお願いしているところでございます。一方、町が主体となります関係事業におきましては、町民憲章、清流と健康のまち宣言、町民参加によるイメージキャラクター制定、来年3月に予定しております記念式典などの取り組みを契機として、一体感の醸成につなげていく考えでございます。また、今後は町民主体の活動に期待するところでもございます。地元力耕上元年として、両地区の共同事業を後押しする取り組みとしてまちづくり耕上促進事業を創設しておりますことから、今年度以降の事業について検証し、制度の効果を高めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） わかりました。

るる説明を受けましたが、一体感について町長はどのように考えているのかお伺いをした

いと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 一体感という言葉、非常に奥が深くて重みのある言葉と捉えております。果物の果実のように、何年たったらとれますよと、熟度が高まりますよというふうな形の表現はなかなか難しいのかなと思っているところでもございます。

そこで、先ほど答弁もありましたように、これまでの既存の事業というんでしょうか、10周年を節目とした一連の事業もさることながら、日常、ふだんのこういった身近な町民の皆さんの交流を通じた、地域の持つ特性だとか、あるいは情報の共有化、こういったところからも一体感というのは重なっていくのではないかなと思っただけのところでもございます。

そこで、具体例として繰り返しますけれども、精神的な支えとなる、今年度について言えば10周年ということで、町民憲章、さらには両地区での共通のテーマとされている健康と清流と、こういった町の宣言、こういうようなものに取り組む中における共通認識、共有化ということも大切にしていかなければならないのかなと思っております。それとあわせて、今現在ふるさと、地方創生、むかわの創生に向けたまちとひととしごとの戦略づくりというのが進められているところでもございます。そういった中での、戦略そのものというよりも、戦略をつくる過程での町民の参加というののも一体感醸成につながってくるのではないかと捉えているところでもございます。

ことしを地元力の耕上元年として位置づけているところでもございます。そういった中で、町民の皆さんにより両地区の共同事業の推進、それとあわせて先ほど申し上げました既存事業の、お互いが知り合うというんでしょうか、そういった交流というのをも10周年の節目として、記念事業だけではなくて一過性でない持続性を持った取り組み、こういったところを大切にしていきたいと思っただけのところでもございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） まさに町長のおっしゃるとおり、持続性を持った交流を大切にしていきたいということが醸成をするための一つかと思っております。

そこで、一体感について醸成するための質問をさせていただきましたが、私、ちょっと感じたことがあるんですね。野球をやったりしていたんですが、草野球で、合併したときはすぐ穂別地区の方はチームをつくって参加をしていただいて、むかわ町のほうではナイター制で野球をやっております。トーナメントとかリーグ戦とかやっているんですが、初めのう



ちは両地区面識がない方が参加した中で試合をしているので会話もなかったんですが、試合が終わってグラウンド整備などをするとき。それが何年かするうちに、試合する前とかグラウンド整備をしているときには気さくに話をするようになったんですね。まさにそれが、町長がおっしゃっていたとおり、一体感が生まれてきて、違和感のない、本当の1つの町に近づいたんじゃないかという光景を見ることができて、まさに感じられました。

そこで、各地区で、今ビーチバレーとかミニバレー、パークゴルフなどやられているかと思うんですね。いろいろなサークル活動もあると思うんですが、穂別地区の各チームの方が鶴川地区に来て試合をすとか、鶴川地区の方が穂別地区に来て試合をするというようなことで、各地区地区で今まで行っていたものを1つの町の試合というのかな、としてやるというような形で、それは今野球で言っていたように、しょっちゅう顔を合わせるような形、先ほど町長が言っていたような、そういう形に持っていけないかなというように思うんです。もちろん、それにはバスとか、いろいろ町政がかかわっていかなかったら1つになかなかできないようなこともあろうかと思いますが、その点積極的に行政がかかわったらいいんじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 高田生涯学習課長。

○生涯学習課長（高田純市君） 両地区におけますスポーツ交流につきましては、各スポーツ団体、文化団体等、積極的に交流を図るようにしております。確かに距離的な問題もございますので、そういう交通手段等につきましてもいろいろ配慮した中で実行している中、状況でございます。ただ、今現在、どことどことどこといったようなことをはっきりこの場で申し上げられませんけれども、ゲートボール関係ですとか、パークゴルフをやるとかいったところで一体にやるというような事業がそこそこの団体で取り組まれております。

今後につきましても、そういった交流事業等につきましては支援をしてみたいというふうに考えるところでございます。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、いろいろ既存の事業等もございまして、そういった中で極力自然体での取り組みというふうには進められてはきているというふうに思っているところでございますけれども、ことし10周年ということもございまして、先ほどありました地元力耕上促進関連ということで、新たな事業として地元力耕上促進事業というのもまた立ち上がったわけでございます。その中で、まちづくりの耕上の促進事業という中に、両地区の共同事業というメニューもございまして、なかなか新しい案が出てきていないわけでございますけれど

も、ぜひこういった新しい制度もいろいろ活用いただきながら、両地区の一体感といいますか、全町的な取り組みというものを今後ますます掘り起こしをぜひしていただきたいですし、私どももいろいろ考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） ぜひ、持続性を持った事業を町が引っ張って行ってやっていただきたいと思いますが、その持続性ということで恐竜事業もあると思うんですが、6月の議会でも1本質問させていただきましたが、四季の館に早速、たんぼぼ食堂の東側でしたか、原寸大の全身骨格図を展示していただいております。見てきました。あの場所は一時的かとは思いますが、今後の展示についてどのような方向性を持っているのか、その辺お伺いします。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいま議員のほうから質問がございましたハドロサウルスの全身骨格のパネルにつきまして、たんぼぼホールの方に今展示をさせていただいております。実は11月に四季の館改修事業を予定しております、その段階で一部玄関ホールの方に移設をしていく方向で、現在四季の館果夢工房と調整をしているところでございます。以上でございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） わかりました。

四季の館と調整しているということで、ぜひ玄関口に今言ったようなことで、もっと急げればよかったんですけども、観光客の多い時期とか、キャンピングカーが来ているのが多い時期に、ぜひ宣伝になるので、なるべく急いでいただいて、玄関口、内外問わずアピールをしていただきたいと思います。

終わります。

---

#### ◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（三倉英規君） 次に、4番、大松紀美子議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

まず初めに、平和のまちづくりについて伺います。

戦後、私を初め多くの国民は、平和は当然のこととして生きてきたのではないのでしょうか。それは、日本には戦争放棄をうたった世界に誇る憲法9条があったからです。しかし、この平和が、日本国民1億2,500万人の中で見ればわずかな国会議員の不遜な野望で脅かされようとしています。世界で唯一の核被爆国である日本、そして戦後70年を迎え、戦争を体験した方々も少なくなっています。平和のとうとき、戦争の悲惨さを後世に伝えていくための行動を強めていかなければとの思いを強くしております。

核兵器をこの世界からなくし、戦争のない平和な社会を築くための声を上げようと非核平和自治体宣言を行っている自治体数は、全国1,788自治体のうち1,587で、宣言率は88.8%になっています。この北海道では、179自治体のうち109で行われ、60.9%です。人口割合では87.6%の人々が、この非核平和自治体宣言のもとで生活をしています。

町長は、ことしの戦没者追悼式の式辞でも、さきの戦争を教訓に恒久平和を願うとの言葉を述べられています。そこで、この際、平和のバトンを次世代につなげるために、むかわ町非核平和のまち宣言を行う考えはないか伺います。

また、小中学生を対象とした広島・長崎平和記念式典への派遣や平和パネル展など、平和に係る事業を行う考えはないか伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

説明員にお願い申し上げます。音響の関係で少し聞き取りにくいようでございますので、少しだけボリュームを上げながら答弁していただきますようお願い申し上げます。

○町長（竹中喜之君） 平和のまちづくりにつきましてお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、戦争体験者、さらに遺族会の会員の皆さんの減少、そして高齢化、こういったところが実情として生じてきております。後世にどう伝えていくか、そういった手だて、取り組みというのもこれから来るべき時代を迎えていると認識しているところでもございます。議員提案の宣言の一つの手法につきましては、後世に伝えていく手だての一つとして考えるところでもございます。既に御案内のとおり、清流と健康というのを理念とした今年度町の宣言制定について、まちづくり委員会に諮問し、現在取り組んでいるところでもございます。

また、平和にかかわる事業につきましても、趣旨は理解できる内容でございます。宣言も含め、その取り扱いにつきまして、他自治体の事例調査、そして研究を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 調査、研究しながら、これは前向きに制定に向けて努力をしていくというふうに受けとめました。それでよろしいでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御案内のとおり、私自身も、先ほど大松議員が触れられておりますけれども、実際に平和に関する事業というんでしょうか、そういった中で、毎年さきの大戦で犠牲になられた方々への慰霊祭、この参加を通じてのみたまへの慰霊と将来に向けて二度と戦争のない国としての平和の誓いというのをさせていただいているところでもございます。また、あわせて、これは毎年、原水爆禁止国民平和大行進のための協力として、私自身が署名もしてきているところでもございます。

先ほど申し上げましたように、町としましても事例調査、そして研究を行い、今後におきましてもさまざまな、先ほど言った平和事業の積み重ね、これらも含めながら、町民の皆さんと一緒に平和のとうとさを考える機会というのを改めて大事にしていきたいなど。あわせて、議員御質問にもありますように、先例地の事例を見ますと、あくまでも町民の皆さん、この意思というのが基本になるのかなと思います。そして、あわせて、議員の皆さんによる、例えば議会決議だとか、あるいは請願などの並行した動きというのも数多く見られておりますので、今後に向けましては、そういった状況も見きわめながら、議会の皆さんとしっかりと向き合った中での連携を図り、その対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 町長のおっしゃることは予想しておりましたけれども、やはりそこへ来たかという思いで今聞いておりました。

確かに町民全体、もちろんそうですし、議会の中でも、これはむかわ町全体の、ここに住んでいる全ての人たちの総意というものがとても大事になってくるというふうに、私もそれは思っております。ただ、今さきに私が発言しましたように、今本当に平和というものがどれほどとうといものかということを一一人が考えざるを得ないような国の動きが、まさに今真っ盛りするときですよね。私は、だからこそこの質問をさせていただいております。

ですから、当然議会がとか、町民がということもありますけれども、町長自身がやっぱりこの町で生きていく住民の福祉や暮らし、生命や財産を守っていくというところから、首長

の責任として自身はどのような思いでいるのかというところをやはり私は質問しているわけですから、私はきっちりと、これまでどうしてきたとかこういうものをやってきたとかではなくて、これからに向けて、町長はこの平和の問題についてどう向き合っていくのかという姿勢を示すためにも、私はきちんと述べていただきたいというふうに思って質問をしているところであります。どうぞ、町長の考えをもう一度。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先般の6月議会でしたか、憲法についての御質問があったかと思えます。そのときの答弁の繰り返しになりますが、私、町政を預かる身として憲法を擁護し、いわゆる憲法というのは立憲であり、平和であり、民主主義でありますよといったものを擁護して遵守し、町政執行に当たっているところでございます。

繰り返しますが、平和を愛する基本姿勢のもと、町民の皆さんの生命と身体と財産を守ることが町政運営の基本であると考えておりますので、先ほど申し上げましたように、今回議員提案されております宣言につきましては、議会の皆さんとしっかりと向き合いながら、改めて申し上げますけれども、その対応について努めてまいりたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） よろしくお願いたします。

2つ目の質問に移らせていただきます。

介護保険制度についてです。

社会保障と税の一体改革の名のもとに、さまざまな国民負担増が行われてきております。その中の1つ、第6期介護保険制度の改正がことしの4月から始まり、8月からはさらなる改正が行われています。この改正における影響と、またその対策について伺います。

1つには、介護報酬の引き下げにより、町内の事業所が受ける影響額について。

2つ目に、特養ホームの待機者の状況について。

3つ目に、介護利用料が2割負担になった、その実態について。

4つ目に、施設費用の負担軽減制度（補足給付）の影響について伺います。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 介護保険制度について回答させていただきます。

1つ目の介護報酬改定による町内事業所の影響額についてですが、4月からの介護報酬の改定により、3月利用分と4月利用分の事業所の減収率は、事業所により差はありますが、

10から13%でした。その後の事業所の収入状況については、利用者の増減や利用者の介護度で変動する部分が大きく影響するため、事業所により差が大きく、また月によって変動がありますが、昨年よりも収入増となっている事業所がある一方で、20%以上減額になっている事業所もあります。各事業所は、定員枠をふやすことや職員の勤務体制を整備するなどの努力をし、対応をしている現状が見られています。今後も事業所の収支状況等を確認し、介護保険サービスの低下につながらないように、連携、相談していきたいと考えています。

2つ目の特別養護老人ホームの待機者の状況ですが、特別養護老人ホームの入所判定対象が4月から変更し、要介護3から5の方と、要介護1・2の方のうち認知症や家族の状況等の考慮事項に該当する方となっています。考慮事項の該当の可否については、施設の入所判定会議前に担当ケアマネジャーと町担当者に状況を確認し、判断しています。

町内の特養2カ所の待機者は合わせて81人で、うち要介護1・2の方が46人と半数以上になっていますが、考慮事項の該当となる方は数名です。考慮事項の該当とならない方につきましても、待機者として、次回の入所判定会議の際にはその都度状況を確認して判断することになります。

3つ目の介護利用料が2割負担の実態ですが、介護保険サービス利用料の自己負担は一律1割でしたが、8月から、第1号被保険者で一定以上の所得のある方は2割負担に改正されました。8月末現在、むかわ町で介護認定を受けている方503人中、2割負担になった方は13人です。その中で、介護サービスを利用されている方は8人です。2割負担になったことで自己負担が今までの2倍となりますが、一定額以上の高額になる場合は高額介護サービス費の適用となり、基準を超えた負担額は払い戻しを受けることとなります。

4番目の施設費用の負担軽減制度（補足給付）の影響についてですが、介護保険施設の入所やショートステイを利用する方の食費や部屋代は、本人負担が原則となっています。本人及び同一世帯の方の前年所得をもとに低所得者には負担軽減を行っていますが、8月からは配偶者が町民税課税の方と基準を超える預貯金がある方は対象外となっています。負担軽減の適用にならない方は、1カ月の負担額が第2段階の方と比べて4万3,000円、第3段階の方とは3万6,000円ほどの差があります。むかわ町では、4月に広報で周知をし、7月に施設入所者や昨年度の対象者に申請書を配付、さらに7月中に申請のない施設入所者には施設を通じて再度申請を促しており、8月末現在で125人が負担軽減の対象として決定されています。今後も制度の周知に努め、個別の相談に対応していきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） ここで昼食のためしばらく休憩いたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

なお、議場の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） どうぞ。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 答弁をいただいたんですね、全部。

○議長（三倉英規君） はい。

○4番（大松紀美子君） それで、この介護保険制度については総務厚生文教委員会の中でも何回か議論させていただいていたんですが、知れば知るほど、何かの法案と同じで、知れば知るほど将来の不安が増すということで、改めて質問の中で聞かせていただいています。

1番目の、介護報酬の引き下げで町内の事業者の方が受ける影響額ということを知ったんですが、額とは聞いているんですけども、額が出てこなかったと。各事業所の減収がどれくらいになるのか、具体的に御答弁ください。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいま御質問いただきました影響の額ということでございます。こちらのほうでは、一応事業所のほうに聞き取りではございますけれども、なかなか事業所も、自分の経営状況について今の自分たちの収支を出すので目いっぱいなんですけれども、前年度の比較とかなかなかできていない状況です。聞き取りの中で出しているというのがほとんどです。大きな事業所についてはある程度やってはいるんですけども、小さい事業所はなかなか実態把握というか、今現状の経営状況についての認識はあるんですけども、計算して、介護報酬でどれだけ下がったという計算は具体的には出していませんが、おおよその金額を聞きながら、こちらのほうで先ほど申しました影響の率という形で、多いところで5月までは10%程度だったんですが、8月時点では2割を超えるところも中には出ているということです。

各事業所のことなので、金額は、大きな事業所、それから小さな事業所というのは何千万

から何十万の差がありますので、事業規模が全然違いますので、そういった意味では、数字をここで幾らと言うよりも、どの程度、前年度よりも何%ぐらい収入が減っているのかという形でお伝えしているところです。個別での金額が幾らかというのは、事業所の事もございますので金額としてお答えすることは控えたほうがいいかなと、このように考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） これは、4月17日に開きました総務厚生文教常任委員会の追加資料で出していただいたものです。ここには事業所名は書いていませんけれども、特養を含め、それから通所介護、訪問介護を含めて鶴川地区だけ出してくれましたよね。これだけで私どもが発行している民報には紹介しましたけれども、この鶴川地区だけで、これはもちろん概算ですし、平均的に2.27%引き下げられているということだけれども、3%のところもあれば、先ほど言った20%になるところもあると言っていましたけれども、この資料に出ているのは最高で15%です。それで影響、4月から改定になっていますから概算でしか出せないということでしたけれども、鶴川地区だけで1,900万です、1年間で。なるんです、こういうふうに。私は、穂別の地区はどうなっているのかということ、それもお聞きしたいんですけれども。まず、それで鶴川が1,900万、穂別はわかりますか。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 穂別地区におきましては、特別養護老人ホームと、それからあわせてそこでショートステイを実施していることと、それから事業所としてはデイサービス、訪問介護事業所、ヘルパー事業所の4事業所と、あと穂別診療所のショートステイ機能がございます。4月から8月という期間の限定で保険適用ですが、実際のところ、前年度と利用者数、介護度状況が異なりますが、大体1月平均、去年より利用者が上回っているところもございますが、1月大体90万とかありますが、ショートステイとかその他利用変動がございましたので、一様に言えないところもございます。

それから、逆に、訪問介護等につきましては、昨年よりも、具体的に言いますと、十数万円、14万ぐらい下がっております。それから、デイサービスのほうは、ちょっと金額のほうの詳細がちょっとつかめず、逆に昨年より上回っていて、減額のところは今はないというふうに承っております。

今のところ、そういう形で推移を伺っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。



[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) 相当な減額になるということね。

これをなぜ聞いているかという、29年4月から、デイサービスと、それから訪問介護、通所介護、これが町の総合事業に移行していくと。そうなったときに、結局この介護報酬の削減で、やっぱり小さなところが一番影響を受けているんです。わかりますよね、それは、担当の方はね。そうすると、どういうことが起きているかと。実際にお聞きしましたら、結局どういうことでこの減額を補って対応しているかという、職員を減らす。それから、職員のシフトを、例えばお風呂に入る人がいるときには、そこに集中して出勤してもらうと。午後になったらお風呂がないから帰ってもらうとか、そういうやりくりをしてやっていると。そして、小さなところでは、ともかくこの8月、9月、10月の3カ月で減収が続いていったら、これ以上続けてやっていけるかどうかわからない瀬戸際にあると言っていました。

もし、そうなったときに、今、介護の計画書、6期の計画書の中で、訪問介護の27年、28年、通所介護の27年、28年で、例えば訪問介護でいえば27年度は月27人、それから通所介護でいえば27年度は月73人、こういう方々を、ごめんなさいね、鷺川地区でいえば4つの施設で受け入れなきゃならないんですよ、多少の人数が変わっても。計画書の中には、29年度から総合事業、町の事業に移すので出ていませんよ、もちろん。だから、27年度、28年度でいうと、それだけの人が総合事業に移って、鷺川地区でいえば4つの施設、それから穂別でいえばデイと訪問で、ちょっと数がないか。1カ所。そこで見なきゃならない。そうしたら、いざあと1年半ぐらいしかない中で、今事業所の人たちの経営がうまくいかなかったら、29年度に総合事業に移ろうというときに町はどうするのかということなんですよ。それで、この減収になっているところを、では具体的にどうやってつかんでいるのか、どういう懇談をしているのかと。そういう話し合いは、各事業所としているんですか。

○議長(三倉英規君) 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹(中澤十四三君) 介護保険の今後の現状と状況について、どのような事業所との打ち合わせをしているかというふうに承りました。

現在、特別養護老人ホームとかデイサービス、その他訪問介護事業所等、病院等もあわせただ中で、むかわ町地域ケア推進会議というのを開催しております。地域ケア推進会議の中で、今現在、新たなる総合事業についての進め方、それから具体的な金額等につきましても、今まさに検討をしているところでございます。また、そのほかにも、個別の事業所についても、業種間、例えばデイサービスならデイサービスの会議を、個別事業所に集まっていただきま

して、個別事業所の話し合いを自主的にやっている中にも、町担当者がともに入りまして現状と今後の展望についても検討をしているところですし、今後ますます具体的な検討を進めていく予定でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 地域ケア会議、3カ月に一遍やっていると聞いていましたけれども、それは当然やるべきことだからやっていかなきゃならないことですが、今この4月からの減収によって、私がこれは直接行って伺ってきていますから、うそではないことなんです。ですから、こういう事業所が一つでもなくなったときに、困るのは町の、保険者である町なんです。高齢者を路頭に迷わすわけにはいかないわけだから、幾ら国が悪政の限りでこういう制度に変えてしまったといえども、保険者である町は責任を持たなきゃならないわけですから、その点で、具体的にもう来月やれるかやれないかみたいな施設があるという事は御存じでしたか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 4月から減額の改定があったわけでごさいます、ふえる項目、または減る項目というの中にあると思いますけれども、総合的に見ますと、改定率というのが2.27%ということの減額、報酬の減収ということになっております。そういった中で、各事業所ともいろいろ工夫をしながら、職員の構成ですとか、そういったところで減収分を上げていくとか、いろいろな工夫も図っているわけでもございます。

十数%、まあ20%というところもあるわけでごさいますけれども、小規模事業所で、10名ほどの入所者の中で運営しておりますと、その中の介護度が高いような人が1人施設に入所されると、デイサービスに通ってて施設に入所されるというような場合は、相当割合的に、1人ですけれどももう2割ぐらいの、デイサービスとしての減収になるということでごさいますけれども、必ずしも今の減収がずっと続くというふうには考えてはおりませんけれども、ただ現実的に減収になっているという実態もございまして、施設の中では定員をふやすなりのいろいろ努力の中で進められております。また、私どもとしても多様なサービスに対応可能な施設につきましても、必要になってくるのでありましたら、議員がおっしゃられるように施設に過度の負担をかけて、町の負担になるかというふうになるわけでごさいます、我々としてもその辺は事業者と十分に相談をしながら、また状況を常に注視しながら、今後も必要なサービスについてはそういうふうに町としてもいろいろかかわってまいりたいとい

うふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） マイクの調整のため、ちょっと休憩させていただきます。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時47分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

どうぞ、大松さん。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 副町長が、介護度が上がったり、利用する人がふえるということで収入が上がったりするから、必ずしもずっと続くわけではないみたいなお話をしていましたけれども、でも、間違いないことは、全体で上がり下がり、加算がどうかとあるけれども、2.7%は下がっているわけだから、下がっていくんです。

それで、例えば、小規模で要支援の人が5時間から7時間利用したら、月2万1,150円の収入が1万6,470円ということで4,670円減るんです。減っている。それから、要支援2の人であれば、月4万2,360円あったものが8,590円も減って3万3,770円になってしまっているとか、じゃ、この介護度が、例えば1とか2とか3の人だってデイサービスを利用するわけですよ。でも、そうすると、職員の体制もふやしていかなきゃならないから出費もふえるんですよ。そうすると、本当ににっちもさっちもいかない状況が続いているということは、これは現実なんです。そうしたら、施設も、これからもちゃんとやってもらいたい、そう努力するとおっしゃっていましたがけれども、じゃ、こういう施設に対して、事業所に対して具体的に長としてはどんな支援を考えているんですか。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 今、運営している事業者に対してどのような対策を考えているかというふうに承りました。各事業所等の、今、これからも数カ月間推移を見ながらも、個別に細かい事業所運営の内容を確かめながら、また、利用者状況がどうなっているかということで、まず、利用者等の相談、それから、実情の相談もあわせて細かい相談、連携を進めていくというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番(大松紀美子君) これは、委員会の中でも出ささせていただきましたけれども、最大の1日35人定員のデイサービスがあるんですけれども、うわさが結構飛んでいますよね、撤退する、やめるというような。このことも、私たちは委員会の中でちゃんと調査してほしいと。そんな情報は来ていませんと言っていましたよね。でも、この大きなところがなくなったら、小さいところもそうだけれども、大変なことになるんですよ。29年の4月から総合事業で町がやりますといっても、国は、ボランティアを養成してとかいろいろ言っています。老人クラブを利用してとか言っていますけれども、そんなこと、どこでもそう簡単にできるものではないと言っているんですから。じゃ、そのときに、今ある事業者の人たちに頑張ってやっていってもらわなかったら、困るのは町なんですよ、高齢者が一番困るんですけれども。町が全部お金を出して、そういうデイサービスをつくって、施設をつくってやらなきゃならないようになるかもしれないという、これは大変な事態なんです。だから、そのことをどうやって町は押さえているのかということを経済委員会でも聞きましたし、今も聞いているんです。御答弁ください。

○議長(三倉英規君) 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長(高橋道雄君) ただいまのご質問に対してお答えします。

常任委員会の段階で、当時、5月の時点での状況ということで、経営がちょっと不安定なところもございますということで、町議のほうからもお話を承ったところです。こちらとしましても、その段階では、具体的な事業所について、鶴川地区については、皆さん状況を聞いていますので、そこまでというところではございませんでした。

ただ、今回、このたびの議会において直近で調べたところと言いますと、先ほどからお話がありましたもっと小規模な事業所、ちょっとお名前は出せませんが、そちらの状況についてはこのたび伺っております。その事業所につきましては、今、お話にもありましたとおり、定員が本当に10人そこそこの事業所で、介護度の高い方が1人抜けると、相当な減収になってくると。そういう影響が直接出てきたのが8月からで、報酬の部分での、介護士の部分での影響もございますが、人の利用率とか介護度によってさらに大きな影響が出るというのが、改めて事業者との話の中でも、こちらでもつかんできているところです。

ただ、この辺につきましては、ほかの事業所もそうですけれども、利用者の利用率というのはかなり月ごとで変動もしますし、介護度につきましても入れかわるということもございます。そういう点では、なかなかどのくらいの影響が出るかというのは、8月以降、また推

移を見ないとわかりませんが、小規模な事業所につきましては特に注視して、今後も対応していきたいと思っています。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 介護度の判定基準自体ももう本当に緩やかになっちゃったというか、本当にひどくならないと介護度が上がっていかないみたいな、そういう判定の基準にもなっているんで、これはいろいろな問題があるんですけども、やっぱり一番うるさくというか、何回も言っているのは、町が総合事業に移るときに、このままずるずる行っていたら大変なことになりますよということを私はきちんと捉えてほしかったんです。そうじゃないと、いざ事業を始めるといったときに、もっと大変な出費を町がしなきゃならなくなることになるということなんですよ。

だから、私は、具体的に事業所と議論するというか、いろいろ事情を話し合ったり相談するとおっしゃっていましたが、言ってみればお金ですから、収入がどのように、その事業所がふえていけるかどうかというこのところなんですよね。収入ふえれば、それはもう支出でやりくりしてやっていけるわけだから。ただ、町は個別の民間事業者にお金を支給するなんていうことはできませんから、当然、それは何らか考えていかなきゃならないと私は思うんです。何ができるかということも町としてもやっぱりしっかり考えてほしいと。現在ある事業所が撤退するようなことにならないように、もう29年4月なんてすぐ来ますから、やっぱりしっかりやってほしいということです。

それから、総合事業に移ったときには、国も本当にひきょうだと思っただけですけども、介護報酬以下でやりなさいと言っていますよね。自分たちがこの、だから、町がその事業者にどうという報酬を払うかというのは、今の介護報酬を超えてはならないみたいな縛りもつけてやったりしているんです。だから、この辺についても、今どれぐらい事業を進めるためにやっているか、私はちょっとわかりませんが、その辺のことについても、今どこまで進んでいるのか、わかればお聞かせください。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 新しい総合事業につきましては、今、地域ケア推進会議のほうで、事業所とともに、どれぐらいの単価設定でやっていけばいいのかということと、どういうやり方でやっていけば、要支援の方とかも皆救えながらやっていけるのかということと話を話し合いをしている段階です。これからは、地域ケア推進会議のほうも、今までのよ

うな回数ではなくて、もう少し頻回な中で具体的な話を事業所さんと一緒にやっていきたいというふうに考えておりますので、まだ取り組み段階というところで御了承いただきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） それじゃ、例えば、国は今の介護報酬以下でやりなさいというそういう指導というか、そういう締めつけをしていますけれども、今の介護報酬以下ぎりぎりです。やったとして、今のむかわ町内にある事業所の人たちというのは経営していけそうなんですか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） まだまだ試算の段階でして、今、はっきりとは言えないところなんですけれども、今までどおりのやり方でいきますと、なかなか難しい部分はあるのかなと思っています。

ただ、その中で一体的にやる場合の緩和事項とかもありますので、具体的に言いますと、中小型Aとかミニデイサービスと今まで呼ばれているものを一体的にやるときには、緩和した基準の中でできるとかというものもありますので、そういうものをうまく組み合わせて、事業所さんにやっていけるかどうかというところを確認しながら進めていけたらなと思っています。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） とにかくこの介護報酬の引き下げでやっぱり事業者がどれだけ苦勞しているかというところ、大丈夫なところもきっとあるでしょう、いろいろな意味で。けれども、きちんと撤退、閉鎖することなく、やっぱり目を行き届かせて議論して相談に乗って、何らかの方法で、何というのか、救助していくというか、支援していくということをぜひ考えていただきたいと思えます。もうせっぱ詰まっていますから、本当に。よろしく願いします。

それから、2つ目の待機者の問題なんですけど、穂別愛誠会も含めて81人とおっしゃっていましたが、これは8月末にお聞きしたのでいくと、慶寿苑さんのほうは52人ということですから、合わせて29人ぐらいが穂別のほうで待機をされていると。むかわのこの資料を見せていただくと、結局、介護度5の人が5人申し込みがあると。4の人が7人いると。3

の人が12人いると。この方々を合わせると全体の46%で、介護2が19人、介護1が9人、この方々は28人、結局介護度の低い方のほうが、54%ですから、慶寿苑で言えば多いんです、待っている方が。今度の改正で、基本的には介護度3以上しか特養ホームには入れませんよと国はしましたよね。だけれども、待機者を見ると、やはり介護1、2、いろいろな事情で、認知症があったりだとか、家庭の事情とかで待っている人が多いんです。ですから、こういうことに対しても、入所判定者、軽くても、1、2でも対象者にはなるというふうになっているわけですから、今後もしっかりその辺をきちんと待機者、入居者の状況を考えながらやっていただきたいと思っているんですけども、4月からはどんなふうなことで取り組んで対応していращやるのか伺います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1点だけ。後段のほうは担当のほうからお話するというので、1点目に出されています町外の事業所との連絡、連携ということで、保険者の立場から、今後におきましてもさらに実態把握というんでしょうか、そこを留意しながら、各事業所との情報交換、さらなる連携、そういった事業所の課題等の掘り起こしというんでしょうか、こういったことを一歩進めながら、介護保険サービスの低下につながらないよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 先ほどの、まず、待機者の人数のところなんですけれども、以前にちょっとお渡しした資料から今回の81名と出している部分につきましては、9月の入所判定会議の資料から出しておりますので、若干数字が変わっておりますことをちょっと先にお伝えしておきます。その中で、81名の中でも、具体的に言いますと、愛誠園と慶寿苑両方に申し込まれている方もおりますし、あとそれから、町外の方も含まれているという現状になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、要介護1、2の方につきましてはのことなんですけれども、先ほどもちょっと説明いたしましたように、実際には要介護3以上の方が入所判定会議の資料の中にのっていくという形になっているんですけれども、その中でも要介護1、2の方の中からさらに考慮事項というものが国のほうから出されておまして、認知症の方であったりとか、あと精神疾患がある方、それから、家族の介護力の問題とかから在宅で暮らすのが難しいと判断される方につきましては、ケアマネジャーとか、それから、町のほうの担当者のほうから話を聞きまして、その中で入所判定会議の対象者に上げていくという流れの中で、慶寿苑のほうにつき

ましても、愛誠園のほうにつきましても行っているところです。

○議長（三倉英規君） 大松さん、どうぞ。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） ぜひそのような取り組みをお願いしたいと思っています。

それから、3つ目の利用料の2割負担の軽減対策ということで申し上げましたけれども、504人のうちの13人ということで、この割合が多いか少ないかはわかりませんが、結局、例えば、特養に入っていらっしゃる介護度4の方が今まで2万7,395円だったものが、当然、2割ですから倍なんです。物すごい負担増ですね。たとえ少なくとも、この負担増というのは、非常に高齢者の方にとっては大変なことになるわけですよ。だから、この軽減対策は、ほかの町で考えているところもあるようですけれども、2割負担に対しての軽減対策というものをやっぱりとってほしいと思うんですけれども、町の考えはありますか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 現在のところ、町独自としての軽減対策というものは持っていないところなんですけれども、高額介護サービス費の中で所得の段階を見まして、3万7,200円か4万4,000円を上限とした高額サービス費のほうの適用になる方がおりますので、その方々につきましては、こちらのほうから申請のほうを促すという形で御連絡して対応しているところです。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） ぜひ考えていただきたいというふうをお願いしたいと思います。ぜひ軽減対策についても今後ぜひ考えていただきたいということと、こういう高額介護サービス費のことについても、こちら、町のほうからお知らせしているということなんです、ぜひ続けていただきたいというふうに思っています。

それから、4つ目の施設費用の負担軽減制度（補足給付）のことなんですけれども、低所得者の方でも、預貯金があれば、施設の食費や部屋代がかかって補足給付から外れるということなんですけれども、やはり、1人だったら1,000万円で、2人だったら2,000万円ということなんですけれども、これらについても、これだけのことで、貯金があるからといって、何で貯金しているかという、老後の不安があるからなわけで、やっぱりこのことは、私はとても許されないと思っているんですけれども、その辺の対応というのは、今、申請があると思うんですけれども、どのようにされていますか。



○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 申請に来られた方と個別の相談とかは行っているところ  
でして、ここの中でも、8月からの制度の変更があった中ですので、まだちょっと状況を見  
ている段階ではあるんですけども、課税世帯の方の中でも、2人以上の世帯で世帯の年間  
収入から施設の利用者負担の見込み額を除いた額が80万円以下になる方と、世帯の現金と預  
貯金の合計が450万円以下の方につきましては、第3段階の負担軽減を受けることができる  
という措置もありますので、そういうところもあわせながら御相談に応じているところです。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 預金通帳を無理に見せてもらうとか、やっぱりそういうことはぜひ  
しないようにしていただきたいと思っています。

それで、最後に、町長にちょっとお伺いしたいんですけども、社会保障と税の一体改革  
でこのようなことがどんどん行われているわけですけども、やはり住民の暮らしを守って  
いくという立場にいる首長として、やはり国へ、これじゃ困るというふうなことを訴えてい  
かなければならないというふうに私は考えているんですけども、町長の考えをお聞かせく  
ださい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 一番身近なサービスを提供する町として、先ほども申し上げましたけ  
れども、さらなる実態把握というんでしょうか、こういったことを町で行うことによって、  
その課題等の問題点、例えば、サービスの提供が困難ないろんな自治体等々が出てくる可能  
性もあるかと思えます、地域解消というんでしょうか。そういったことも含めながら、町民  
皆さんのサービスの低下、これにつながらないような財源、この辺も含めてその確保に努め  
ていかなければならないのかなと、新しいサービスのあり方も含めてですけども。

それと、この間におきましても、それぞれの町村の実態の突き合わせというものを図りな  
がら、介護保険の制度の充実というものを重要課題として位置づけながら、大松議員触れら  
れております低所得者対策の関係についても必要な対策・対応を講じるよう、引き続き町村  
会として国に要望してまいりたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、3つ目のがん対策について伺います。

日本人ががんになる最も大きな要因は細菌やウイルス感染とされています。胃がんの98%はピロリ菌の感染が原因と見られています。ピロリ菌の早期発見のために中学生、高校生の感染検査と除菌治療を公費で行う考えはないかお伺いします。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

ピロリ菌につきましては、子どものころに経口感染をしまして胃にすみつく細菌であり、胃がん発症と関連する病原因子とされております。

近年、ピロリ菌除菌による胃がん患者の減少の対策に着目をして、道内では数カ所の自治体で北海道大学のがん予防内科と連携をして、中学・高校生を対象とした抗体検査や除菌対策が取り組まれているところであります。実施している町の結果では、ピロリ菌の感染率は3から13%、平均で8.3%の方が保有し、除菌の成功率は60から100%との報告があります。症例はまだ少ない状況でございます。除菌の効果は、胃の萎縮が進んでいない若いうちほど大きく、胃潰瘍や胃がんの発症リスクを抑制できるところでありますが、除菌薬内服の副作用といたしまして、下痢や味覚障害の症状が出る場合がございます。

胃がん対策としての若年者のピロリ菌検査、除菌につきましては、まだ普及途上でありまして、厚生労働省や北海道、そういった動向を見ながら検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 様子を見たいと、ほかの町の、ということなのですが、ちなみに、感染の検査は幾らぐらいかかるのか。それから、もしそれが、ピロリ菌がいたということでお薬を飲むと、大体治した方もいらっしゃるようですから、何日間飲めばいいとかあると思うんですけども、その辺ちょっと教えてください。

○議長（三倉英規君） 石垣国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（石垣政志君） ちなみに、診療所についてお答えいたしますけれども、ただ、診療所でこれまでにピロリ菌に関しての健康診断というのは行ってございませんので、うちで仮にやった場合の金額になりますけれども、まず、尿で検査が今できるので、多分、中学生、高校生は恐らく痛くないという部分では尿が一番適切なんだろうなというふうに考えた場合は、検査料といたしまして700円なんですけれども、診断料、文書

料等々を含めちゃいますと、5,500円前後にまでなります。

また、仮に感染していたという部分でも、この年齢ですと保険適用にならないものですから、予防的除菌という形になりまして、7日間の抗生剤を飲むんですけれども、1回につきまして1万2,000円程度かかります。仮に1回で成功したとしましても、それから飲んで2カ月ぐらいたったときにもう一度除菌できたかどうかという検査をしますけれども、そのときにまた検査料として700円、または診察料等もかかるというふうになります。よろしいでしょうか。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） むかわ町の中高生が何人いるかと、ちょっとお聞きしておいたんですが、465人なんですよ。どれぐらい発見されるかというのは、さっき8.3%と言っていましたけれども、それを掛けて、じゃ、この金額が後々の医療費なんかのものと比べて高いか安いかということは、やっぱりぜひ判断していただきたいというふうに考えます。

北海道内でやっているところは確かに少ないんですけれども、このことを行うことで、子どもたちがどこへ行って生活するかもわからないですし、将来、むかわに残ってくれるかどうかということもわからないから、それはなかなかやりますというふうにはならないかもしれないですけれども、ぜひともその後々の医療費のことなんかも考えて、まだ来年度までには時間がございまして、検討していただきたいというふうに思っていますが、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 費用面につきましては、全員が除菌するというだけでもないですから、10%以内程度かと思しますので、それほどひどくというか、大きくかかるというふうには考えてございませんけれども、副作用もあるということもございまして、まだまだ始まったばかりというふうなことでもございまして、ぜひまた今後に向けていきたいと思っておりますし、文献等を見ますと、40代で8割ぐらいの方がもうかかっているというふうにも言われております。30歳ぐらいまでに除菌をすることが非常に効果が高いというふうにも聞いておりますので、予防という観点からもぜひ町としてそういったことを広報なりで皆さんに周知をして、一般の方にもぜひ検査を受けてもらいたいというようなところに進めていきたいと思っておりますし、何よりやはり予防というものが大事でございまして、町の健康診断等の受診の向上に向けても、いろいろな意味で今後ともPRをしていきたいというふうに思っ

おります。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） PRしていきたい、ぜひそうしていただきたいと思っています。

それから、薬の副作用のことをおっしゃっていましたが、調べて、公費でやる、やらないは別にして、調べてピロリ菌がいたら、例えば、多少の副作用が、何があるって言うてましたっけ、あっても治療しなきゃどうしようもないんですから、それはちょっと違いますからね、副町長。いたら死んでもらわなきゃならないんですから、ピロリ菌に。多少のそういうものがあってもやっぱりやらない。これは別の問題としてちょっと言わせていただきました。ぜひ啓蒙も含めて経口感染、口移しでちっちゃい子には感染するわけですから、ぜひそういうことも含めてやっていただきたいと思います。

終わります。

---

#### ◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、13番、野田省一議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、明徳広場の遊具の撤去後の計画についてお尋ねを申し上げます。

明徳広場の遊具が撤去されましたが、小さなお子様を持つ親あるいは祖父母からも、広場の遊具の今後の計画状況について求める声がありますが、次の点についてお伺いをいたします。

これら撤去に至った経緯について。

2つ目は、広場の遊具の設置について、今後の計画はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 田口地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（田口 博君） それでは、遊具の撤去に至る経緯につきまして説明させていただきます。

明徳広場は、昭和53年にさくら保育園が移転したことに伴い、それまで保育園の野外遊戯

場であった広場の一部遊具を残して現在まで利用されてきました。広場の遊具類につきましては、経年劣化や全国的な遊具による事故報道などを受け、平成15年には椅子型ブランコやシーソー板を撤去しました。明徳広場の遊具につきましては、公園施設ではないため、特に点検を実施しておらず、公園遊具点検委託業者に助言をもらい、直営による目視点検やボルトで締めつけなどの安全対策を実施してきました。今年度、経年劣化によるさびなどが進んだことから、雲梯、スプリング遊具、ベンチなど、安全対策を重点に考え、全ての遊具を撤去しました。

今後の計画についてでございますが、明徳広場につきましては、公園ではなく、広場としてこれまでどおり利用していただきますが、遊具の設置計画はありません。この広場は、冬の降雪時期には市街地の貴重な町道の雪の堆積場として活用し、それ以外の時期は、これまでどおり子どもたちの遊び場として利用していただきますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 私も、実はこの質問をするまででっさり公園だとばかり思っていました。町民の皆さんの多くも、遊具があったから公園という認識でいたんでないのかなというふうに思っています。私も公園なのかというふうに認識をしておりましたが、その中で、親御さんたちから、どうしてだろうということが、何かしてくれるのかなという希望的な観測が出ているということであえて質問させていただいたんですけれども、町内において、遊具が本当に公園として、今、ちょっと穂別地域に今回限らせていただきますけれども、穂別地区においては、遊具を置いている公園としてはどの程度あって、例えば、人口的に多いのか少ないのかというような、ある程度そういったような数値は考えられていらっしゃいますか。

○議長（三倉英規君） 山本地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（山本 徹君） それでは、むかわ町穂別地区の公園の現況について説明させていただきます。

むかわ町公園の設置及び管理に関する条例に基づいて維持管理している公園につきましては、穂別地区に7公園あります。7公園のうち遊具施設があるのは3公園になっておりまして、中身的にはホッピー公園、ふれあい公園、ほべつ道民の森となっております。その公園につきましては、毎年、公園費において遊具、そして公園施設等の劣化点検を実施しまして、

計画的に修繕等、適正に管理を行っているところであります。

人口についての遊具の数ですけれども、そういう部分での精査はしておりませんが、今の中では、管理者としては十分適正に足りているのではないかなという考えであります。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 親御さんや親族の方からそういうお話を聞いていて、やはり遊具、実際に見てもらえばわかりますけれども、ホッピー公園に関しては滑り台と砂場と何かスプリングで遊ぶのぐらいしかないんですね、中心部には。ちょっとふれあい公園のほうに来ると、また違うものがあるんですけども、そういった意味では、ある程度、小さいお子さんを連れて歩く範囲の中に1つ、ここ明徳広場が非常に有用だったという話もあります。そういった観点から、つくらないのであればつくらないということで、ぜひ、何か今後の広場の利用の仕方について説明する方向があるかどうか、この1点だけ。今後説明する、広場をどうしようという考えがあるのかどうかを含めてどこかで広報していただけますか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 担当のほうから今の遊具関係の設置範囲というんでしょうか、町内市街地に7カ所ということで、遊地範囲が半径250メートルでいいのか……

〔「7カ所は違います。町なかは3つです」と言う人あり〕

○町長（竹中喜之君） 町なかは3つか、遊地範囲が大体半径250というふうな形で制度化されているかと思います。その配置上の問題のクリアという点も踏まえながら、自由広場という位置づけで、この広場については、遊具そのものの設置というのは活用は考えておりませんが、なお支障のない範囲で、箇所にベンチ等の休憩施設の配置については、今後検討していきたいと考えているところです。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 今、遊具まで行かなくてもベンチというお話でございましたし、それと、正式名称が今回初めて知った明徳広場ということになってはいますけれども、この機会に何とか広場と、明徳広場でも結構ですけれども、正式名称をもう少しはっきりさせていただいて、みんながわかるように、私も昔から住んでいる人間でも、旧さくら保育園前とか、旧明徳会館前とか、神社前とかそういうような、ちょっと曖昧なことでやっておりますので、統一されて、そのときに何かというふうに思っています。

きょう、きょうというか二、三日前に、これは町のほうから全員協議会の送付資料としていただいた資料の中にアンケート、これは住民アンケートですよ。住民アンケートを見ると、中学生、高校生に対してのアンケートですけれども、むかわ町に充実してほしいものの一つに、5番目に実は公園・広場というものが上がっているんですよ。1番、2番というのは、本当にショッピングセンター、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、本屋、レンタルショップ、ゲームセンター、それから映画館と、その次に、現実的に公園・広場、25%の子どもがこういったものを欲しがっているという現実がここにもあります。それと、先ほどから申し上げていますが、親御さんからもそういった現実的な声がありますから、今、町長、そういうふうにお答えいただきましたので、ぜひ実現をしていただきたいと思えます。

2つ目に入ります。町史の発刊についてであります。

合併後10年となりますが、合併前にそれぞれの町で町史が発行され、それぞれ約30年前後経過していると思われませんが、また、旧町時代においてはそれぞれ町史の編さんもされていたと聞いておりますが、次の点についてお伺いをいたします。

行政資料の保存規定はどのようになっているのか。

2つ目、旧町時代の町史編さんはどのように行われ、現在にどのように引き継がれてきているのか。

3つ目として、行政の責任として歴史を残す、町史の編さんに取りかかるべきではないかと思えますが、具体的な考えがあれば、お伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 1点目の行政資料の保存規定についてであります。文書の保存に当たっては、むかわ町文書管理規則で文書種別が規定されております。その中で町の沿革史、町史の資料等の重要な書類につきましては、永年保存としているところでございます。その他参考としましては、道立文書館から示されております市町村合併時における歴史資料として重要な公文書等、保存のための作業手順に基づき、保存作業を進めております。

2点目の旧町時代の町史編さん方法と現在までの引き継ぎについてですが、旧町におきましては、両町とも開基や町政施行に伴う周年事業を契機としまして町史編さん組織を立ち上げまして、その後数年にわたる編集審議等を経て、旧鶴川町におきましては、鶴川町史が昭和43年11月20日に発行、その後、続鶴川町史として通史編及び資料編が平成3年1月31日に

発行され、合併直前の平成18年3月10日に資料編2が発行されております。旧穂別町におきましては、穂別町史が昭和43年3月25日に発行され、その後の平成3年3月31日に新穂別町史が発行されております。現在は旧町からの各資料及び町史を引き継いでおります。

3点目の町史編さんに係る具体的な考えについてでございますが、議員御指摘のとおり、行政の責任としまして歴史的資料や記録等を次世代へ継承するため、町史の必要性、また、その重要性は認識しております。まずは、合併後10年の歩みを10周年記念事業における簡易版としてまとめまして、記念式典において配布できるよう詰めてまいりたいと考えております。

また、本格的な町史編さんにつきましては、時間と労力及び町民皆様の御協力が必要なことから、合併10周年経過を一つの契機としまして、今後の取り組みについて自治区等との調整を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 合併してちょうど10年の節目でもあるということと、町史の今までの流れからいって、旧両町にとって、新むかわ町にとって、やはりこの合併というのは非常に大きな岐路でもあったし、大きな大転換点でもあったと。そのことをはっきりと記憶しているうちに残していかなければならない。それまでの間もそうですけれども、今、見ていただければ、その当時、やはり一生懸命合併に携わった職員の皆さんもだんだん定年を迎えて、記録は残っていても記憶が薄れていくときに差しかかっているんじゃないかなということで、この大きな転換点である合併時期の前後を含めた町史を、今、新たに発行すると。来年してほしいという話ではありませんけれども、やり出すということをぜひ明言をしていただきたかった。そういうことが危惧されているんですが、もし町長、その辺、考えがあれば、お伺いしたんですが。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 町史の発行に向けての考え方は、先ほどの答弁にあったとおりでございます。位置づけについては、歴史等を丹念に調べて研究されている方々、たくさんいらっしゃるかと思います。そうした方々の思いというものをしっかり受け継ぎながらさまざまな情報を収集していくこと、これも引き続き行わなければならないのかなと思っているところでもございます。

あわせて、旧町の例から見ましても、発刊、発行に当たっては、数年の歳月というものを



要しているかと思えます。また、他の自治体等の事例等を見ましても、議員おっしゃるとおり、町政何十周年等々の節目というのを一つの区切りに発行しているのがほとんどかなと捉えているところがございます。どっちにしましても、町民の皆さんに興味を与えて購読されるということが大切であると考えております。資料収集への町民皆さんの参加あるいは参画といった体制面、それと発行計画というものをしっかりと立てながら今後進めていかなければならないのかなと。時期的にいつということは別にしまして、先ほど言った節目、節目というのをさらに育むという視点が大事かなと思っております。答弁にありましたように、10周年というものを節目にしての課題というものを総合的に勘案して、今後の取り組みについて自治区双方、自治区との調整に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 時期は別として取り組んでいくということで押さえさせていただきますけれども、ちょっともう一点なんですけれども、技術的な話になりますけれども、例えばですけれども、昔だと写真あるいは映像、ビデオといった、こういったものも公文書の規定の中に入って保存されているんですか。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） お答えします。

映像等につきましては、現在そういった形の引き継ぎというものは具体的には受けておりません。

ただ、以前からの、例えば記録的なところで撮影されたものというところがありますので、そちらのほうを利用するような形になるのかなというふうに思います。また、写真等につきましては、こちらのほうは保存の規定のほうにも、恐らくそういう町史という重要な部分で使用ができるというところもありますし、そういった記録を残すところでも、こういった部分、写真については保存規定どおりといたしますか、一応引き継ぎを受けているような形でございます。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 映像等について全般的にきちっと保存していくというのは、これはちょっと難しい面があるんですが、御案内のように、町広報の作成の中でさまざまなものを永年保存として保存してございますので、そういったものの活用というのは有効になってくるのではないかなというふうに考えているところがございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 近年のデジタル化されたものであれば、恐らく一定程度残すのは場所も要らないですからいいのかなと思うんですけども、それ以前のアナログ時代のテープですとか、あるいは古い写真ですとか、一定程度、今デジタル化しておくというような計画を持つお考えはありませんか。恐らく経年劣化して行って、あと10年後に見ようと思っても見られなくなるということが、テープや何かでしたら特にそうだと思いますけれども、その辺の作業というのはお考えにないですか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 行政文書等々を含めまして、いわゆるデジタル化をして保存をしていくというものについては、現在調査をし、その実施に向けて研究を進めている段階でございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 古いビデオとか写真とか、今お話があったように、どういうふうに保存していくかということの研究をいただいて、本当に我々の前後の世代が合併にちょうどかかったときの、あるいはその前後のことが空白にならないように残していただきたいと思いますので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

続きまして、3点目に入ります。行政事業の商店街カードの参加についてであります。

地域の商店街には、商行為以外にも町の顔として、あるいは地域特有の役割を構築してきましたが、小売業の環境が変化し、その中で地域商業者が形成してきたスタンプカード事業の現状は大変厳しい状況でもあります。

1つ目として、本年実施した議会報告会で商業者、商工青年部と意見交換をしてきましたが、両地区から行政連携型の地域カード事業、例えば、町が主催する行事で、原資のポイントは地域カード会より町が購入して、防災訓練ですとかボランティア活動、講演会などに参加した方にポイントを付与する取り組みで事業への参加促進が期待されるなど、地域カード会への活動資金としても有益なものとして要望がありました。議会からも検討を要請しておりますが、その後、どのような検討状況となっているかをお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 行政事業の商店街カードの参加についての御質問にお答え

します。

現在、むかわ町内にたんぼぼカード会並びに穂別ホッピースタンプ会の2つのカード会があり、そのほか各個店にてスタンプ等を利用し、販売促進を図られていることは承知しております。各スタンプ会におかれましても独自のカード事業があり、内容も異なっております。今年度、むかわ町においては、7月と12月に発行するプレミアムつき商品券の発行により、町内の一般消費者の購買意欲を喚起し、地元商店街並びに地域経済の活性化に結びつくとともに、各スタンプ会とも連携した取り組みへとつながるものと考えているところでございます。

御提案のありました行政事業の商店街カードの参加につきましては、現在のところ、先進の事例等について調査研究を行っており、あわせて鶴川、穂別両地区のカード会と協議を行い、検討してまいりますので、御理解願います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 担当者のほうには事前に、私が収集した行政ポイントの支援事例ということで二、三十ページの資料、道内だけで行われているところを取り出していただいたんですけども、決してこのことは、スタンプ会事業にただ支援してくれという話ではなくて、理解していただきたいのは、町がスタンプ会を利用してほしいというか、スタンプ会の会員になっていただいて、スタンプカードを買っていただいて、いろいろな、例えば、今までオワシだとか、ジシオワシだとか、例えば来た人にこういうことをしていたということのポイントカードで配布してあげるということで、それぞれのカード会のほうの利用促進にもつながることになってきますから、そういったような動きをしてほしいと、これは両地区から偶然にも出てきている話なんです。どうですか、町長、この辺、今後の検討課題として、今、研究、研修するということで、実は議会からも上げさせてもらってもう数カ月、2カ月以上たっていると思うんですけども、その辺、早急にある程度研究していく、結論を出していくという考えはございませんか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 行政事業商店街カードの関係でございますけれども、議会のほうから經由しての報告会を受けての提案ということで、担当課のほうに今調査をしているということとは伺っております。両地区のスタンプ会、主体となるスタンプ会を通しての町への要請というのは、今の段階、ない状況ともされております、現段階。質問にあります、町がポイン

ト事業に参加することで、町主催のさまざまな事業への町民の皆さんの参加の増加だとか、あるいは効果的な展開といったようなものと同時に消費活動、循環が結びつくということ、これは期待されてくるのかなと捉えているところでもございます。

先ほど答弁にもありましたように、今回出された提案について、冒頭申し上げましたように、主体とされている両地区のスタンプ会としてのスタンスというんでしょうか、意思統一、そして共通認識といったことも改めて大切にされてくるのではないかなとも捉えているところでもございます。それらも含めながら、今後に向けて、先ほど申し上げました先例地の事例、そして、地域でのスタンプ会とのつき合わせといったことも含めながら、引き続き調査に努めていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 冒頭にも述べたんですけれども、それぞれスタンプ会、ちょっとたんぼぼ会に関しては詳しく、私も内部にいないからわかりませんが、スタンプ会に関しては、利用者ですから会員としておりますので、実情としては十分、やはり非常に厳しい状況だということです。

それと、何かスタンプ会だからと、別段法人化しているわけでもございませんので、職員がいたりとか、事務手続をどうかしようということとはできない状況でありますので、そこを察していただきたいんですけれども、例えば、要望書を上げてくれといっても、恐らく、これは本人にも、会長にも確認したんですけれども、口頭ではしたみたいですね、一応。ただ、お茶飲み話だったのか、要はうまく伝わっていなかったんだと思います。正確なことが相手に伝わっていないなという雰囲気でしたので、口頭での、要するに商店のおじさんが勝手に言ったことの一つだったというふうに捉えられてしまっているのかなというふうに思っています。それだけの事務体制を持っていませんから、要望書をつくって出してくれといっても、実際には出せるような状況では、たんぼぼ会も恐らくそんなに変わらないと思いますけれども、そういうことも加味していただきたい。

何を言いたいかという、要は、町長、ことし、施政方針で提案型芽だし事業とかということでお話を春先からされていますから、芽だし事業、確かに今来ているのかどうか、私存じ上げていませんけれども、小さな団体ですと、例えば書類を出すというところまでに手が届かないんですね、アイデアを持っていても。お話を聞いたりして、今回、議会報告会でお話を直接聞いて、若い人に話を聞いたらたまたまそういう話で、いや、やってみっかなぐら

いのところまでの勢いでしたから。

ただ、そういう書類を出してくれとなると、やはりそういう組織の中で事務職を持ったりしていないわけですから、そういうことができない、本当に芽が出ているのに、残念なことに、そこに肥料と水と太陽を与えてやれないことだと思うんですよ。ですから、そこは前もって行政のほうで、来るものは来てください、来てくださいますけれども、特に芽だし事業みたいなものは一定程度前に行かないと、太陽と光と水をあげないと、芽が出てこないかなと思うんですけれども、ぜひそこら辺、前向きに検討、こちら側から、行政側からどうなんだろうというアクションを起こすようなことは考えられませんか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 何も事業として否定しているものではなくて、先ほども言ったように、スタンプ会というものが両地区にありますよといった中での、スタンプ会そのものとしての全体的な意思統一というのも大切な事柄なのかと、それぞれの。そして、並行して、今現在上げられたものについては、両地区のスタンプ会を通しながら、行政としての実態把握に努めている。さらに、発想、工夫について何も否定するものではございません。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） わかりました。スタンプ会を通して要請をかけて研修していただくということで、前向きな答弁というふうに捉えさせていただきます。

それでは、まだ十分時間がありますので、まちなか交流空間の意義についてお伺いをいたします。

町内では、コミレスを考える会、みんなの茶店といった、町なかで地域のコミュニティを再確認、再構築する取り組みがボランティアとして活動されています。この活動の取り組みが生まれたことは、町なかのコミュニティの空間が必要と考えられる結果と思われませんが、以下の点についてお伺いをいたします。

行政として、これらの取り組み、町なかのコミュニティの空間、みんなが気軽に交流できる場所についての必要性があると思われませんが、町なかのにぎわい、コミュニティの再確認、再構築を今後どのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

人口の減少、そして、少子高齢化に伴い地域コミュニティの活力維持というのは年々大変

厳しい状況となってきており、このことにつきましては、町としましても重要な課題として捉えているところでございます。これらの課題解決に向けましては、御案内のとおり、ことしを地元力耕上元年として、合併により得た人材、さらには資源等を活用し、協働の取り組みというのが鍵となると考えているところでございます。御質問の中で触れられました活動につきましては、町として承知をしているところでございます。

しかし、これらの活動につきましては、全てボランティアで対応することには限界というものもあり、行政の後押しが必要といったことも踏まえまして、本年度、まちづくり耕上促進事業を制度化して、これらの活動に対して具体的に支援をしているところでもございます、既に。このような取り組みの輪というのが広がることによりまして、結果として、町のにぎわいの創出につながるのではないかと考えているところでもございます。

また、これらの活動の拠点として空き家等の活用も考えられますことから、空き家対策と連動できないか、今後に向けても調査研究してまいりますので、御理解をお願いしたいかと思えます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 既に意向調査するという中でいろいろ手当てをしていただけるような仕組みになったことはお聞きしました。ゆくゆくはどうか、本当に今は、鶴川地区においては空き家とか空き店舗を活用されているようですけれども、穂別地区においてはなかなか空き店舗を活用できる場所が実はないんですね。いろいろなところが考えられますけれども、例えば、はやりのはんてんを着るわけではないんですけれども、まちなか交流館のようなものを拠点として、それぞれの地域のPRを兼ねるような、あるいはそれぞれの町の小さなコミュニティの場として何かそういうような場所を新たに開設するなり、空き家なりを改築していくとか、そういったような考えというのは、今後、展開は考えられませんか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 御質問の趣旨は、現在そういった活動の芽が出てきているという背景の中で、それらをいわば自由にといいますか、使えるような公共空間、建物かと思えますけれども、空き店舗の活用を含めて考えられないかということでございますが、繰り返しになりますけれども、ことしの町長の執行方針の中で地元力耕上元年ということで、まずは地域の皆様の活動を後押しをしながら、行政として後押しをしながら、そういった活動というものが年々歳々芽吹いていくといった環境づくりが重要ではないかというふうな考え

ているところでございます。そういった町民の皆様の中での活発な活動というものが得られた中で、そういったものの必要性というものが高まった場合には、そういったものの検討ということも必要性が出てくるかと思えますけれども、まず、そういったものを用意をするということでは、現在のところは考えておりませんので、御理解を賜ればと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 時期的にも偶然に似たような、趣旨をまだはっきり押さえていませんけれども、似たような活動がされてきたということは、今後の展開、それと、町長が、先ほどの話にまた戻っちゃうんですけれども、芽だし事業というか、やはりどこかでお水を差してやったり、太陽を当てたり、栄養を与えたりしないと、やはりボランティアだけでずっとやっていくと、NPOを目指していけば、またそういう形で変わってくるんでしょうけれども、どこかでやはり、せっかく芽生えてきているものですから、そのタイミングを外さないように行政の後押しというか、水差し、肥料やりがどこかで必要だと思えますので、その時点にはぜひ深く研究、検討をしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（三倉英規君） しばらく休憩します。

再開は午後3時20分とします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時20分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 北 村 修 議員

○議長（三倉英規君） 次に、11番、北村 修議員。

私語が目立ちますので、静粛に願います。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 通告に基づいて一般質問させていただきますが、最初に、町長のほうからも言われましたけれども、9月10日、11日、この大雨で大災害を受けた東北・関東の

皆さんに心から、私のほうからもお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

最初に、プレミアム商品券の問題で御質問をさせていただきます。

既に、今年度の消費税増税による不況、これに伴う経済対策として、さらには地方創生の取り組みとして、このプレミアム商品券というものが我が町で実施をされたわけですが、これらがどういう状況をもたらしたのか、経済効果等について伺うものでありまして、御存じのように、この対策は、正式名称は地域住民生活等緊急支援のための交付金と、こうなっておるわけですが。こうしたものに基づいて役割が本当に果たせたのかどうか、どのようにお考えになっておられるか、販売実績を含めて、販売方法等を含めながら、その経済効果をどのように見ておられるかをまずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） 私のほうからお答えします。プレミアム商品券についての御質問にお答えいたします。

むかわ町プレミアムつき商品券発行事業につきましては、生活者の消費行動の支援、消費喚起等と地域経済の活性化を目的として、むかわ町商工会より実施してきているところでございます。

1点目の発行実績等につきましては、今年度、発行総額1億3,000円で、事業内容は1セット1万円で1万3,000円の商品券として使用でき、購入限度を1世帯10セットまでとし、販売期間は7月21日から23日までの3日間と設定されましたが、結果は、7月21日と22日の午前中の1日半で完売されております。

2点目の販売方法、経済効果の検証については、1点目の回答と重複しますが、販売方法としまして、むかわ町商工会館とむかわ町商工会穂別支所の2カ所において、7月21日、22日の2日間で販売がされております。

経済効果の検証ですが、今年度の7月に実施した商品券購入者の皆様に商品券使用後に回答をいただき、その後に検証することとしておりますので、いましばらく時間を要しますことから、御理解を賜ります。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もうかなり時間がたっているのです、これがどうだったのかということとは既にもうやってなきやいけないというふうに思うんですね。お聞きすると、これは国の交付金事業だけれども、町が従来からやっておられる12月の事業については引き続いて行う



ということになっているわけなんですね。そうすると、もうその段取り、準備に入らなきゃならないという状況であります。だから、既にこういうものの検証というのは行われていなきゃならないんじゃないかというふうに思うところであります。

私がお聞きしたいのは、1人10セットということでやった、それもほぼ1日で販売されたということなんですね。この目的が、地域住民、生活者の支援ということになれば、どれだけ幅広くの人に行き渡ったのかとか、そういう検証というものが大事だと思うんですよ。本当に必要な人、言ってみれば、私は率直に、この間の販売結果の話をいろいろ聞きますと、結局は、言いつらい話ですけども、買えるだけのお金を持っている人、こういう人たちが中心にがさっとセット販売で買うと、大量セットで買うということが主になったのではないかな。本当に買ってもらって消費を助けていくという、そういう点で、そういう人たちのところに本当に行き渡ったのかどうか、こういう点はどうだったのかということを検証する必要があると思うんですよ。その点でまず聞いておきたいというのが1点。

それから、私は、今回のやつを聞いていて本当につくづく、私さきの議会でもこの点、1人5,000円からでも買えるようにというのをお話もさせていただいたことがあるかと思うんですけども、やはりこの時期が、販売の時期もどうだったのか。例えば本当に所得の低い人たち、国民年金で暮らしている人たちあるいは生活保護で暮らしている人たち、こういう人たちにも行き渡るようにするためには、そういう人たちの支給日だとか、そういうものに関連して、そういう人たちも本当に参加できるようなど。いろいろ聞くと、国民年金で1月5万ちょっとぐらいの人は、こういうものはなかなか買えないというんですね。それだけのものをストックしておくのは大変だという状況があるんですよ。そうすると、そういうふうなことをちゃんと加味しながら販売の日を設定するとか、そういうこともあってよかったのではないかな。そういうことを含めた検証というものを聞いているので、そういうのをやっていなかったらやっていないでしようがないんですけども、今後、そういうことを検討していくと、そういうことがあるのかどうか、改めて伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 鎌田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（鎌田 晃君） まず1点目ですが、今現在、9月9日現在で、この部分につきまして販売セットは完売しておりまして、9月9日現在の換金としましては8,100万円ほど、62%の利用という形の中で使われているということでございます。また、生活必需品ということの中で、食品、衣料、燃料という形の中では73%ほど使われているということでございます。また、販売件数に対しまして10万円の上限という形の中では、約60%の方が上

限として購入されているという実績に、9月9日までの実績という形の中でなっております。

今後につきましては、実際に、具体的にどういう商品にどの程度使われているということで、皆様に、アンケートを購入者にお配りしながら、10月末過ぎまでにアンケートをいただくという形の中で、より具体的な検証をしていきたいという形で考えております。

ただ、先ほど議員が言われましたように、全世帯数に対しましてどのような形になりますと、実際には、全体の世帯数に対しまして約30%弱の方の、実際には販売という形になっていたのは現状としてございます。

あと、販売日の関係で、年金の受給者だとか、いろいろな部分の支給日についての配慮ということでございましたが、一応偶数月の支給日ということで、今回は7月ということでその支給日には当たらないんですが、その以前、6月9日にチラシ、その前に急遽パンフレット等を作成しまして、支給日以前に、プレミアム商品券が7月の21日、22日に一応発行、発売をするというお知らせを周知しまして、その対応を行っているところでございます。

あと、実際に、この具体的な中身の部分で変更できる部分については、実施主体のむかわ町商工会のほうとお話をした中で改善をしてきているところでございます。また、12月ときには、先ほどの御意見も聞き入れながら、商工会のほう、実施者と協議をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 後でもいいんですけども、求めに来ただけでも買えなかったという人はどのぐらいおられるか教えていただきたいというふうに思います。それは後でもいいんですけども。

それで、検証することなんですけれども、やっぱりこれらについて各地の経験を見ると、例えば、住宅改修に使えるような形だとか、そういうさまざまな工夫をされております。我が町では、単純に3割増しでどうだという形になっちゃっているんですけども、やはりこれは本当に経済効果をもたらすというような知恵の使い方といいますか、こういうことがあってよかったのではないかとというのが第1点です。

それから、もう一つは、所得の低い人でも本当に買えるようにというような点では、これは、ある地域では、そういう人たちをまず優先にした販売というようなこともなされている。そして、本当に多くの人たちに行き渡る、特に、なかなか消費に回せないという部分の人たちに広がりを持っていただくというような取り組みになっておるようなんですけれども、こうい

うことを今後の事業としては検討していく必要があるのではないかというふうに思っているんですが、改めて町長等の見解を伺っておきたいなというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいまの議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、経済効果としての効果的な取り組みという点につきましては、この事業、今回7月に行った事業につきましては、国の補正予算の中で取り組んでいるといったところで、十分な、そういった経済効果との関連性という部分では、正直、その部分についてはなかなか連携ができていなかったかなというところでございます。

また、他の地域における、いわゆるなかなか所得がないような世帯の部分の優先的な取り組みという部分については、今後の課題ということになるかと思えますけれども、実施をお願いしている商工会さんとも十分に協議の上、その点、取り組める形になるかどうかということも含めまして協議をしてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ぜひ町長のほうからも御意見をいただきましたかっただけですけども、12月もあります。でき得れば、私は、今回、今言われたように30%の方ですから、これを利用できたのは。これは、10万円買った方は本当によかったというふうに思っているんですね。こういう状況が本当によかったかどうかというのは、大いに検討してもらいたいと思っているんです。ですから、12月の事業には、例えば今回、7月にこれをうまく射とめられなかった人、そういう人たちを同じような形で今度は優先させてあげるとか、そういうような対策もぜひ考えていただきたいということをお願いを申し上げて、次に移りたいと思えますが、次、2つ目に臨時福祉給付金の問題で……

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 議員のほうからいろいろ御意見をいただきました。今回のプレミアム金券につきましては、時期的な問題等もございまして十分な練り上げのできない中でスタートしたということもございまして、商工会のほうに全面的をお願いをしてやっていただいているというようなことでなかなか、やれる範囲というものもある程度決まっております。そういった中で、近年のプレミアム金券の売れ行きといいますか、はげ方等を見てい

く中では、今回、夏の時期ということで相当難しいものがあるのではないかというような当初の考え方もございました。そういったことで、冬季よりも上限額を引き上げた経緯というのもございましたけれども、相当なインパクトもございまして、想定以上の人気というか、そういった中で早い時期に出てしまったということで、その辺については十分に反省しながら、そういった状況を見きわめて、次回の中には、少しでも広く行き渡るような工夫も少しずつしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 次に、2つ目の臨時福祉給付金の問題でお尋ねをしたいというふうに思います。これは既にやられているだろうと思いますので、確認であります。

この臨時福祉給付金、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時給付金という2つの形で行われていると思うんですが、これをどのように周知徹底されておられるのかということが、まず私が聞きたいところなんです。

あわせて、我が町の対象者数等々、児童手当と同じように全員対象になるわけじゃないので、そこら辺を含めながら、その対象者数等も含めてお伺いしておきたいなというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 臨時福祉給付金の対象者数と通知方法につきまして、御質問にお答えいたします。

臨時福祉給付金につきましては、平成26年4月の消費税引き上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々に対して制度的な対応を行うまでの間の暫定的、臨時的な措置として実施するものであります。対象者は、平成27年1月1日時点でむかわ町に住民登録があり、平成27年度の市町村民税が課税されていない方が対象となります。また、給付金額は、給付対象者1人につき6,000円の給付となります。本町における準備の状況につきましては、給付の可能性のある方を抽出するために、市町村民税等の個人情報が必要となることから、現在、関係課で構成する庁内プロジェクトチームを設置し、準備を進めているところです。

御質問のありました本町における対象者数については、現在のところ、給付の可能性のある方の絞り込みを行い、名簿を作成中でありまして、確定した数字は現在出ておりませんが、昨年度並みの2,100人ほどの方が給付の可能性のある方になるものと考えております。

また、通知方法につきましては、給付の可能性のある方へ9月末から申請書を送付する予定です。

なお、町民の皆様への周知につきましては、広報10月号の折り込みチラシでお知らせする予定であり、10月以降、順次支給開始できるよう急ぎ作業を進めているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） まさかそんなことはないだろうというふうには私は思っていたんですけども、今準備している、通知を10月広報というのは、これは極めて遅いですよ。10月から給付が始まるんですよ。それを10月広報というのはだめですよ。児童手当の問題については、たしか6月か7月の広報に載せていますよね。これはあわせてやるべきなんですよ。それをやられていなかったというのは、これはまずいんじゃないかなというふうに思います。既に他町村では8月からこの受付事務が始まっていますからね。うちでは、じゃ、受付事務はいつから始めるということになるんですか、お伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今申し上げましたけれども、通知につきましては直接、給付の予定される方に直接お知らせいたします。受付の期間につきましては、9月25日から12月25日までの期間での受付を行いたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ぜひ早目に通知をして、早目にやっぱり受付を開始するというふうにして、これは何もうちの行政、町が金を持ち出すわけじゃないんですから、国から来るやつ、そして、多くの皆さんは、この事業は、言われたように、消費税増税にかかわって措置される対応なんですから、やっぱりこういうものは住民にいち早く対応していただきたいというふうに思います。さらに、通知の方法でどのようにするかという点では、10月広報と言いましたけれども、児童手当のやつを前の号で見ましたけれども、非常にわかりづらいですよ。ですから、その辺、もうちょっと工夫されてできないものかというふうなのが1つあります。

いずれにしても、おおむね前年度並みにということなんですけれども、状況によっては受け入れられないという方も出ちゃうわけですから、その辺、ぜひお願いしたいと思いますし、改めて確認をさせていただきますが、児童手当を申請できなかった場合でも、この給付金に

についてはできることになってはいますが、そういう対応はちゃんとされるということで確認させていただきたいと思います。いいですね。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 臨時福祉給付金につきましては、非課税の方の世帯につきまして給付することになっておりますので、児童手当と別に支給は受けられることになってございますので、その対応はしてまいりたいと思っています。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ということで、こういうものはてきぱきと行っていただくことをお願いを申し上げて次に移りますが、次に、3つ目には国保税の軽減対策の実施についてお伺いしたいと思います。

これは、さきの議会でも、たしか一定の取り組みは我が町としてもしているという方向はあったかというふうに思っておりますが、今年度、国のほうで国民健康保険にかかわって将来的には、これはちょっと許せない問題ですが、やがて国保の財源対策等々を含めて都道府県化するという方向を既に閣議は出しておるようでございまして、そういう流れとして一定の保険者支援という形の中での財政支援として今年度出されてきています。これは、いわゆる税の厳しい、所得の低い方々などに対して、保険者として支援をするというふうな内容としてこの支援金が出されているんだというふうに思っておりますが、財政支援がされているんだというふうに思っておりますが、その辺で、その後、町としてはどのような対応をされておるのか、改めて伺っておくものであります。

その際に、私は、ぜひとも重たいと言われる保険税を軽減するという点で、少なくとも均等割を含めた応益割、そういうものについての引き下げというものを実施していくべきだというふうに思っておりますが、そこら辺の見解を含めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 保険者支援制度でございます。国民健康保険制度におきまして保険料軽減の対象となる低所得者数に応じ、保険者に対し財政支援をする制度でございます。国保法の一部改正により、年齢構成が高いために医療費水準が高く、低所得者が多いため、負担能力が低いという構造問題を抱える市町村国保の財政基盤を抜本的に強化をすることから、現在の医療給付費等に応じた公費負担の枠組みを維持した上での別枠の公費による財

政支援として、保険者支援制度というのを拡充し、約1,700億円の公費を投入するものでございます。同制度につきましては、低所得者を多く抱える保険者に重点的に配分されるため、財政基盤がより脆弱な保険者を直接的に支援する内容となっております。

御承知のとおり、本町の国保会計につきましては、本年度予算におきましても約2,900万円の基金を取り崩し、収支のバランスをとっている状況でありますので、保険者支援制度の拡充による交付分につきましては、国保会計を安定的に運営するために活用したいと考えております。現段階で保険税の軽減等については考えておりませんので、御理解を願いたいかと思っております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 実態としてはそういうことなんだと思いますけれども、今回の、保険者支援とは言っていますけれども、中身として言っているのは、今、町長が言われたように、低所得者の負担を少しでも軽減をしながら保険者の運営も安定させると、こういうふうな立場なんでございますよね。ですから、これを国保会計の安定といいますか、維持というだけにしてしまうというのは、やはり私はちょっと違うんじゃないかと。保険者支援とは言っているけれども、これは、保険者として被保険者に対して、特に所得の低い人に対してそれなりの支援をしていこうと、こういう趣旨だと思うんですね。ここのところを私はやる必要があるんじゃないかと。

ちなみに言いますと、この数年間、この3年間を見ても、全国平均でいえば、約1万円、全国平均ですよ、が一般会計から国保会計に繰り入れをして、そして、そういう負担を軽減するなりして、安心して医療にかかれるような対応ということが全国では進められてきております。ですから、そういうところで、一般会計から繰り入れているところですから、それを減らすのではなくて、所得の低い人たちのためにやっぱりこれを使っていこうと、こういうのが全体としての流れになっているというふうに私は思っておりますが、そういう立場としてさらに検討いただきたいと思いますが、再度お伺いしておきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 保険者支援制度についての考え方でございますが、こちらにつきましては、低所得者、軽減を受けている人数が多い保険者に対して、そういう所得階層的に低いという保険者でございますから、そういうところに国として一定程度のお金を入れていくということでございますので、今回、先ほども町長のほうから答弁がありました、

むかわ町の国保会計につきましては、今でも基金を使って収支のバランスをとっているというような状況でございます。それからいきますと、こちらの部分につきましては、今後、都道府県化、都道府県との共同運営、30年度からありますけれども、そちらに向けて健全な国保会計を運営していくという部分に活用したいということでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 改めて伺いますけれども、国保運営の都道府県化ということを経済3月ですか、今の内閣は、とんでもない話ですが、閣議決定をしたというようなことが漏れ伝わっておりますが、こういうことになれば、これはもう一律の運営という形になって、今までのようになかなか保険料が払えないという人たちの声が届かなくなるというのは、もうはっきりしているわけですね。そういうようなことを暗に認めていくということは、私は絶対許されないというふうに思っているんです。そういう意味で、仮にそういうことがなされるのだとしたら、やはり今からそれぞれの自治体として、住民の、被保険者の暮らしを守る、安心してかかる医療を守るという点でも、やはりその状況を負担軽減という形の中で対応しておいて、そういう大きな流れの中でさらに一層大変なことにならないように対応していくということが大事じゃないかというふうに思っているんですけれども、その辺のところはどのように考えておられるのか、改めて伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 改正国保法の中で、30年度から都道府県との共同運営というものが打ち出されております。こちらにつきましては、社会保障制度改革プログラム法の中で国保の財政基盤強化を図り、国保の財政上の構造問題を解決することを前提に、財政運営は都道府県、保険料の賦課徴収と保険事業は市町村という方向が打ち出され、その後、次期国保改革の具体化に向けまして、国と地方の協議の場でありました国保基盤安定化協議会の中で議論が進められ、今回の国保の改正というものにつながったわけでございます。その中で、都道府県は国保運営の中心的な役割を果たすと明記する一方で、都道府県は市町村とともに国保を行うとし、両者を保険者として位置づけております。都道府県の役割としては、市町村ごとの国保事業納付金を決定したり、市町村が参考とするための標準保険料率の算定、公表など、財政面で主体的な役割を果たすということが規定されております。

一方、市町村は、地域住民との身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で保険料の賦課徴収、国保の実情に応じた資格管理、給付の決定、保険事業の運営など、地域における



きめ細かな事業を行うことが役割となっております。また、資格証明書や短期被保険者証の決定交付も市町村が担うということでございます。また、保険料の減免や猶予につきましても、市町村が条例等で定めてできるという内容でございます、こちらで大きく変わるのが給付に必要な費用、こちらが全額都道府県が市町村に国保納付金を納付するという形に変わりますので、逆に、都道府県と共同運営になった場合、医療費が、25年のように急に医療費がぐっとかかったときに財源がないということではなく、そのときは、それに見合った財源が都道府県から来るというような形になろうということになっております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 保険者のほうから見れば、そういうことも期待をできるのかもしれない。しかし、被保険者、利用する方々からいえば、やがて負担だけがふえていくという状況になりかねない。そういうことも含めた中で、今回、財政支援というものが私は出されてきているんじゃないかというふうに思っているんです。これについては、国は毎年合わせて3,400億円、これを、財政支援ということを確認したというふうに、地方3団体としたというふうに言われております。今年度は、15年度は低所得、所得の低い方々への対応だというふうに言っておりますが、さらに、これは来年度以降も続けるということになっておりますから、私は、そういう中で、ぜひ、保険会計を安定させるというだけではなくて、やはり利用者の方々に還元する、軽減をするという方向で今後検討していただきたい。

さらに、18年度からは、もうさらにこの対策を新たな形で打つというようなことも言われております。そういうことも含めて、ぜひともこの軽減対策に力を入れていただきたい。このことを重ねてお願い申し上げて、私もまだこれからもこの点は求めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、そういう点を含めて今後の検討にしていっていただきたいということを述べて次の質問に移りたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 国保税の軽減対策については、先ほどの大枠の中の答弁で御理解を、今の現状としていただいたのかなと思っております。平成30年度から財政運営の責任主体となる都道府県、そして、引き続き保険料の賦課、さらには徴収、保険給付の決定を担う市町村が共同で国保を運営する方向が打ち出されているところかと思っております。国におきましても、今後に向けて引き続き地方と協議をし、順次具体化をすることと伺っているところでもございます。

いずれにしても、これも重ねますけれども、高齢化の進展等々における今後も医療費の伸びというものが見込まれるかと思えます。国保の安定化を図るということは極めて重要な課題とされているかと思えます。引き続き、この関係におきましても、介護制度の見きわめと同時に町村会あるいは国と地方との関係会議などもあわせ、取り組み状況というのを随時検証しながら必要な検討を進め、町村会と連携しながら、国に対して言うべきことは言っていきたいと思っているところでございます。町としても、これも繰り返しになりますけれども、国の動向というのを注視して、制度というのをしっかりと見きわめながら、地域住民の皆さんのことを捉えながら、問題、さらには課題というのを随時深く捉えて議会の皆さんとも情報の共有というのを図り、その対応に努めていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それで、最後の質問になりますが、マイナンバー制度、いわゆる共通番号制度の問題について、大枠で質疑をさせていただきたいというふうに思います。

この問題については、過般、これから本議会でも条例を進めていく上で、町の条例としても提案をされております。その条例にかかわる具体的なものについては、その時点で御質問させていただきますが、私は特に、今回、このマイナンバー制度、これが1月から実施されるということで、そして、来月、10月からは、この実施のための通知番号、赤ちゃんから全体的な人々に対して12桁の番号をつけて、これでもって税から社会保障にかかわる一定の部分について、当面、見直しをするという状況になっておるわけでございます。

この問題について、さまざまな御意見が出されております。今、安保法案の問題が山場になっているようでございますけれども、これらがそれに関連するというような議論もなされているようでございまして、本当にこれからのこの国というのはどうなっていくのかということが本当に心配されている問題でございますので、これら大枠の問題について御質問をさせていただきたいというふうに思います。

このマイナンバー制度でございますけれども、来年1月の実施ということになるんですが、これらで10月から通知をする、これに対してはいわゆるシステムの準備等々があるかというふうに思っておりますが、それが本当に、我が町としても十分対応でき得ているのかどうかということを含めて伺っておきたいというふうに思います。

何よりもこれらの問題については、今、冒頭申し上げましたように、個人の情報、プライ

バシーが全て国に一括管理されるということになって、プライバシーが丸裸にされるというような状況が心配されるということで議論を呼んでいるところであります。当面は、この税と社会保障にかかわる部分、4項目程度というふうになっておりますが、その後、まだ法案が始まってもないのに、国のほうでは、既に預貯金のやつにまで番号に寄せるということで、本当に全ての財産までひっくるめてしまうような、そういう流れになっております。これらについて、国民の安全な暮らし、個人情報を守るという点では非常に不安の大きなところだというふうに思いますが、それらについてどのようにお考えになっておられるのか。特に直近の問題では、年金情報の流出、いわゆる125万件の情報流出というようなこともあって、非常に大きな社会問題になっています。こうしたことがカードの流出等で、なりすましなどによってさらに悪用した犯罪が生まれるだとか、そういう不安すら広がっています。

そういう中なんだけれども、今回提案されておりますこの条例の改正の中の目的だけを見ますと、いわゆる国のほうで言っている行政の効率化だとか、あるいは公正な給付の負担だとか、国民負担の軽減というようなことも言っておりますけれども、しかし、これで、マイナンバーで便利になるというふうに言っておりますけれども、しかし、これが大変な問題になるということで不安になっている、そういうような状況があります。そういう中をどのように捉えて、これを、国が決めたことですから、町村がやらないというわけにはいかないんだと思いますけれども、どのように捉えてやろうとしているのか、そこら辺のところをまずお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私のほうから、マイナンバー制度の実施に伴う1番目のプライバシーの保護についての御質問にお答えをしていきたいと思っております。

マイナンバー制度、御案内のとおり、番号法に基づき、住民票を有する全員に原則生涯不変の個人番号をして通知し、行政機関等が重複のない番号利用によりきめ細かな社会保障制度の実施、そして所得税の公平性の確保、行政手続の簡素化等を図るものでございます。

そこで、個人番号に伴うプライバシーの保護に対する町の対応と基本的な姿勢についてでございますが、制度面とシステム面から保護に努めてまいりたいと考えています。

制度面の特徴的なものとしましては、個人番号カードの紛失などにより個人番号が漏えいして不正利用のおそれがある場合などは、本人の請求または迅速な対応が必要なときは職権により、変更しなければならない番号法で規定していること、また、行政機関等の個人番号の利用は、ポジティブリスト制度、つまり番号法にて規定する事務の範囲であること、また、

情報提供等記録の本人確認がインターネットで伝えることなどがあります。さらに、番号法では、利用原則の範囲で自治体事務を条例で規定することにより、独自利用を可能としておりますが、本町では、個人情報の保護に慎重を期するため、当面、この独自利用は行わないものでございます。

システム面では、個人情報の分散管理、アクセス制御、操作全記録、他機関との情報連携は国が設置する情報提供ネットワークシステムを介して行うこと、さらに、インターネットセキュリティ対策の強化などを基本に進めてまいりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

なお、マイナンバー制度の開始に伴い、ただいま申し上げました基本的な考え方にに基づき、今議会におきまして、番号法に定める事務に基づき、必要な事項を定める条例の制定及び個人情報保護のための条例の一部改正を提案するものでありますので、重ねて御理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） それでは、私のほうから、2番目の住民周知の関係から5番目までを一括して御説明いたします。

初めに、個人番号の通知に関する事務処理について簡単に御説明をいたします。

通知カードにつきましては、市区町村長が番号法の施行日である10月5日時点で、現に住民基本台帳に記録されているものに対して送付することとなっており、市区町村において同日時点で作成する通知カードデータ及び個人番号カード交付申請書データをもとに、事務の委任先である地方公共団体システム機構が通知カード及び個人番号カード交付申請書を発送することとなります。

送付単位といたしましては、10月5日時点の個人番号の初期一斉指定に当たっては世帯ごとに、また、それ以降、出生や海外からの転入等により新たに住民票を作成した場合には個人単位に通知カードが簡易書留で郵送されます。送付先は、基本的に住民票の住所を市区町村から機構に登録し、転送不要として郵送されますが、東日本大震災による被害者やDV等の加害者、また法施行日以降、長期間にわたり医療機関、施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ住所地に誰も居住していない方など、やむを得ない理由により住所地において通知カードを受け取ることができない方につきましては、9月号の広報でも周知しておりますが、送付先情報を登録することができます。

通知カードの発送時期につきましては、法施行日時点のデータをもとに全国全ての市区町

村分の通知カードを機構が一括して作成、発送することとなることから、10月中旬から11月にかけて順次、簡易書留で郵送されることとなります。

個人番号カードの申請につきましては、通知カードと同封される個人番号カード交付申請書のプレ印刷情報を確認した上で顔写真を添付して申請することとなります。

なお、申請書に記載されているQRコードを読み取った上でスマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請することも可能でございます。

また、申請した個人番号カードは、通知カード同様、機構が作成して市区町村に交付通知書とともに送付されます。市区町村におきましては、交付準備が整い次第、交付通知書に来庁期限を記載し、それぞれ本人に送付し、窓口に来庁してもらい、本人確認と暗証番号の設定後、交付となります。

以上が事務処理の概略でございます。

質問2の住民周知についてでございますが、こちらはホームページ、広報紙を活用し、周知を図ることとしております。先ほども触れましたが、9月号広報で、やむを得ず住所地以外の場所に居住している方へ送付先情報登録に関するお知らせを掲載しており、10月号以降も毎月掲載を予定しております。

3番目の業務の効率化ですが、マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤とされ、期待される効果としては、1つ目に、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の結合、転記、入力などに要する時間や労力が大幅に削減され、複数の業務の間で連携が進み、手続が正確でスムーズになります。

2つ目として、添付書類の削減など行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報の確認や行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることも可能となります。

3つ目は、所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けることを防止するほか、きめ細かな支援が行えるようになるなど、大きく3つ挙げられております。

4番目のマイナンバーの取り込み部署及び住民との窓口の体制でございますが、通知カード、個人番号カードの交付申請を初め、カードに関することは本庁、支所それぞれの住民記録担当となります。それ以外の法律に定められた事務に関することは、それぞれのセクションになると思います。

5番目の通知カードの発送と源泉などの税関係、扶養申告の時期との関係でございますが、

先ほども御説明申し上げましたが、通知カードにつきましては10月中旬から11月にかけて順次送付される予定でございますが、平成28年1月運用開始には特に問題ないものと考えております。

次に、住所変更の対応でございますが、法律施行後につきましては、赤ちゃんからお年寄りまで全国民が通知カードか個人番号カードを持つこととなります。住所変更した場合は、転居・転入届け出時に通知カード等を持参し、届け出と同時にカードについても住所を変更する必要があります。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 今、るるこの制度に基づく説明をいただいたわけなんですけれども、さらに詳細なやつについては後段に譲るとして、私は、ここで地方自治体、行政が直接この問題でどうするかという問題だけ、ちょっと特段取り上げて御質問させていただきたいというふうに思います。

いわゆる、この問題で個人情報に税から社会保障、国民健康保険だとか、そういうものが全部一括のカードになって集められるわけですね。これが漏れたら大変だぞということになるわけでありまして、これらのシステムをつくる上で、まず、今回の共通ナンバー法の第27条で個人情報保護のための措置として、特定個人情報保護評価というのを市町村、自治体がつくることになっています。これでそれらのやつを評価をして、大丈夫だということを説明することになっておりますが、これらをどのようにやっておられるのかというのが1つ、第1点であります。

2つ目には、この年金など情報が漏れないために、年金の125万件の問題もありますから、これらのためにこのシステムをどうするかという点で、我が町としてはどのようにするのかというのを伺っておきたいと思うんです。いわゆる情報ネットなんかにつなぐと、それらの部分が外部から侵されて全部出ちゃう可能性があるんですね。それらについてどのように対応するのかというふうなことを伺っておきたいというふうに思います。

それから、第3点目にですけれども、住所変更の問題で伺っておきたいと思います。

住所変更ということになると、今言われたように、簡単なように言いましたけれども、今度の場合、行ってすぐ書いて変更するというわけにはいかないと思います。機械にすっぽり入っちゃっているわけですから、それを取り出して変更するためには相当の時間がかかると

と思いますが、それはどのぐらいの時間というふうに想定しておられるのか。または、自治体としてそれらに対する費用はどのぐらいになっていくというふうに思っておられるのか、それらへの住民負担はどうなるのか、そこら辺のところだけ、ちょっと代表して質問しておきたい。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課長主幹（石川英毅君） ただいまの御質問、2点について私のほうからまずお答えをしたいと思います。

まず、1つ目の特定個人情報保護評価という部分の関係でございますけれども、これにつきましては、内閣府の中に設置をされる機関でございます、その中でこのマイナンバーにかかわる取り扱いについて決めていくといった中身でございますので、うちの本庁の中にこの委員会を設置するというものでは、まずございません。

それから、システムの関係でございますけれども、システムにつきましては、それぞれ税の情報、あと年金の情報等々、こちら、それぞれの所管する機関がまず情報としては取り扱うこととなります。それで、このマイナンバーを使って情報を照会する際に、これは、全て情報については暗号化をされ、そして、他の方がその情報を知り得るということとはできないというような仕組みで情報を提供していくというような形になってございます。

〔「質問の趣旨」と言う人あり〕

○総務企画課長主幹（石川英毅君） 質問の趣旨ということでお答えをしておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 情報連携のところをただいま担当のほうから説明申し上げましたが、若干補足をさせていただきたいと思えます。

まず、今般の議会で既に番号法については一部改正をされております。先ほど議員から御指摘のあったとおりでございますが、このネットワークシステムでの対応については、基本的に平成29年の7月から運用を開始をしていくという形になっております。これをさらに延期をし、最大11月まで延期をしていくという形になってございます。

内容なんです、具体的なことを余り申し上げると、どういうセキュリティー対策を組んでいるのかというところにつながり得ますので難しいところがあるんですが、1点把握をしていただきたいのは、この情報連携のシステム、ネットワークシステムでは、個人番号は使

いません。そのような形で行っていくということになっております。これが先ほど担当が申し上げたような形でございます。これ以上の具体的な内容をこの場で申し上げるのは、状況としては御理解をいただければというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 私が聞いたのは、このシステムをつくるわけでしょう。その中には、基幹ネットワークという情報を入れたやつと、それから、もう一方でインターネットと、こうあって、それはつながないでいくぞと、それをつないじゃ大変だぞとかそういうルールというのはあるでしょう。それらをどうしていくんだということを聞いたというのが第1点なんです。

それから、情報評価の個人情報の問題、評価の問題について、第27条というのはどういうふうに理解しているか、ここのところをちゃんと私はもう一回、原課としても研究してもらいたいと思うんです。確かに総務大臣、担当大臣がいいかげんなことを言ったばかりに、地方でそういうものが必要ないみたいな話にもなっているんだけど、しかし、これは、この法の27条の2項、3項というところでは、自治体の長がこの情報ファイルを保有する前にそういう評価をちゃんとして示していかなければだめだということが決められているんですよ。法律化されているんですよ。絶対問われてくるよ。だから、その辺のところはきちんとしておいたほうがいいんじゃないかと私は思っています。

改めてその辺は後のときにお聞きしたいというふうに思っておりますが、さらに、今、冒頭申し上げたように、いわゆる基幹ネットワーク、それから一般のインターネットというこのつなぎ方をちゃんとするのかどうかということを改めて確認したいというのと、我が町としては、これに対して担当者をどのぐらい置いてやるというふうに考えておるのか。1人、2人で任せちゃおうというふうに考えておるのかどうか。そんなことではとても守れないと思うんだけど、それらの対応についてどうするのかということをお伺いしておきたい。

それから、住所変更の問題で、別にこれは課長が言うようにしゃべれないという問題じゃないんですよ。非常にお金もかかる、時間もかかるということがあるといことなんです。そういうことを改めてお聞きしたかったということなので、それらについて、今、答えられる点があれば答えていただきたい。いずれにしても、これらの問題については、国民を国の監視下に置くというようなことが、全ての情報を番号制で打ち込んじゃうというような状況で、これが出たら、もう原発と同じようにとめどがないという内容でもあるということも、



やはり我々はもっと見ながらいく必要があるんじゃないか。私自身としては、この制度は今  
は実施すべきじゃないというふうに思っておりますので、そういう立場で質問をさせていた  
だきましたけれども、ぜひ検討いただきたいということで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 私のほうから、先ほどの住所変更の関係ですが、通知カード、  
それから個人番号カード、それぞれに免許証のように住所が書いております。それで、転居  
届とか転入届のときに一緒に持ってきてまして、その裏側のほうに新しい住所を書くという  
ような作業になります。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） カードの中に全ての情報が納まるというわけではございませ  
ん。カードの中に含まれるものは、これはＩＣチップで格納されますが、住民の皆様の名、  
住所、生年月日、性別、住民票コードと個人番号、顔写真ということで、現在は法律の中で  
規定をされてございますので、全ての情報が入っていくということは、現段階では法律の中  
では定めてございません。

それから、インターネットの関係でございますが、議員が懸念をされているのは、この個  
人番号に伴う事務というものを行っていく中で、インターネットによる不当な介入というこ  
とによって情報が引き出されるのではないかという御懸念かというふうに思いますが、本町  
におきましては、御案内のように、市町村情報センターにサーバーがございまして、その中  
で事務処理をしております。ここの連携については、専用の光ファイバーを用いて行っ  
ております。したがって、この回線にインターネットで入り込むということは、これは  
不可能でございます。

ただ、個別にそれぞれの事務を職員が、携わる職員が机上で行うわけですから、そこでの  
リスクというものは確かに内在をしております。この点につきましては、インターネット  
セキュリティ対策ということで、町長のほうから申しあげましたように体制を進めてまい  
りたいというふうに思っております。

また、携わる職員の関係でございますが、これは利用開始が来年の１月１日からというこ  
とになっておりますので、今後、それぞれの事務の取り扱い者というものを特定をしていく  
作業に入っていくかというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思いま

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔「終わります」と言う人あり〕

◇ 中 島 勲 議員

○議長（三倉英規君） 次に、3番、中島 勲議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 通告に基づきまして2項目について質問をいたします。今回の質問については、今後の町の政策立案という観点から質問をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、第1点でございますが、平成23年に発生した福島第一原子力発電所事故、これをきっかけに再生エネルギーとしての太陽光発電、それから、風力発電の積極的な導入が進められている中、水力発電が再び脚光を浴びております。その理由としては、発電過程においてCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を排出しないで発電できるということ、それから、太陽光とか風力に比べてみますと、気候の変化あるいは気象の変化によって変更できることなく、安定した発電が可能であると。さらには、日本においては、古くから農村のかんがい排水、小河川を利用した小水力発電が行われており、なじみが深いと、こういう点で昔からなされている。今まで余り脚光、風力発電あるいはその他の発電について、エネルギーについても余り見直されていませんでしたけれども、ここに至って脚光を浴びているということでございます。このようにして、現在、日本の国では、水力発電の全発電に占める割合は35%というふうになっております。最近、これらを踏まえまして、経済産業省の資源エネルギー庁が小水力発電によるエネルギーの活用を奨励をしていると、こういうのが現状の業界の流れでございます。

そういう中であって本町はどうかということに進むわけですが、本町にあっては、58年前に旧穂別村において水力発電を実施したという経緯があります。現在でも、発電所の崩れかけた堰の跡を見ることができます。ここで考えることは、私はいつも申し上げるんですけども、温故知新という言葉でございますが、幾ら古いこと、出来事であっても、やはりそれが現在に通じる、あるいは見直さなければいけないということに関してはやはり研究をし、その経過、経緯、結果を考慮して、それが現在にも通ずるものであれば、それはつぶさに検討する必要があるのではないかというふうに思っております。そういう意味において、私もこの発電所につきまして調査しましたので、その範囲内で、貴重な時間でございますけれども、富内発電所について若干申し上げたいと思います。

この穂別発電所は、新憲法のもと、第1回民選初代村長横山正明氏の政策でありまして、穂別村総合開発計画、言いかえますとTVA、穂別のTVAというふうと呼ばれてもいます

けれども、この計画によって設置されたものでして、場所は、御存じのように富内でございまして、昭和28年に着工して昭和32年に完成をしております。

しかし、ダム建設には隧道での蛇紋岩の崩壊、崩落、発電時にはシャーベット状の雪氷によりたびたび発電機が停止し、発電続行が難しくなったという実態があります。それで、やむなく昭和47年、株式会社北海道電力に売却をするということで、この穂別の富内発電所の使命は終わったというふうになっております。

これについてもう少し言いますと、当初の発電予定量は小規模であります600キロワット、大体1,000キロワット以下を小水力と言っているそうですけれども、600キロワットであったものが、いろいろ工事の調査不足等々で結果的には1,600キロワットに変更したと。このために倍以上の経費がかかりまして、その経費の増大により経営を圧迫したと、そういうことで、経営続行不可能ということで北電に売却されたというふうに捉えております。

この発電によりますと、横山村長は、発電による村への貢献を常に考えていました。まず、ダムは、毎年のように被害をもたらす鵜川を治水、そして、電気は村中の電化に使うと。モーターによる用水ポンプで850ヘクタールの増田を可能にし、従来の畑の大豆から米に転換することで農家経済は飛躍的によくなるだろうと。また、木材工場、石灰岩によるセメント工場、食品加工工場などに電気を送ることによって産業振興を図ろうとしたというふうになっております。そして、その結果、工業界、各会社からの税収によって病院を建て、60歳以上の医療費を無料とするとか、あるいはゆくゆくは無税の村にすると、こういう、本当に理想郷に燃えて、核として発電に取り組んだというふうに資料には載っております。いわゆる穂別のTVAということになります。いろいろ理想は高いんですけれども、実際には、道では本当に珍しい、当時の村立による高等学校を発足させる、あるいはスクールバスを走らせると、本当に先進的な発想で当初は走っておりました。

内容的にはまだまだあるんですけれども、この辺にしまして、このように今まで見てきた発電所が成功しなかったのはなぜかということに絞ってみますと、先ほど申し上げましたけれども、蛇紋岩による導水、発電所まで水を引く導水、これが蛇紋岩であったためにこれがいつも崩れると。それから、先ほど言ったように、水が冬の場合、シャーベット状になって管に詰まる、あるいは発電機のところに行くととまるということでこの発電が停止すると、そういうことで行き詰まったというふうになっております。

しかし、これをどういうふうに捉えるかということですが、私は、この蛇紋岩であるとか雪氷の問題については、現在の土木建築技術はこれを克服できるというふうに考えて

います。この水力発電事業について調査をするか、しないかということになりますけれども、これにつきましてどのように考えておられるかお伺いいたします。

次に、穂別稲里地区の農業用ダムの水力発電事業への利用、活用についてであります。

この農業用ダムは期間湛水であって、通年湛水をして水力発電に利用できないかという問題であります。現在、6カ月の期間の湛水でございますが、年間通じてプールをして、そこに発電施設をつくれぬかということでございますけれども、このダムについては、いろいろ漁業等の問題もありまして、問題が多いところでございますけれども、その辺も含めまして調査をしてあればお伝え願いたいし、なければ、その調査の部分についてお伺いしたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） まず、1点目の富内地区での水力発電事業の関係でございます。今、議員のほうから詳しく中身、説明をいただきましたので、私の答弁も若干かぶるところがあるわけでございますけれども、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

穂別村時代に富内村有林地内の鵠川沿いに建設をされました福山発電所は、昭和27年11月から昭和32年8月までの4年10カ月の歳月と5億3,600万円の建設費を費やして完成をしました、出力1,600キロワットの小水力発電でございます。昭和32年10月21日から通電を開始いたしました。冬期間の流雪や河川水の凍結による流量の減少、たび重なる台風被害、かさむ施設維持費により苦しい経営を続けておりましたが、40年代に入りまして施設の老朽化に伴う故障の増加や電力需要の伸びに追いつかないなどの時代の流れもあり、昭和47年度末をもって北電に移管する形で電気事業を終えたものでございます。

このような小水力発電につきましては、再生可能エネルギーの中でも導入しやすいものというふうにされております。ただ、さまざまな手法、手続が必要なこと、また、事業規模が小さい割には維持費等がかさみ、採算性が低いというようなことから、全国的には余り導入は進んでいないところでもあります。平成24年7月にスタートしました再生エネルギー固定価格買い取り制度では、現在まで太陽光発電を中心に約104万件の設備の新規認定を受けておりますけれども、そのうち水力発電は121件にとどまっており、大半が200キロワット未満の小さな設備となっております。

このように設置場所の問題、さらには採算性の問題、加えて水利権取得等の問題もありますことから、富内地区におきましては、新たに小水力発電の建設をするものは、地形的にも難しいものというふうに判断をしております。

なお、この福山発電所の建設に当たりましては、議員が説明しておりましたように、戦後の混乱や物資不足の中で理想郷建設を掲げて着手したものでございます。一丸となって幾多の困難を乗り越えてやってきたその歴史、その理念は今後とも受け継がれていくものというふうに考えているところでございます。

次に、穂別ダムの関係でございますけれども、穂別ダムにつきましては、昭和60年に供用開始された有効貯水量906万立方メートルのロックフィルダムの農業用ダムであります。ダムの貯水期間は4月の1日から翌年の3月31日までとされており、そのうち8月30日から翌年3月31日までの間は取水とフローとの最低高にて管理されることとなっており、いわゆる通年湛水にて管理をしております。

水力発電の利用についてでございますけれども、農業水利施設を活用した小水力発電の導入は、水資源を活用した再生エネルギーの導入推進によるエネルギーの地産地消とその施設の維持管理費の低減等をする役割があると言えます。

しかし、一方では、さまざまな手法、そして、発電能力に対して設備費や維持費が多大であるというような難点もございます。事業を進めるに当たりまして、経済性というものが一定程度不可欠でありまして、穂別ダムでの可能性につきまして、平成25年度に室蘭開発建設部におきまして調査検討が行われたわけでございます。現状の施設の中では設備の設置というのは不可能でありまして、新設には多大な費用を要するということとともに、維持管理費についても、発電原価が売電価格を大幅に上回るなど採算が合わないとの結果とされ、事業展開は困難とされておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 大変申しわけないんですけども、前段の調査についてお伺いしますということに対する答弁がちょっと聞きづらかったのですけれども、もう一回。富内ダムの件についての調査はいかがですかということに対する答弁をもう一回お願いします、ちょっとはつきり聞こえなかったものですから。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 調査につきましては、今までの歴史的な経過等を踏まえ、また、現地の状況等も鑑みますと、今調査する段階にないというふうに思っているところであります。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 要するに、これは調査をする段階にないというふうにとってよろしいんですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 福山発電所の現地につきましては、道道が通っているわけですが、現在、平成22年からその箇所については通行どめになっておりまして、現地にも行けない状況となってございますし、周辺が大きな地滑り地帯となっております、そういったことを総合的に鑑みますと、今、調査をするというような段階ではないというふうに……

〔「平成21年」と言う人あり〕

○副町長（渋谷昌彦君） 失礼しました。平成21年から通行どめになっております。そういったことを鑑みまして、現段階、調査をする状況にないというふうに判断をしております。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 今の答弁を聞きまして、要するに、確かに現在は交通どめになっていると。何か調べてみますと、もともと町、もとの穂別町の道路だったんですけども、いろいろ崩れるとかそういう問題で道に移管されたということで、道のほうで交通どめというふうに聞いておりますけれども、それはよけておきまして、今、副町長が言われた交通どめになっているから、あるいは行けないから、そういう理由で調査はちょっと難しいというのは、私は筋が通らないんじゃないかなというふうに考えるんですけども。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 検討ということでありまして、付近が非常に地滑り地帯ということでありまして、まず、調査をしてどうしていくかということも必要なんだろうけれども、実際にそこでもし今後事業を行っていくとするならば、そういったところをまず解決していかなければ事業に着手ができないということがございますので、前提条件としての地形と申しますか、状況がそろわないと申しますか、建設できるような、ちょっと今状況にはないのではないかというふうに思っております。それは、先ほども申し上げましたように、付近一帯が大きな地滑り地帯であるというようなことが大きいわけがございますけれども、そういった中での調査は、ちょっと現段階では考えていないということでありまして。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 理由はわかるんですけども、今回のこの問題について言えば、そう

いう理由でやらないということで考えていないと。例えば、今、この業界での流れというのは、先ほども言いましたように、小水力発電は非常に地味ですけども、津々浦々に発生している。それを助長する政策、例えば経産省の資源エネルギー庁というのは、ここでは、自家用消費型の水力発電所を対象に発電施設の調査、概略設計、事業計画の策定までを全額国庫補助として支援していると。全額とは別にしましても国庫補助で計画をつくってあげますよと、アドバイスしますよと、こういうことなんです。こういう時代の流れというか、この業界の流れにあって、私は今、答弁をもらったように道路が厳しいとか、あるいは交通どめになっているということについては、それは実際に、仮に工事をやると、実施するという場合にはそういう問題もあって、資金がかかるということはわかるんですけども、これについて調べてみる必要があるか、ないかという質問に対しては、条件が悪いとかというのは、ちょっと当たらないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ただ、今言ったような制度もあるようでございまして、そういった制度を活用しながら水力発電、こういった再生エネルギーの検討を積極的に進めていくというようなところでは、全然異論のあるところではないわけですけども、事、この場所というところに限ると、前提条件として余りにも厳しいものがあり過ぎるんでないかなと。そういうことであれば、もう少し全町的な中で適地といいますか、小水力発電ができるようなところをもう少し見定めて、そういうところで、今、議員がおっしゃったような調査検討というものはしていくべきかなというふうに考えているところであります。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 言っていることはわかるんですけども、副町長のご感想というか、その段階での工事はきついかということというのは、そこがどうかということで調査をしたらいかがですかということをおっしゃっているので、ちょっとかみ合わないんですね。それは一応わかりました。

それで、先ほどのこの……

〔「答弁あります」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 山岡支所長。

○支所長（山岡康伸君） 議員の熱い思いはひしひしと感じておりますが、議員から先ほど御紹介がありましたとおり、歴史的な経過、なぜだめになったかの経過、やはり蛇紋岩地質、

地形の問題で、今、小水力として進められているのは自賄いというんですか、自分の施設で発電をして自分の施設の管理運営に持っていくというのが小水力の主な狙いでございまして、新たにダムを建設し直して、それを発電してほかに使うというのは、今、余り無理があるかなというのと、御存じのとおり、鶴川水利権の問題、水の問題も大きな問題がございまして、やはり建設に向けては、調査ということには今の段階では進められないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 今の支所長の答弁ですけれども、わかるんですが、私どもが研究した段階では、エネルギー庁の課長補佐に私は直接聞いているんですけれども、そういう問題を津々浦々に提起をして、それを育てていくんだという国の姿勢ですから、余り取り越し苦労をしないで、まず当たってみるべきだと。それを実施するか、しないかは別ですよ、その結果によって判断すればいいわけですから、それをひとつやるべきであるということを重ねて発言します。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 国の資源エネルギー庁ですか、私は基本的には、言わずもがなですが、国内のエネルギー全般に関する政策というのは国がきちっと責任を持って安全かつ安定的に供給する体制を講じるべきものと認識していると。再生エネルギーも含めてでございます、国内のエネルギーについては。

今回の事案についてでございますけれども、先ほどから、中島議員のほうから国のエネルギー庁の国費を投じての調査等々について提案がされておりますので、国のその内容について1回、事案検討をさせていただきたいと思います。先ほど答弁しましたように、箇所としては非常に危険箇所ともされているという点については、お含みおきを願いたいと思います。あわせて、先ほど答弁にありましたように、先人の幾多の困難、そして、それを乗り越えての歴史という理念についてはしっかりと引き継いでいきたいと思います。

以上です。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（三倉英規君） 本日の会議時間は、審議の都合によりまして、あらかじめ延長させていただきます。



---

○議長（三倉英規君） 中島議員、どうぞ。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） それで、先ほどのまた続きになりますけれども、エネルギー庁の話では、正直、こういう現状でこうなんですよといったときに、いや、1回やった経緯があれば、それはまたいろいろ考え方がありますよねという、現地を見ないでですから、電話の話ですから、そういう反応をもらっています。名前も聞いていますから。そういうことがあるということをもまず申し上げて、それから、先ほど横山村長さんが実施した総合計画、これはTVAと言ったんですけれども、これについてちょっと触れておきたいんですが、このTVAというのは、アメリカのルーズベルトが敗戦直後のアメリカの国を立て直すためにテネシー川に多目的ダムをたくさんつくって、電気をおこして、もちろん家庭の電気も、それから、主に工業の発展をすると、そういうものが昭和でいうと8年なんです、アメリカのルーズベルトは。15年後の32年に、この村長さんがこの小さい村にその理屈を当てはめて実施したわけです。ですから、非常に高い理想と理論があるわけです。

しかし、先ほど皆さんが言ったように、大体2つの要因によってこれは成功できなかった。これは今の技術でいけばオーバーできるのではないかなということですので、何でこのTVAにこだわるかという、そういう新しい発想で前向きな発想、これをひとつ町の皆さん方にも少し感じてほしいということで申し上げておきたいと思います。

まだまだこれにつきましてはあるんですけれども、もう時間もございませんので、この問題についてはこれぐらいにしまして、あと、後段の稲里地区の農業用ダムについては、これはいろいろ問題があるということで先ほど答弁いただきましたけれども、これもやはり調査についても無理というふうにとってよろしいんですか。

○議長（三倉英規君） 藤江地域経済課長。

○地域経済課長（藤江 伸君） 最初の答弁でさせていただきましたが、平成25年度に北海道開発局室蘭開発建設部におきまして調査検討というものが行われております。その情報も私たちは受けているところでありますが、その調査に対しましては、建設費で約8億6,000万程度がかかると。それと、通常の維持経費でございますが、これも、先ほど、小水力からちょっと離れるかもしれませんが、売電も含めた中で考えていきますと、売電価格が年間約2,900万程度の売電にはなるかなというところがございますが、しかし、そこにかかる維持経費につきまして、約その倍の5,900万程度相当が年間かかるという試算が行われておりま

す。このような中、多大な建設経費と、また売電に対して倍程度のお金、約2,900万程度の毎年の負担がなされるという試算のもと、そこはこの事業を進めるに当たっては、運営上相当厳しいものがあるのではないかとこのように判断しているところでございます。穂別ダムのことについては、そのようなことになっております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 穂別ダムについてはこれで終わりたいと思いますが、最後に、なぜ私がそういうことを言うかということ述べたいと思います。

これは、将来を見越した先行投資と言えば先行投資なんです。ということは、これから、今、自動車でいろいろやっていますけれども、水素ガス、これは次の次の時代には来るだろうというふうに言われていまして、35年後には8兆円の市場が生まれるだろうと、これはエネルギー庁の公式な見解なんですけれども、そういうものを先取りしていかないとまずいんじゃないですかという考えなんです。

それから、もう一つは自家消費、これは、例えば民間についてでもいいんですけれども、公の建物、役場とかそういういろいろな建物の中での電気量を自賄いすると、こういうことではどうだろうか。これが最たるものは苫小牧の王子製紙、これは自前の発電所を持って支笏湖の水を利用して起こしている。だから、以前聞きましたけれども、原子力発電がどうだとか、それから、北電の電気がどうだとか一切関係ありません。昔のままで維持費だけつぎ込んでいけば電気が起きるんですと、こういうことも聞いていますから、やはりそれも少しは見習うべきではないかなということでこの題材を選びましたので、つけ加えておきたいと思えます。

それから、次に進みますが、2番目は、穂別地区福山のオロロップ溪谷についてであります。

これは、場所は道道274（ルート274）を通って占冠方面に向かい、福山大橋を手前で右折し、少し進んだところにオロロップ溪谷というものがあります。皆さん御承知だと思いますけれども、このオロロップ溪谷というのは、非常に奥深い森全体が、秋になると、鮮やかな色、深紅色になると。その景観は隠れた紅葉スポットとして全道的にも知られているそうです。その中を流れる清流鵠川の源流の荒々しい岩肌、これと相まって、この景観というのは非常に神秘的な景勝地と専門家の間で言われているそうです。これは私、直接聞いたことは

ありませんけれども、資料で調べてみました。ですから、こういうところにもう少し目を当てたらどうかなど。

幸か不幸か、先ほどありましたようにストップ、道をとめてあるわけですから、人工的な破壊とかそういうものは一切ないと。本当の原生林といいますか、本当に手つかずの自然が残っていると、こういうことでもありますので、これを穂別地区のほかの観光要素等含めて線で結んで、この鵠川の清流を生かした、あるいは紅葉を生かした、そういう運動をして交流人口をふやしていったらどうか。さらに、それを町の活性化につなげていったらどうでしょうかということをございますんですが、これについてのお考えをお聞かせ願います。

○議長（三倉英規君） 藤江地域経済課長。

○地域経済課長（藤江 伸君） 1点目の水力発電と同様に、用意してございます答弁が若干重なるところがあるかと思いますが、御容赦いただきたいと思えます。

主に穂別福山地区に位置しております、（通称）オロロップ溪谷は、秋にはカエデなどさまざまな広葉樹が鮮やかに色づき、その紅葉が清流鵠川とマッチし、見事なコントラストを織りなす、自然景観が豊かなところでございます。

しかし、このオロロップ溪谷は、沿道を通りつつこの景色を鑑賞できたものでありますが、道道占冠穂別線がたび重なる道路災害によりまして、穂別富内から穂別福山の間においては、平成21年より現在も通行どめとなっているところでありまして、再開の時期も不明とされ、観賞ができない状態となっております。

また、付近は険しい地形であるため、徒歩であっても、道路を除いてはその場まで行き着くことが非常に困難でありまして、現状では利便、また安全対策上の問題から、景観、観光面での利活用は控えているところでもありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番（中島 勲君） そうしますと、PRを控えているというふうには聞こえるんですけども、それでは、現状のままではどうかと、こういうスタンスですか。

○議長（三倉英規君） 藤江地域経済課長。

○地域経済課長（藤江 伸君） 議員おっしゃるとおり、この地は非常にいい景勝地といいですか、ぜひともそこはPRしたいところでもあります。

ただ、しかし、先ほどの答弁でも申し上げましたが、そこに行くには、通行どめであると

ということで、その道路をもっても、歩行であっても、通行どめですので行けないという状態です。そのような中においてPRをしたとしても、人の心情としては、行きたいなどというところが出てくるかと思えます。町もやはり安全を確保した上でないと、そのようなPRを進めたくても行うべきところではないかと考えております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） わかりました。行政、地方自治体がやるわけですから、それは、観光客といいますか、ハイキングされる方に対しては、けがとかがありましたら大変なことになりますから、それはもう十分に注意してやらなければいけないと思えますけれども、それにもかかわることですけれども、これは1番も2番も同じなんですけれども、要するに先行投資という考え方で少し前向きに、財政の問題はありますけれども、それはまたやりくりをして少し前向きに進めていただけたら大変よろしいかなと思えて、私の質問を終わりたいと思えますが。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） オロロップ溪谷、残念かな、私、じかに拝見したことはございません。旧穂別町時代の観光資料並びに航空写真等で拝見をさせていただいたところでございます。答弁にありましたように、たび重なる災害等々で現在も通行どめということでございます。

お聞きしますと、溪谷の付近ではフライフィッシングというんですか、釣りだとかカヌーなどが行われているやに伺っております。道路管理者としかるべき手続をとった中で一度、周辺もあわせ可能な範囲で、私自身、現地確認を行ってみたいと思えます。

○議長（三倉英規君） どうぞ。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） わかりました。要望につきまして、前向きに対応することを期待いたしまして質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（三倉英規君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。

なお、あすの開会時刻は午後1時30分といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時06分

## 平成27年第3回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成27年9月18日（金）午後1時30分開議

#### 町長提出事件

- 第 1 報告第 4号 放棄した債権の報告に関する件
- 第 2 報告第 5号 平成26年度むかわ町健全化判断比率に関する件
- 第 3 認定第 1号 平成26年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第 4 認定第 2号 平成26年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 5 認定第 3号 平成26年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 6 認定第 4号 平成26年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 7 認定第 5号 平成26年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第 8 認定第 6号 平成26年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第 9 認定第 7号 平成26年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第10 諸般の報告
- 第11 議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する件
- 第12 議案第48号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する件
- 第13 議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件
- 第14 議案第50号 むかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例案
- 第15 議案第51号 むかわ町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第52号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第53号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第54号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第55号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第56号 平成27年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）

#### 議員等提出事件

- 第21 発議案第 2号 むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案

- 第22 意見書案第 6号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使を容認する関連法案を広く国民の声を聴き、慎重審議することを求める意見書（案）
- 第23 意見書案第 7号 泊原発再稼働をやめ、再生可能エネルギーの本格普及を求める意見書（案）
- 第24 意見書案第 8号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書（案）
- 第25 意見書案第 9号 JR日高線の早期運転再開と在来線の切捨てに反対する意見書（案）
- 第26 意見書案第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第27 意見書案第11号 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）
- 第28 意見書案第12号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）
- 第29 意見書案第13号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）
- 第30 意見書案第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 第31 所管事務調査報告
- 第32 閉会中の特定事件等調査の件  
（総務厚生文教・産業建設常任委員会）  
（議会運営・広報委員会）
- 第33 議員の派遣に関する件

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（13名）

1番	山崎 満 敬 議 員	2番	佐藤 守 議 員
3番	中島 勲 議 員	4番	大松 紀美子 議 員

5番	三上純一議員	6番	星正臣議員
7番	長谷川健夫議員	9番	山崎真照議員
10番	津川篤議員	11番	北村修議員
12番	木下隆志議員	13番	野田省一議員
14番	三倉英規議員		

欠席議員（1名）

8番 小坂利政議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	山岡康伸	会計管理者	光井淳
総務企画課長	奥村誠治	総務企画課長	齊藤春樹
総務企画課主幹	西幸宏	総務企画課主幹	石川英毅
総務企画課主幹	酒巻宏臣	総務企画課主幹	上田光男
町民生活課長	八木敏彦	町民生活課主幹	飯田洋明
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	篠崎二三彦	産業振興課長	成田忠則
産業振興課主幹	天野良信	産業振興課主幹	鎌田晃
産業振興課主幹	今井巧	建設水道課長	為田雅弘
建設水道課主幹	藤井清和	地域振興課長	大久保利裕
地域振興課参事	萬純二郎	地域振興課主幹	田口博
地域振興課主幹	中澤十四三	地域経済課長	藤江伸



地域経済課 主幹	山本 徹	国民健康保険 穂別診療所 事務長	石垣 政志
教育長	阿部 博之	生涯学習課長	高田 純市
生涯学習課 主幹	中村 博	生涯学習課 主幹	大塚 治樹
教育振興室長	金本 和弘	教育振興室 主幹	加藤 英樹
選挙管理委員 会事務局長	奥村 誠治	農業委員 会事務局長	田所 隆
農業委員 会支局長	藤江 伸	監査委員	辻 圓治

---

**事務局職員出席者**

事務局長 新 正之 主 任 山木 美幸

---

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午後 1時30分

---

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

議場の温度が上がっておりますので、上着の着用はあらかじめ自由とさせていただきます。

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第1、報告第4号 放棄した債権の報告に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

奥村総務課長。

[奥村誠治総務企画課長 登壇]

○総務企画課長（奥村誠治君） 報告第4号 放棄した債権の報告に関する件につきまして説明申し上げます。

従前、回収が極めて困難な市債権の事案につきまして、滞納繰越を重ねるといふ債権管理上の実情課題があり、この課題解決と適正な債権管理を実現するため、債権管理条例を平成24年から施行してきたところでございます。

このたびの報告につきましては、この債権管理条例及び債権管理マニュアル、さらに庁内債権管理対策会議での各債権所管課による横断的な情報交換、対応連携により債権回収に努めてきたものの、破産や死亡、転出などで居所不明等の理由により回収見込みがないため、最終的に債権管理対策会議に付議し、平成26年度において債権を放棄することが妥当と判断されたものにつき、同条例第6条により債権放棄を決定した内容について、同条例第7条の規定により議会へ報告するものであります。

次のページの私債権放棄調書をお開きいただきたいと思います。

債権の名称ごとに一覧整理してございますが、土地貸付料は失踪で1人、次の穂星寮使用

料から最下段の簡易水道料金まで、いずれも消滅時効完成により債権放棄した者が32人、合計で33人、294万3,367円となったところでございます。

以上、説明を申し上げます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお伺いしますが、この調書の中の土地貸付料にかかわって、ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

これはいつごろからの経過なのかというのが第1点であります。

それから、どういうことで利用されておったのかを含めてお願いしたいと思えますし、こうした関連では、他に類するところはないのか。類するというのは、他に関連するところはないのかという意味ですが、そういったことも含めてお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

当該債権につきましては、平成14年度からの滞納分の処分でございます。これにつきましては、法人に対して事業用地として貸し付けを行っていたものでございます。法人に対する事業用地として貸し付けを行っていたものでございます。

なお、同様の案件につきましては、前年度の処分の中で税において、この法人に対しての部分、同様の理由により債権放棄の処分を行っているところでございまして、現在、土地の貸付料につきましては、同様の案件を抱えているものはございません。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） いや、法人はわかりましたけれども、どういうふうな事業をやっておられたのかということ。この法人はどのような事業経過があったのかということをお知らせいただければありがたいというのが1つです。それから、法人でありますから、今、言われた中であつたのかもしれませんが、よく聞き取れなかったんですが、例えば法人住民税だとか、そういうふうな他の税に関するものとはどうなっておったのか、そこら辺を含めてお願いしたいと思えますし、いわゆる10年でございますが、そこら辺のところでのどのように判断されたのかということを含めて、改めて伺いたい。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 当該民間企業につきましては、鶴川地区で有機物を利用いたしまして堆肥化を行っていた民間企業でございます。残念かな、企業経営が悪化をいたしまして、その後、私どもも追跡をしてございましたが、当該法人の代表者含めて行方が不明になったということで、法人そのものの登記等については依然として残っているわけでございますが、実態としては経営を行っておらず、失踪をしたということで追跡が不可能というふうな事由から、本件について債権放棄の判断をしたところでございます。

なお、この民間企業にかかわります税の関係ですけれども、先ほど担当のほうから申し上げましたように、固定資産税が実は滞納になってございました。この部分についても、実態として経営が行われていない、なおかつ、今後、その見通しというものがないという状況の中で固定資産税につきましても、滞納分については整理せざるを得なかったと、このような背景になってございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

三上議員。

○5番（三上純一君） ちょっと確認しておきたいと思えますけれども、今の土地の関係はわかりましたけれども、それ以下の5件についての改めて時効年数というか、それを確認しておきたいと思えますし、それぞれ5件について全部共通しているのかどうかということと、それともう1点、水道関係の料金については19人と7人ということですが、この方々は当然地元いらっしゃらないということなんでしょうか。その辺ちょっと確認しておきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 消滅時効の年数でございますけれども、土地使用につきましては5年です。それから、寮の使用料、こちら5年となります。公営住宅使用料も5年です。それから、診療報酬のほうにつきましては3年、水道料、簡易水道、いずれも2年という時効年数となっております。

時効の案件の中身でございますけれども、居所不明というようなことで追跡できないというものが多くありますけれども、中には生活保護に陥って、今後とも身体状況等を見ても生活保護から脱せられないというようなことで、支払い不能というようなことで、年数がたつての時効消滅ということでの処分であります。

以上です。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

○5番（三上純一君） わかりました。

その水道料金の関係は生保の関係もあるということですが、いずれにしても水道の利用はしているということなんですね、現在も。そういう捉え方でいいんですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） している方もいらっしゃいます。居所不明の方も相当いらっしゃいます。もう既に使用していないということで、過去のものを今回処分をしたと、債権放棄をしたという格好になっています。生活保護を受けている方は現在も生活保護の中で利用されて、保護費の中に入っておりますので、納めていただいております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第4号 放棄した債権の報告に関する件は報告済みといたします。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第2、報告第5号 平成26年度むかわ町健全化判断比率に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第5号 平成26年度むかわ町健全化判断比率に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、平成26年度決算に基づくむかわ町健全化判断比率等について監査委員の意見を付して報告するものでございます。

初めに、健全化判断比率でございます。

平成26年度の一般会計の実質赤字比率及び特別会計、公営企業会計と合わせました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっておりますことから、赤字比率については算定されておられません。

次に、実質公債費比率につきましては、平成24年度から平成26年度決算までの3年平均の数値でございまして12.7%となったところでございます。これは前年度の比率13.5%に比べ0.8ポイント減少となったものでございまして、主な要因といたしましては、元利償還金の額や債務負担行為負担額が減少したことにより、平成26年度における単年度比率が12.9%となり、平成23年度における単年度比率15.4%から2.5ポイント減少したためでございます。

次に、将来負担比率でございます。

将来負担比率は6.8%でございまして、昨年度の比率24.5%に比べ17.7ポイントの大幅な減少でございます。要因といたしましては、これまで町債発行の抑制により町債現在高が前年度に比べ7億300万円ほど減少したことと、財政調整基金を初めとした基金積立額を増額できたことによるものでございます。

次に、2番目の資金不足比率でございますが、上水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業会計につきましては、いずれも一般会計からの繰り入れなどにより収支バランスを保っておりますので、資金不足は生じていないところでございます。

なお、健全化判断比率の資料といたしまして、別冊紙ファイルで配付してございます決算関係資料の最初のページに、A3判の資料をとじ込んでございますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

以上で、報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで報告第5号 平成26年度むかわ町健全化判断比率に関する件は報告済みといたします。

---

#### ◎認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（三倉英規君） 日程第3、認定第1号 平成26年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に

関する件から日程第9、認定第7号 平成26年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件について提案理由の説明を求めます。

奥村総務企画課長。

〔奥村誠治総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（奥村誠治君） 認定第1号 平成26年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号 平成26年度むかわ町病院事業会計決算に関する件まで一括して御説明申し上げます。

まず、認定第1号から認定第4号までにつきましては、別冊紙ファイルで配付してございます平成26年度むかわ町各会計の決算概要により御説明申し上げます。

インデックスで概要と貼付をされたページをお開き願いたいと思います。

まず、1ページの各会計の決算収支状況の総括表でございます。

歳入歳出の形式収支、あるいは実質収支のみの説明とさせていただきますので、御承知いただきますようお願い申し上げます。

最初は一般会計でございます。

歳入総額は89億9,927万1,195円でございます。歳出の総額は87億5,151万9,243円、歳入歳出差し引きの形式収支では2億4,775万1,952円となったものでございます。

このうち、繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源4,062万8,000円を差し引き、実質収支は2億712万3,952円となっております。ここから財政調整基金へ1億1,000万円の積み立てを行い、実質繰越額を9,712万3,952円としたところでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

保険事業勘定の歳入総額は14億7,765万8,158円で、歳出総額は14億6,943万2,857円、形式収支は822万5,301円の黒字決算となっております。

直診勘定の歳入総額は4億5,997万8,688円で、歳出総額は4億5,937万7,723円で、形式収支は60万965円の黒字決算となっております。

なお、保険事業勘定及び直診勘定ともに実質収支は同額でございます。

次の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額は1億2,421万6,296円で、歳出総額は1億2,333万4,556円、形式収支は88万1,740円の黒字決算で、実質収支も同額となっております。

介護保険特別会計は、歳入総額は8億4,564万9,818円で、歳出総額は8億2,059万7,194円、

形式収支2,505万2,624円の黒字決算で、実質収支も同額でございます。

次に、2ページ以降7ページまでは各会計の款別決算状況となっておりますが、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

不納欠損処分の内訳の状況でございます。

平成26年度においてむかわ町債権管理に関する条例に基づき放棄した私債権につきましては、先ほど報告第4号で説明申し上げましたが、地方税法に基づいて不納欠損処分した町税及び負担金などのほか、使用料などの放棄した私債権につきましても区分記載しております。

なお、債権区分につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権が公債権として、公、私法上の原因に基づいて発生する債権が私債権として、私と区分表記しております。

平成26年度につきましては、一般会計で511万4,849円の不納欠損処分を行っております。その内訳は、町税の各税目の合計で335万5,642円でございます。使用料の公営住宅使用料及び穂星寮使用料金と財産収入の普通財産貸付料については報告第4号で説明したとおりでございます。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定の国民健康保険税の滞納繰越分で364万5,453円、諸収入の一般被保険者遅延金で3,400円を不納欠損処分を行っており、直診勘定の診療収入で1,540円、診療外収入で2万2,370円、合わせて2万3,910円の不納欠損処分を行ったところでございます。

同じページの右側、後期高齢者医療特別会計では後期高齢者医療保険料の4,000円、介護保険特別会計では、介護保険料の2万5,920円の不納欠損処分を行ったところでございます。

次に、9ページ、過誤納金還付未済額の内訳でございます。

一般会計においては、合計で5万7,127円の還付未済額が生じておりまして、その内訳は町税が2万3,827円、社会教育負担金が2,000円、公営住宅使用料が3万1,300円となっております。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定では、国民健康保険税の30万2,300円、後期高齢者医療保険特別会計では、後期高齢者医療保険料の8万4,800円、最後に介護保険特別会計では、介護保険料の9万7,800円がそれぞれ還付未済額となっているものでございます。

10ページから12ページは、各会計の収入未済額の内訳でございます。

一般会計におけます収入未済額は2億9,284万6,523円で、前年度から307万5,512円減額となったところでございますが、これは町税で392万1,611円の増となる一方で、負担金で46万



6,169円の減、使用料で401万5,429円の減、財産収入で45万4,607円の減、諸収入で206万918円の減となったことによるものでございます。

次に、国民健康保険特別会計保険勘定の収入未済額は1億2,224万2,767円で、前年度から463万6,633円の減少、また直診勘定では32万9,354円で、前年度から3万518円の増でございます。

後期高齢者医療特別会計では22万9,000円で、前年度から10万5,500円の減少、介護保険特別会計では389万7,818円で、前年度から6万3,740円の減少となったところでございます。

次に、参考として12ページに記載しております公営企業会計、上水道事業会計では5,760万8,583円で、前年度から343万1,852円減少、下水道事業会計では2,831万1,828円で、前年度から147万2,543円の減少となったところでございます。

なお、水道料金及び下水道料金につきましては、2月分及び3月分の料金の納期限が翌年度となることから、現年度未収益が大きな数値となってございます。

次に、13ページ、左側の地方債借入別現在高の状況でございます。

表示単位が千円となっておりますので、御留意いただきたいと思います。

一般会計債の合計残高は107億4,586万円で、対前年7億323万7,000円の減少となっております。通常償還のほか近年の町債の発行抑制などが減少の要因になってございます。

国民健康保険特別会計（直診勘定）におきましては3億8,342万6,000円で、前年度から7,713万5,000円の減少となっております。

同じページ、右の表は債務負担行為額の状況でございます。

一般会計全体では1億7,215万1,000円で、前年度に比べますと7,081万7,000円の減少となっております。構造物の購入にかかわるものにつきましては、教職員住宅整備にかかわる地方職員共済組合からの借入残高が減少となったもの、川東地区農道整備に係る平成26年度分事業費が減少したものによるものでございます。

次は、14ページ、基金積立金の状況でございます。

財政調整基金につきましては、平成26年度末15億1,199万7,365円となりまして、3億2,869万9,178円の増加となっております。これは、平成25年度決算剰余金のうち9,000万円、また、中長期財政運営指針で期間中の積み立てをおおむね10億円程度維持することとしており、今後の学校改築及び給食施設整備を考慮し、2億3,500万円を年度内に積み立てしたほか、利子積立金が369万9,178円となっております。

次の減債基金は、年度末現在高で6億9,461万3,811円で、前年度末から利子の積み立てに

より210万9,957円の増加となったところでございます。

その他の特定目的基金につきましては、14の基金となっておりまして、総額で32億8,856万1,239円となっておりまして、前年度末に比べ5,088万8,150円の増加となっております。

一般会計の基金合計では54億9,517万2,415円で、前年比で3億8,169万7,285円の増加となったものでございます。また、特別会計分といたしまして、国保給付費支払準備基金は、原資1,000万円及び利子33万2,122円を積み立てた一方で、3,100万円を取り崩したことにより、年度末で8,206万8,116円となっております。

介護給付費準備基金につきましては、利子積立金16万7,869円により、年度末で5,489万350円となっております。

これらの結果、各会計の基金を合計いたしますと56億3,213万881円となり、前年度末に比べまして3億6,119万7,276円増加したものでございます。

次に、右側の表の主要財政指標でございます。

標準財政規模は59億4,869万6,000円でありまして、前年度に比べますと普通交付税等の影響により1億5,037万2,000円減少したところでございます。

経常収支比率につきましては、ほぼ横ばいの84.5%となっております。

財政力指数につきましては0.194で、前年比0.002ポイントの減少、公債費負担比率につきましては21.7%で、前年比0.5%の減少となっているところでございます。

積立金現在高から債務負担行為額につきましては、前段に説明済みのため省略をさせていただきます。

町税の徴収率についてでございますが、滞納分を含めた全体の徴収率は82.0%で、前年に比べ0.9%上昇しており、現年度分におきましても徴収率は98.1%で、前年に比べますと0.2%上昇する結果となったところでございます。

続きまして、認定第5号 むかわ町上水道事業会計決算に関する件でございます。

インデックスをつけておりますので、そちらのほうをお開きいただきたいと思います。

上水道事業会計の7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページは、水道事業及び簡易水道事業を合算いたしました損益計算書になってございます。

営業収益と営業費用の差し引きで、表の中ほど右側に記載されておりますが、平成26年度は9,714万6,615円の営業損失となっておりますが、その下の営業外収益と営業外費用の収

支を加えた経常利益では318万674円の黒字決算となったものでございます。当年度純利益は、経常利益から過年度損益修正損を差し引き181万3,624円となり、この金額に前年度繰越利益剰余金を加え、その他の未処分利益剰余金変動額を差し引き、9,740万336円を当年度未処分利益剰余金として計上したところでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

ページの下段、むかわ町上水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げた当年度未処分利益剰余金は、減債積立金に10万8,000円を積み立て、9,729万2,336円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。

ページ下段の企業債の概況でございますが、簡易水道事業におきましては、平成26年度8,194万1,334円を償還し、建設改良事業債を750万円借り入れたことにより、年度末残高は4億1,970万6,706円となったところでございます。

以上で、認定第5号の説明を終了させていただきます。

続いて、認定第6号 平成26年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件でございます。

インデックスでお開きいただき、7ページをごらんいただきたいと思います。

下水道事業損益計算書でございますが、これは公共下水道事業と農業集落排水事業を合算した損益計算書でございます。

営業収益と営業費用の差し引きで、表の中ほど右側に記載されておりますが、平成26年度は2億6,044万9,882円の営業損失となったところでございますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた結果、経常利益は418万4,206円となったところでございます。

当年度純利益は、過年度収益修正損を差し引き326万7,959円となり、前年度繰越利益剰余金を加え、その他未処分利益剰余金変動額を差し引き、1,174万5,370円を当年度未処分利益剰余金として計上しているところでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

ページの下段、むかわ町下水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げた当年度未処分利益剰余金1,174万5,370円のうち、減債積立金に16万5,000円を積み立ていたしまして、1,158万370円を翌年度繰越利益剰余金として計上したところでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

ページ中央の企業債の概況でございますが、平成26年度の公共下水道事業で15億3,027万

2,969円、農業集落排水事業で5億5,934万125円の残高となったところでございます。

以上で、認定第6号の説明を終了させていただきます。

続いて、認定第7号 平成26年度むかわ町病院事業会計決算に関する件でございます。

インデックスでお開きいただき、3ページの損益計算書をごらん願います。

病院運営につきましては、指定管理者により実施してございますが、医業収益と医業費用の収支では計算書中段の右側でございます3億1,610万7,151円の営業損失となっております。これに一般会計からの補助金などの医業外収益と医業外費用の収支2億5,724万5,256円を加算いたしまして、5,886万1,895円の経常損失となり、ここにその他の未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処理欠損金は5,299万2,662円となっておりますが、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填したことにより、8ページのキャッシュフロー計算書下段の資金期末残高が1億4,825万6,894円となったところでございます。

次に、14ページに記載しております企業債の概況でございますが、病院事業の年度末残高は12億8,782万1,000円となっております。

以上で、認定第1号から認定第7号まで一括して御説明を申し上げました。よろしく御審議、認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

代表監査委員から報告はありませんか。

○監査委員（辻 圓治君） 特にございません。

○議長（三倉英規君） これから質疑を行います。

なお、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、9月11日開催の第9回議会運営委員会において協議の結果、議長と監査委員を除く全員で構成する平成26年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることで協議が調っておりますので、そのように取り運びたいと思います。

したがって、本会議における質疑は大体論にとどめるよう御配慮願います。

まず、認定第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

次に、認定第7号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第7号についての質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、9月11日開催の第9回議会運営委員会において協議したとおり、議長、監査委員を除く全員で構成する平成26年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件については、議長、監査委員を除く全員で構成する平成26年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま選任されました平成26年度むかわ町各会計決算審査特別委員会の委員に申し上げます。

委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩いたします。

再開は、午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第10、諸般の報告を行います。

休憩中に開催された平成26年度むかわ町各会計決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に津川篤委員、副委員長に長谷川健夫委員が互選されたので、議会の運営に関する基準第107条の規定により報告いたします。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第11、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は19ページ、20ページとなりますが、説明資料集1ページの新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

この件につきましては、平成27年7月14日、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から規約の一部変更について協議があったため、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の理由であります。北海道町村議会議員公務災害補償等組規約第1条の整備、また道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合の脱退に伴い、規約別表第1を変更する必要が生じたものであります。

改正文は、第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加え、別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とちろちろ広域消防事務組合」を加えるものであります。

議案書に戻っていただきまして、19ページ、20ページ。

議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更に関する件でございます。

なお、附則において、規約の施行期日は総務大臣の許可の日からとするものであります。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第47号につきまして提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、議案第48号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第48号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は21ページ、22ページとなりますが、説明資料集2ページ、3ページの新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

この件につきましては、平成27年7月14日、北海道市町村総合事務組合から規約の一部変更について協議があったため、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更の理由であります。構成団体について6団体の脱退と1団体の加入に伴う北海道市町村総合事務組合規約別表第1の変更を協議するため、並びに共同処理する第1項から第7項までの事務について5団体の脱退と18団体の加入、及び共同処理する第9項の事務について6団体の脱退と1団体の加入を伴う同規約別表第2の変更について協議するためあります。

改正文は、別表第1、石狩振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「、道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「（17）」を「（16）」に改め、「、南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「（28）」を「（25）」に改め、「、東十勝消防事務組合」及び「、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、と



「とちほく広域消防事務組合」を加え、別表第2、1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「、道央地区環境衛生組合」、「、南渡島青少年指導センター組合」、「、東十勝消防事務組合」及び「、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に、「、とちほく広域消防事務組合」を加えるものであります。

議案書に戻っていただきまして、21ページ、22ページ。

議案第48号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件でございます。

なお、附則において、規約の施行期日は総務大臣の許可の日からとするものであります。ただし、別表第1、十勝総合振興局(25)の項中、改正規定(「、とちほく広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。)、別表第2、1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2、9の項の共同処理する団体欄中の改正規定(「、道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちほく広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。)は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、第48号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(三倉英規君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第13、議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は23ページ、24ページとなりますが、説明資料集4ページの新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

この件につきましては、平成27年7月14日、北海道市町村職員退職手当組合から規約の一部変更について協議があったため、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更の理由であります。道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日解散により脱退し、とちか広域消防事務組合が加入し、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日解散により脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表を変更すること及び規約を左横書きに改めることについて協議する必要が生じたためでございます。

改正文は、別表の一部事務組合（石狩）の項中「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「とちか広域消防事務組合」を加えるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、23ページ、24ページ。

議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件でございます。

なお、附則において規約の施行期日は、総務大臣の許可の日からとするものであります。ただし、別表の（十勝）の項中、改正規定（「とちろ広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行するものであります。

また、変更後の北海道市町村職員退職手当組合格約は、左横書きに改めるものであります。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部または一部をなす場合、または熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「っ」の表記が大書きのものは、小書きに改めるものであります。

以上、議案第49号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する件を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第14、議案第50号 むかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

奥村総務企画課長。

〔奥村誠治総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（奥村誠治君） 議案第50号 むかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例案につきまして、提案理由と概要について御説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、町民の利便性の向上及び行政手続の効率化を図るため、個人番号を法定事務に基づき利用する事務について必要な事項を定めるため、条例制定しようとするものであります。

別冊配付の議案説明資料5ページをお開き願います。

上段におきまして、社会保障税番号制度の概要を番号法に基づき整理をしております。

番号法の施行に伴い、個人番号は市町村長が、法人番号は国税庁長官がそれぞれ付番し、通知することになります。なお、ことし10月5日から開始される個人番号の通知及び個人番号カードの申請等に係る事務は全国一斉であることから、全市町村が共同で国設置の地方公共団体情報システム機構に委任し実施され、個人番号の利用は来年1月1日からとなります。

また、個人番号の利用、提供に際しては、社会保障、税、災害対策及びこれらに類するものを原則とし、利用は番号法別表第1に、提供は番号法別表第2において、それぞれの事務を法律において定めているものですが、法定以外の自治体事務について原則の範囲内で条例にて規定することにより、行政手続の簡素化などが可能となっております。

下段の条例案のポイントでございますが、まず1点目として、本町においては独自利用は行わないこととしたこと、したがって2点目といたしまして、利用提供の範囲は法定事務の範囲であり、3点目として、法定事務の範囲で庁内連携を包括的に可能としたところでございます。4点目として、行政手続に関し、他の条例で書面提出が必要な場合に、本人同意のもとで個人番号等の情報確認をもって町民負担の軽減を可能としたことが主なポイントでございます。

次に、6ページの条例概要でございますが、第1条は条例制定の趣旨、第2条は用語の定義を定め、第3条におきましては個人番号の利用に関する町の責務を規定しております。これは制度面及びシステム面において保護措置を図ることとし、説明欄にて対応を記載しております。

第4条では、先ほど条例案のポイントで説明をいたしました市内連携の規定及び書面提出の簡素化を可能とするみなし規定でございます。なお、市内連携の想定例としては、公営住宅のための税情報の利用などでございます。

附則において、条例の施行日を個人番号の利用開始日である来年1月1日とするものでございます。

以上、条例案につきまして御説明を申し上げます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 幾つかについて伺います。

私は自分に12桁の番号をつけてほしいとは思っていないんですけれども、つけてくれるということなんですけれども、3点、4点ぐらいになるかな。

情報保全措置をどのように整えているのかについて、まず1点伺います。

それから、持ち歩くことは個人情報にとってマイナスと思っています。住民に対して、このカードの取り扱いをどのように説明していく考えなのか伺います。

それと、赤ちゃんにもカードをくれるというんですけれども、この赤ちゃんがカードを使ってどのような具体的にあるのかと。このカードを使う場面、3つ目。

4つ目、住民にとってのメリットとかいろいろ言っていますよね、ここの中でも。でも、実際に使う、与えられる住民側にとって、このカードを持つとどんなメリットがあるかというのは、私はよく見えません。デメリットのところでは、個人情報が漏れるんじゃないかと。きのうだと思うんですが、帰ってからテレビを見ていましたら、ニュースでその個人情報番号を教えてほしいみたいな、今度わかったら教えてほしいみたいな、変な電話が来たとかというのをテレビで、もう既にこのことで詐欺まがいなことがあるというのが報道されていたんですよ。だから、国民の人たちは、住民の人たちは私も含めて、何かしらそのメリットよりもデメリットのほうが多くて、これは一体持って何に使うんだというところというのは、この条例だけ見ても、条文だけ見てもわからないですよ。その辺、もうちょっと、今、4つ質疑しているんですけれども、教えてください。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） まず、前提として御理解をいただきたいと思いますのは、この個人番号にかかわる部分につきましては、先ほど申し上げました番号法が施行されることに伴って行われるものでございまして、私どもの町がこの条例を制定しなくても、この個人番号については、利用を開始をされていくという状況になっているところは御理解をいただいているかというふうに思います。

そういう意味では、この条例の中にそのメリットあるいはデメリットというものが読み取れないという御指摘がございましたが、それらのものについては、基本的に番号法の目的あるいは精神の中に盛り込まれているものというふうに考えてございます。

保護措置の関係でございしますが、昨日も何点か御説明をさせていただきました。ただいまの提案理由でも御説明をさせていただいたところですが、制度面そしてシステム面で保護措置を図っていくということで、説明の文の中では、一つの例としてアクセス制御、つまり誰でも職員がそこに携わるわけではないと、一定の利用事務に関する職員に限定をし、行っていくと、なおかつ操作した者については、いつ誰がどのように使ったかという全ての操作記録が残っていくということがまず1つとしてございます。

また、昨日もお答えをさせていただきましたが、この個人番号にかかわる、いわばインターネット、サイバー攻撃と申しますか、そういったものが一番懸念をされる場所かというふうに考えております。これはシステム面での保護措置ということかと思いますが、現在進めている対策といたしましては、この個人番号のシステムと申しますか、基本的な住基システムがまずベースとしてあるわけでございますけれども、これとインターネットの部分について分離をしていくと。そのことによって、インターネット、サイバー攻撃によって基本的な個人番号というものを拾い出しできないような形にしていくというのが基本としてございます。これは今月中に私どもが加入をしている情報センター、全自治体がそのような形で行われていくということでございます。そういった意味では、当分の間、そういったインターネットでのリスクというものは相当程度低減をされるものというふうに考えております。

また、一方では、それぞれ職員がこの個人番号にかかわって、全ての職員ではございませんけれども、特定の職員が自分のパソコンを用いて事務を行うということがあるわけでございますが、本町の基本的なさまざまなシステム、基幹システムというふうに申し上げておりますが、このシステム自体についても、インターネットとの関係を今年度内に断ち切っていくと、分離をするということになってございます。そういったことによって、インターネットの脅威というものが相当程度低減をされるのではないかというふうに考えてございます。

ただいまの説明はかなり大ざっぱといたしますか、考え方のような形で御説明をさせていただいておりますが、余り具体的な手法等に踏み込むことは、これはちょっと差し控えたいというふうに考えておりますので、その点御理解をいただければと思います。

それから、カードの説明についてのお尋ねでございますが、この点につきましては、私ども行政も国の受託事務として行っていくわけでございますが、町民の皆様への周知というものについては、必ずしも十分ではなかったというふうに反省をしているところでございます。昨日の一般質問でもお答えしたかと思いますが、今後、利用開始されるまで広報等によりまして、このカードあるいは個人番号の部分について啓発に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、3点目の赤ちゃんのところでございますが、例えばということで、つまりそのカードを利用でき得ない年齢のお子様がこのカードを持つということにどのようなメリットがあるのかというお尋ねかと思えます。

これは、そういった年代のお子様がすぐ何かの利用に供するということは、それはないんじゃないかというふうには想像できるところでございます。そういう意味では、年齢を重ねまして、例えば就学時期に入っていくですとか、そういったことで行政サービスを受けるような場面が出てくるんじゃないかと思えます。医療費の助成等々もあろうかと思えます。そういった形の中での行政サービスというものの提供を受ける場合に、一定のメリットというものはあるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君）　しばらく休憩いたします。

再開は3時20分といたします。

休憩　午後　3時02分

再開　午後　3時20分

○議長（三倉英規君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君）　さっき赤ちゃんの例で私言ったんですけれども、赤ちゃんに限らず、例えば寝たきりの病気の方とか、認知症の方とかといらっしゃいますよね。その方々が、例

例えばカードを示さなければならない事例とかとあるんだと思うんです。

だから、私がいらないのはどんなときにそのカードを使うのか。認知症の方とか寝たきりの方とか、自分自身のカードを自分以外の者に使ってもらわなきゃならない場面ってきつと出るのだろうなと。そういうときがあるとしたらどういふときなのかとか、それでいいのかとか、要するに、例えば今回の臨時給付金のようなものを支給を受けるときに、私は対象になりますよという、そのカードを示すとかということによってサービスを受けるときに使うのかとか、具体的にどういふときに使うのかというのが私の中でははっきりしないし、おっしゃっていないので、そういうことがわかる範囲で教えてほしいということなんですけれども。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 先ほど説明資料の中で申し上げたものが1つございますが、例えば公営住宅の事務の中で、これは私どもの条例の中で定めているものでございますが、町営住宅収入申告書というものを提出いただくことになってございます。これは、添付書類として収入所得の確認ができる書類を添付することになっております。ただ、所得金額等について自分で記入をし、そういった書類がたまたまなかったといった場合に、本人同意が前提ですけれども、本人の同意のもとに個人番号で税情報を照会をかけ、なくしてしまった、例えば申告書ですとか、そういったものかわりにかえていくことができるというような形にしていきたいというのが私どもの条例の一つの連携という使い方の一つになってございます。

臨時福祉給付金の話もございました。これも住民税の均等割が非課税というのは、そういった所得の面での条件というものがございます。これも現在は本人同意のもとにそういった条件、要件について確認をさせていただくと。確認できる書類があれば、それはそれで結構なんですけど、たまたまないとした場合には個人番号をお教えいただいて、これも本人同意のもとで本町の場合は行う予定でございましてけれども、行う考え方でございまして、これで地方税の住民税に関する情報を確認し、要件を確認していくというふうなことを行っていくことができるというふうなことかなというふうにご検討しております。

そのほかいろいろな、どちらかという行政手続の効率化を図っていくというふうな観点で捕らまえているところでございます。社会保障の関係でいえば、給付の関係については大體、世帯の状況を確認させていただくということがございます。そういったものも住民票にかかわるものを個人番号によって確認をさせていただくというふうなことも、手続としては行っていけるというふうなことが想定されるのではないかとございまして。



このようなことで、行政手続を本人同意の中で簡素化を図っていくというのが私どもの町の取り扱いの基本的な考え方になっておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私のほうから質問させていただきたいと思います。この番号……

○議長（三倉英規君） 北村さん、マイクをお願いします。

○11番（北村 修君） 今、課長のほうから説明あったように、この条例でも、説明の中でも行政の効率化というのが第一にあって、住民にとっても利用価値があるような話にはなっておりますけれども、基本的には、出てくるのはやっぱり行政手続、行政側として進めるのに一々調査がなくても1つのカードに住所からずっと入っていて、それでわかるということなんだろうというふうに思います。

それで、私、ちょっとかかわる問題について幾つかお尋ねしたいと思いますが、1つは、きのうからお聞きしているように、今、条例をつくる上に当たって、行政がやるのはおおむね4つの課題というふうになっていますよね。項目というふうにしていますが、今、国会等でさらにこれを取り扱える内容を膨らませようというようにしておりますが、そうした場合にどうなっていくのかということと、その辺でどんなふうに見ておられるかなというのをまず第1点、お聞きしたいなというふうに思いますし、2つ目には、これは個人だけでなく、条例にもあるように法人、事業所が持たなきゃいけないということになっています。直接的には国がやるということのようでもございますが、我が町の事業所もその番号に基づいて税申告なり働く人の控除なりというのを届けることになるんですね。そうすると、事業所そのものが働いている人、その家族を含めた番号を全部持つこととなります。

こういうことが実際にこれから起きてくるわけですが、それが本町でいえば事業所の中にどれぐらい徹底されていて、そういうシステムをつくるのに事業所として順調に進むという状況になっているのかどうか。その辺、行政側としてどのように押さえられているのか、そこら辺のところを2つ目にお伺いしておきたいなというふうに思いますし、3つ目に、住所変更などの場合に、きのうもこれは、実は回答をいただいたところなんですけれども、簡単にできるようなお話でございましたが、しかし、今度の場合には、防御システムでいわれているように、しっかりとプログラムの中に組み込まれていますから簡単にいかない。ペーパーで直すようにはいかないというふうに思っているんですが、そうした場合に、急ぎのときなんかは相当時間がかかるんじゃないかと思っているんですが、それらの対応につい

てどのように考えておられるのかというのを3つ目にお伺いしておきたいというふうに思いますし、カードを利用するしないという問題で確認をさせていただきたいと思いますが、実際に通知番号が10月に来て、来年の1月1日から今度はそれを、自分の番号カードというのを持つようになる、写真を添付するなりして。それを持って初めて、それで利用する人は利用できる。年金事務所でも勤務先でも、役場へ行ってでもということが明らかになるということで、そういう利用になるんですが、それで利用価値もあるぞということがそこにあるわけですが、しかし、今度のこの問題では、個人情報保護法との関係で番号カードの利用はできるという範囲になっていて、しなければならないという義務規定にはなっていないと思っているんです。

そのようなところを町としてもそのように考えておられるのか。だから、行政として、1月以降、番号カードを皆さんつくりなさいというふうには特段しないということが大事かというふうに思っているんですが、そのようなところを含めて、まず考え方を伺っておきたいなというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 個人番号カードの住所等の手続関係については、所管課のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、番号法について、今国会でいろいろ議論をされながら、一部改正というものが既に動きとしてあることは承知をしております。ここの中で一番議論のポイントになったのは、いわゆる年金との連携というところが大きな議論のポイントだったのではないかというふうに感じてございます。これは、言わずもがななことでございますけれども、一連の情報の問題が現実起きたわけございまして、そういったものに対する国民の皆様の不安というものが大きくなったというのも事実ではないかと思えます。

そういったものが背景になっているのではないかというふうに考えますが、この個人番号といわゆる基礎年金番号の連結といった部分については、当初は来年の1月からということで予定をされていたところでございますが、今国会の中での議論経過として、その部分については、最長ですけれども、2年後の5月までおくらせていくと。つまり、その間、情報の連携というものについて、より慎重に取り扱っていく必要があるという国の認識が出てきたのではないかというふうに考えているところでございます。そういった形というものを私どもも国同様に、やはりしっかりと情報の保護といったものについて連携をしながら対応していく必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、法人、事業所の法人番号に関する御質問でございますが、この点につきましては、私どものほうから町内の事業者に対しての説明会等々については行っていないのが実態でございます。ただ、道段階におきましては、民間に対する説明会というものが開催をされているやに聞いておりますが、残念ながらその出席といいますか、そういったものが必ずしも十分ではないというふうにもお聞きをしております。そういった意味では、先ほど、前段にありました個人番号の部分も含めまして、法人番号の部分についても、やはりこれを自治体として行っていく、町の一部としてしっかりと周知徹底ということが必要ではないかというふうに考えているところでございます。繰り返しになりますけれども、広報等々によりまして、そういったものを説明をしまいたいというふうに思います。

それから、住所変更の関係は後ほどということで、利用に関する、できる規定のところなんです、ここも番号法の改正法案の中で慎重な取り扱いになったのではないかというふうに考えております。基本的には、行政手続というものがベースになっておりますが、これと連動した中で、例えば金融機関の部分についても連動させていくと、民間利用というふうなことがあります。この点についても3年後まで、その部分については慎重に取り扱っていくというふうな方向での議論になっているようでございますので、この点は私どもも十分注視をしながらいくことが必要ではないかというふうに認識をしているところでございます。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） それでは、私のほうから、住所変更の関係についてお答えしたいと思います。

きのうの一般質問の中でもお答えしたわけでございますが、こちらにつきましては、住民記録システムを転居なりした場合、まず住民記録システムに移動をかけまして、それが住基ネットというサーバーで全国に流れるという仕組みは、住基コードが入ったときから続いているものでございます。

それで、住基カードもそうですが、今回のカードにつきましても、このカード自体に情報が入っているというものじゃございません。それで、そのカードにつきましては、あくまでも4情報、住所、氏名、性別、生年月日というものが書かれているものでございまして、それについては当然本人を確認する身分証明書的なことにもなりますから、当然、住所変更というものが変わっていないと、今度、国のほうのデータと合わせたときに住所が違うということになりますので、そこはカード自体にデータが入っているというものじゃなくて、それを使うために住所を裏書きして直すということでございます。

それで、あと通知カード、これは最初に全国民に送られるカードでございますが、こちらにつきましては、まずは番号が書いてあって、4情報しか書いてございません。それで、それから個人番号カードという写真つきのものを希望によって申請できるわけでございます。私どもの考えているのは、結構むかわの町民の方におきまして、高齢者、いろんな方で身分証明書を持ってなくて、今でも住基カードをつくったりしている人もたくさんおります。そういう中では、今回、無料で交付されるということでございますので、あくまでも身分証明として利用していただく分には取得をさせてあげたいなということで、こちらにつきましても、広報等でPRしたいなというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今、課長が最後に言われた、この問題は先ほども質問があったように、町民の人たちは、何であるかというのがよくわかっていないんですよ。ここが一番僕は問題だと思ってるいろいろ言っているんですけども、番号カードを実際に、今、奥村課長のほうからは、実際にはそういう実施は2年後になるんじゃないかというお話もございましたけれども、これまでの流れでいくと28年1月ということになっているんですね。そこでPRということで、今言われたんですけども、高齢者がこれを身分証明がわりに持つなんていうのは、私は非常に危険なことだというふうに思うんです。これが紛失したり何かをされると、そこからいろんなものが出るわけですから、これはそういう安易な扱いをしてはならないというふうに、私は、我が町としては徹底すべきだというふうに思うんです。それこそ、成り済ましであったり、詐欺まがいのものにかかったりという、そういう絶好のデータを渡すことになるわけですから、そういうことは私はすべきでない、そういう広報の仕方は、私はあってはならないというふうに思うんです。

それよりも、今、前段に言われた、番号カードというのはつくるつからないというのはその人の選択だと、いわば。そこのところはちゃんと宣伝をしたほうがいいんじゃないか。行政側は、町自体は私はそれでも影響はないと思っています。町は4項目にわたって持っているわけですから、それを活用できるわけですからね。そこが活用する方法が大事なんですけれども。

ですから、そういう方向にしていきたいということを申し上げながら、そういうことを改めて伺いますが、それで私はそうでなくて、本当に住民の皆さんが被害を受けないような状況、税と社会保障でこのカードを使うというふうに言っています。これで何かメリットがあるかのように言っていますけれども、本当にメリットがあるというふうに言えるのかど

うか。もしあるとすれば、その根拠をお答え願いたいと思っております。

私は、メリットどころか、これが今言われているように預貯金まで広がっていくというようなことになると、その人の収入がそのカード一枚で全部わかるようになるんですね。そうすると、これまでのように、いろんな給付を受けるのにも勝手にそれで判断されてしまうというようなことになっちゃうわけです。そうすると、これはメリットどころか、本当に住民にとっては大変なものになるのではないかというふうに思っているんですが、その辺のところをお伺いしておきたいと思えますし、あと2つだけお伺いしますが、1つは……

○議長（三倉英規君） 北村さん、簡潔明瞭に。

○11番（北村 修君） 了解です。

○議長（三倉英規君） 時間の関係がありますので。

○11番（北村 修君） 時間の関係ね。

個人情報保護との関係で、我が町としては、既にプログラミングのシステムはつくったんだろうと思うんですけども、きのうも聞いた、個人情報保護するためのこの措置として保護評価、これは事前チェックとも言えますけれども、これらをどのようにやってきたのか、それとの関係で進め方はどうであったのかということ改めて伺っておきたいというふうに思うんです。

以上での質問とします。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 全般的にわたりまして、メリットが見えないという御指摘かと思えます。

基本的には、手続については、昨日も御説明申し上げましたように、個人番号カードについては、これはあくまで申請主義になってございます。そのところは御理解を賜ればというふうに思います。

また、メリットというところ、例えばということで申し上げたいと思いますが、この法律の中で、基本的に利用については事務が限られております。本日の説明資料にもございます。また、提供については基本的には禁止をされております、法律の中では。ただ、例外としてこれこれのものということで別表第2、あるいはそのほか法律の各号に定められておりますが、その中で1つ、例えば事故で意識不明の状態にある者に対して緊急の治療を行う必要があるといった場合に、この個人番号でその方を特定し、緊急事態における特定個人情報の提供を求めることができると。つまり、本人の同意あるいは同意を得ることが非常に難しい場

合には、そういった提供をし、直ちに生命の確保というものを保護するために行っていくことができるというふうなこともございます。

また、災害の対応についても、この個人番号によって安否確認というものができ、そういったシステムに実はなっております。そういった面もぜひ光を当てて見ていただければと思います。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 2点目の保護評価の部分について、私のほうからお答えをしたいと思います。

この特定個人情報保護評価につきましては、むかわ町においては、まずは住基情報について、3月に先行して実施をしております。それから、それ以外の情報につきましては、4月に入ってから実施をしております。

それで、この対象については、うちの人口規模によって行うということで、評価につきましては、基礎項目という部分について評価をするという形になってございます。その評価の部分につきましては、まず個人のプライバシーの権利、利益の保護、これがまず重要であるということで、その視点の中で、それぞれ情報を扱っている所管のほうに照会をかけて、そしてそういった部分がきちんと保護されているかどうか、それをまとめまして、これを特定個人情報保護委員会のほうに提出をしております。また、この部分については、町民にもどういった評価をしたのかということ公表するという事になってございますので、むかわ町のウェブサイトのほうにその評価を載せて、現在も公表してございますけれども、町民のほうにも公開をしているという状況でございます。

そのような形で取り組みをさせていただいておりますので、御理解願います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 最後に、今のやつ、言われた、ウェブサイトに乗付けるということをした、その委員会はいつ行われて、どのような形、メンバー等々でやられて、それが本当にちゃんと情報が保護されているかどうか、町民の人たちが頼る機関になるわけですね。それはどのようになっておられるのか、ちょっともう一回お答え願います。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 今の御質問ですけれども、委員会というのは、内閣府のほうに設置をされている委員会になります。それで、町のほうで確認をしているというのは、

確認作業につきましては、むかわ町長が確認をするということになってございますので、それぞれの所管課のほうで、それぞれの情報について確認をしたという形になってございます。

だから、それぞれの現課のほうで、このプライバシーにかかわる部分の項目を確認して、それについて特定個人情報保護委員会、これは内閣府にあるところのほうに提出を義務づけられておりますので、そちらのほうに提出をして、そしてあわせて町民のほうにも公表していったというような事務手続をしております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） この議案第50号でございますが、これは国のほうの仕事でございます。町行政として、委任事務としてやらざるを得ないという状況であります。この問題については全員に12桁のナンバーをつけると、そしてさまざまな形にある個人の情報をそのカード1つに寄せていく、こういうものでございます。

これがさまざまな形で流出するということになると、個人情報等々で相当大的な問題になっていくことは明らかだというふうに思いますし、いろいろ町としても対策を立てているということでございますが、おおよそ大丈夫じゃないかというお話でございます。

そもそも、このナンバー制については、既に諸外国でも進められておまして、しかしながら、今、例えばイギリスを見れば、このIDカード法の人権侵害、危険があるということ。これを廃止するとか、そういう方向にありますし、アメリカにあっても情報が売買されると、1億人の漏えいがあるって、売買されるというようなことがあって、これらでも見直しを図るとか、隣の韓国でも同じような状況が来て、既に世界的にはこれらは見直しの世界に入っているものでございます。それを今、日本でやろうとすること自体に非常に無理があるんじゃないか。ましてや、国民にほとんど周知されていない状況でございます。やがては、そういう中であって、それぞれ個人が持つ全ての情報がこのカードに集約されるということになる、そういうもので大変危険なものだ。

絶対安全だとは言われますけれども、年金情報の流出のように、どんなに安全だと言ってもそういうことが起こり得る、そういうふうなものもありますし、民間企業でいえばベネッ

セのような問題もあります。大変、これはそういう点で心配のされるところでございます。こういうものはなかなか理解が得られていないということで、私はやっぱり中止をするなり撤回をするなりということが求められていくんだろう。それが、やっぱりそういう方向があるからこそ、2年後とかへの実施の延期みたいなことにもなっているというものだというふうに思っておりますので、これらは直ちに実施するのではなくて、中止、撤回するよう求めたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

星議員。

○6番（星 正臣君） まさに、今、反対者が反対討論の中の冒頭述べられた、国からの行政事務において進めていかなければならないというこの法律でございますので、賛成をいたします。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 むかわ町番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三倉英規君） 起立多数です。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第15、議案第51号 むかわ町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

石川総務企画課主幹。

〔石川英毅総務企画課主幹 登壇〕



○総務企画課主幹（石川英毅君） 議案第51号 むかわ町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

本条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号の通知が本年10月5日から開始されるため、個人情報の保護措置を図る必要から、特定個人情報の保護に関する規定を新たに追加するなど、所要の改正を行うものであります。

条例の主な改正点について御説明申し上げます。

説明の都合上、議案説明資料7ページをお開きください。

改正箇所の新旧対照表は、7ページから10ページまでとなっております。

まず、第2条第1項第2号条文中「生存する」を削り、第6号を第9号、第5号を第8号とし、第4号の次に第5号特定個人情報、第6号保有特定個人情報、第7号情報提供等記録のそれぞれの定義を規定した3つの号を追加いたします。

第12条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条について同じ。）」を加え、同条の次に特定個人情報の利用の制限等に係る規定として、第12条の2保有特定個人情報の利用の制限、第12条の3情報提供等記録の利用の制限、第12条の4特定個人情報の提供の制限の3条を加えるものであります。

第15条第2項については、保有特定個人情報の開示請求者に任意代理人の規定を加えるものであります。

第26条第3項として、各個人が特定個人情報を容易に確認できるよう、開示請求に係る費用の負担について減額、または免除の措置に関する条項を新たに追加するものであります。

第29条第1項においては、情報提供等記録には利用停止等請求ができないことから、「保有個人情報」の次に「（「情報提供等記録を除く。」）」を加えるものであります。また、保有個人情報の利用の停止、または消去の請求事由に保有特定個人情報の利用制限に違反したとき、特定個人情報の収集、保存制限に違反したとき、特定個人情報ファイルの作成制限に違反したときの規定として、該当する条項等を加えるものであります。

第32条については、第29条第1項と同様に、情報提供等記録には利用停止等請求ができないため、これを除外するものであります。第32条の2については、情報提供等記録を訂正した場合は、情報を管理する総務大臣等に通知する必要があるため、その規定を定めて加えるものであります。

附則として、この条例は平成27年10月5日から施行するものであります。

以上で、議案第51号について提案内容を御説明いたしました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 むかわ町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第16、議案第52号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

八木町民生活課長。

〔八木敏彦町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（八木敏彦君） 議案第52号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再発行手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの新規交付が廃止されることから、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案説明資料集11ページ、議案第52号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

まず、第1条による改正部分でございますが、別表中30の項を31の項とし、17の項から29の項までを1項ずつ繰り下げ、16の項の次に17の項として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付1件につき500円を加えるものでございます。

次に、第2条による改正部分でございますが、別表中18の項、住民基本台帳カードの交付1件につき500円を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付1件につき800円に改めるものでございます。

議案書の29ページ、議案第52号へ戻っていただきたいと思います。

附則において、この条例中、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号から議案第56号の一括上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長（三倉英規君） 日程第17、議案第53号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）から日程第20、議案第56号 平成27年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

議案第53号から議案第56号までの4件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第53号から議案第56号まで一括して御説明申し上げます。

まず、議案第53号 平成27年度一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の31ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,113万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,321万2,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出をお開きください。

2款総務費、事業番号85番合併記念事業の150万円の追加につきましては、合併周年事業に係るオリジナルダンス等に係る原曲の普及促進を図るため追加するもので、地域振興基金を財源とするものでございます。

90番情報管理一般事務につきましては、社会保障・税番号制の導入に係るセキュリティー対策の強化等に係る対策経費といたしまして747万3,000円を追加するものでございます。

300番地域振興基金積立金につきましては、町内美幸1丁目在住の青木毅様より御寄附いただいた100万円を御意向に沿って地域振興基金に積み立てするものでございます。

5ページに進みまして、3款民生費、590番社会福祉一般事務の130万円の追加につきましては、冬の生活支援事業、いわゆる福祉灯油に係る経費でございまして、当該事業の財源といたしましては、北海道からの地域づくり総合交付金50万円、残額につきましては一般財源を充てるものでございます。

640番障害者福祉事業は、平成26年度の障害者自立支援給付費及び障害者医療費の精算確定に伴う国庫及び北海道への償還金でございます。

810番介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険に係る法改正により業務システムの改修の必要が生じたことから、これに係る費用の2分の1に相当する額として10万8,000円を繰り出すものでございます。

895番未熟児養育医療給付事業から6ページの4款、1030番の健康診査事業までの償還金利子及び割引料の追加につきましては、それぞれ平成26年度の事業確定に伴う国庫または道への負担金補助等の精算返還金でございます。

続きまして、5款農林水産業費、1210番の地域農業推進事業につきましては、担い手への農地集積を促進するため、貸し手側への支援といたしまして4件の該当者が生じたことから、機構集積協力金240万円を追加するものでございます。全額道の補助金を充てるものでございます。

7ページに移りまして、1280番農業基盤整備事業につきましては、道営事業で今年度実施設計を行っておりますが、詳細の地質調査を行う必要が生じたことから、事業費が増加し、これに伴う本町分の負担金7万5,000円を追加するものでございます。このうち3万7,000円は道補助金、残りは一般財源を充てるものでございます。

1340番林業振興対策事業につきましては、林業の従事者本人、事業者、北海道、町の拠出により、森林作業に従事する方々の就労条件整備を行っておりますが、対象者が当初見込みの44人から8人増となりましたことから、これに係る町の負担分23万5,000円を追加するものでございます。

1390番林道維持管理事務につきましては、8月6日から7日にかけての降雨により、町管理林道において今後備え補修を要する箇所が生じたことから、維持補修等の委託料200万円を追加するものでございます。

1410番鳥獣対策事業につきましては、今年度、これまでの間、ヒグマの出没目撃情報が寄

せられており、今後のパトロール等に係る費用といたしまして、ハンター賃金205万円を増額するものでございます。

7款、1620番町道維持管理事業につきましては、こちらも8月6日から7日にかけての降雨によりまして、町道において、今後の備えといたしまして補修を要する箇所が生じたことから、維持補修等委託料175万円を追加するものでございます。

8ページに進みまして、1650番建設機械等維持管理事務につきましては、町管理の建設機械に係る修繕がかさんでいることから、修繕費26万5,000円を追加するものでございます。

1660番河川維持管理事務につきましては、林道、町道同様、8月6日から7日にかけての降雨によりまして、町管理河川において、今後に備え補修を要する箇所が生じたことから、補修経費25万円を追加するものでございます。

1760番町営住宅整備事業につきましては、年度途中における技術職員の退職に伴う対応といたしまして、末広町営住宅整備に係る工事管理委託料235万5,000円を追加するものでございます。

9款、2250番鷺川高等学校生徒寮管理運営事業につきましては、機械設備に係る修繕がかさんでいることから、修繕費に20万円を追加するものでございます。

歳入の説明に移らせていただきます。

説明書の2ページをお開き願います。

歳入でございますが、14款国庫支出金14万9,000円につきましては、平成26年度の障害者医療費負担金の精算確定による追加交付でございます。

15款道支出金につきましては、1目民生費道補助金で、冬の生活支援事業に係る地域づくり交付金といたしまして50万円、3目農林水産業費道補助金で、食料供給基盤強化特別対策事業補助金といたしまして3万7,000円と機構集積協力金240万円を追加するものでございます。

17款寄附金につきましては、町内美幸1丁目の青木毅様からの100万円を追加するものでございます。

18款の繰入金につきましては、合併記念事業における追加の財源といたしまして、地域振興基金150万円を追加するものでございます。

3ページに進みまして、19款繰越金につきましては、歳入予算の調整額といたしまして2,555万3,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第54号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の35ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289万5,000円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億7,934万2,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページの歳入より御説明申し上げます。

10款繰越金につきましては、平成26年度の精算のために前年度繰越金289万5,000円を追加するものでございます。

3ページの歳出に進みまして、10款諸支出金、負担金等償還金の289万5,000円の追加につきましては、平成26年度退職者医療療養給付費の確定による精算返還金でございます。

以上で、議案第54号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第55号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の37ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,934万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,085万3,000円とするものでございます。

こちら説明の都合上、別冊配付してございます平成27年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出より御説明申し上げます。

歳出、1款総務費の介護保険一般事務につきましては、介護保険法の改正により業務システムの改修が必要になりましたことから、これらに係る経費といたしまして21万6,000円を追加するもので、財源につきましては、国からの介護保険事業費補助金10万8,000円、残りにつきましては一般会計からの繰出金を充てるものでございます。

6款諸支出金、介護負担金等精算返納金でございますが、1,912万6,000円を追加するものでございまして、こちらは平成26年度に係る介護給付費負担金、介護保険事業費補助金及び地域支援事業交付金の精算確定に伴います償還金でございます。

歳入の説明に移らせていただきまして、2ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入、3款国庫支出金、介護保険事業費補助金と7款繰入金の一般会計繰入金につきましては、法改正に伴うシステム改修に係る財源としてそれぞれ10万8,000円を追加するものでございます。

8款繰越金の1,912万6,000円は、平成26年度分の精算のため、前年度繰越金を増額補正するものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第56号 平成27年度下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の39ページをお開きください。

第2条でございますが、下水道事業のうち公共下水道事業に係る資本的収入を160万円、資本的支出を168万8,000円増額し、資本的収入の総額を9,479万1,000円、資本的支出の総額を1億5,537万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

1ページ下段の資本的支出の下水道施設費の168万8,000円の追加につきましては、むかわ美幸地区のマンホールポンプの故障対応のため更新経費を追加するものでございます。ページの上段にございます財源といたしましては、下水道事業債160万円を追加するものでございます。

議案書39ページにお戻りいただきまして、第2条文中中段にございます収支の差額8万8,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額により収支バランスを図るものでございます。

第3条につきましては、地方債の補正でございまして、既定の1,690万円に160万円を追加し、1,850万円の地方債を限度額とするものでございます。

以上で、議案第53号から議案第56号まで一括説明を終了させていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は、議案番号順といたします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。



まず、議案第53号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書、別冊の事項別明細書の1ページから9ページまでの1総括、2歳入、3歳出と議案書32ページから34ページまでの第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑はありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 5ページの590番の生活支援給付金についてですが、世帯数と1世帯当たりの金額について伺います。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

高齢者等冬の生活支援事業ということで、福祉灯油ということで例年実施をしていることについてでございます。これから対象者等につきましては周知という形で、需要期に向けて進めていきますけれども、現在のところは昨年度の状況を踏まえて、予算ベースでは1万円の金額で130人ほどということで、130万の予算をこのたび計上しております。今後の灯油の状況を見まして、この辺は対応してまいりたいということで、また改めて周知しながら申請受け付けという形で進めてまいります。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 1万円というふう聞いたんですけども、1万円と決めた基本的な考え方について伺いたいのと、それから、これは例年どおりの、いつから受け付けするようになるのか、周知の方法等、それも含めて伺います。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 金額につきましては、この事業につきましては平成19年度から始めている事業です。当時、灯油等の燃料の高騰ということもございまして、生活困窮者等の対策という形で実施しているところでございます。

〔発言する者あり〕

○議長（三倉英規君） 静粛に願います。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 金額につきましては、当時の段階で1万円をベースにして給付すると。灯油単価が上昇した場合につきましては、それに見合う部分の上乗せ等も措置していくという形で、最低1万円という形での金額にしているところでございます。

〔「時期」と言う人あり〕

○健康福祉課長（高橋道雄君） 時期につきましては、通常、11月からの対象となりますので、その前の周知になってくるんですが、現段階で価格が今低迷、低下してきているということ

もごさいますので、今後の燃料等の、灯油等の金額の動きを見ながら給付の時期を決めていきたいと思っています。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 19年度から始めていて、1万5,000円ぐらいのときもあったかと思うんですけども、灯油の価格というお話でしたけれども、灯油の価格があれば上げていくのは当然だと私は思うんです。だけれども、灯油が下がったからといって、その金額を下げるというのは、私の中では理解できないんです。というのは、大体皆さん灯油を使いたくない、なるべく少なく使おうと思って、ふだんから本当に微少の、微少の微少はないかもしれないけれども、暖かくしたりして、なるべく使わないようにして、もうやっていますよ。だから、そういう灯油価格、下がったから下げるんじゃないで、そういうときにこそ、少しでも灯油、少し温度を上げて、暖かく過ごしていただきたいとかという考え方が私は必要じゃないかというふうに思うんですけども、そういう考え方はないんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 金額につきましては、一応1万円を最低基準として決めていますので、それをベースに、上がった場合については、その部分の率で金額を上げていくという形になっています。

ちなみに、昨年の場合は、灯油がかなり高かった時期でございましたので、1万2,000円という形での給付という実績になっております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） 2点。

事業番号85番の合併記念事業ですけれども、もうちょっと具体的に、音頭を普及させるという部分でどういったことをしていこうとしているのか決まっているんだと思いますけれども、また、音頭に関しても今どういう状況なのか、この点についてお伺いしたいと思います。

もう1点が、8ページの事業番号1760番、町営住宅の整備事業に関してですけれども、これ、人員のことについてなんですけれども、退職されてこういう形になったということをお聞きしましたが、今後の見通しとして、そこら辺の人員の確保というのは必要ではないのか、あるいは必要とっていないのか、その辺を含めて今後の見通しがあれば、人員に関してお伺いします。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 事業番号85の合併記念事業の関係でお答えしたいと思います。

まず、こちらにつきましては、昨年度、平成26年においても、一旦ダンスソングのほうを実施したわけではございますが、その内容についてさらに広く普及していただくために、かなり年齢層を広げたという状況で、広くダンスを踊っていただくような内容にさらに変えていきたいというようなところでございます。

また、オリジナルソングのほうにつきましても、さらにむかわらしさというところをアピールできるような内容に、さらに変更したいというところもございまして、さらに今回、こういう形をお願いするというような事業を進めていきたいというようなものでございます。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 1760番の職員の退職の関係でございまして、実情といたしましては、先月いっぱいをもって依願退職というふうなことでございます。一定の資格を持った貴重な技術職員でございましたが、本人の依願退職ということでございます。

今後、そういった技術職員、これはどこの自治体も非常に人材の確保、実は苦勞している実態もございまして、私どもの町でも、そういった貴重な技術職員採用というものにつきまして、定期的な採用だけではなくて、年度中途と申しますか、そういう形の中でもいろいろな形で人材の確保に向けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） ほかにありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） いや、音頭のほうは、ということは、推進記念事業の推進交付金となって150万、結局、音頭、最初に幾らかかっていたのかなと思って、次訂正するのに150万、さらにかかるんですか。契約上どういうふうに詰めていったのかちょっとわかりませんが、当初の予算は幾らで音頭をつくってもらおうと思っていたんですか。何か別にみんなに知ってもらうために何か企画してやるための金額ではないのかなというふうに思うので、ちょっとそこを確認させてください。

それと、人材の確保、これは本当に突然のことでもあったんですけども、現時点で既に1カ月も、半月しかまだたっていないんですけども、今後、早急にこれ以外で資格を持っている方というのは、とりあえず今年度は必要はないんですか。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） まず、1点目の合併記念事業の関係でございまして、これは、

平成26年度においても合併周年事業推進交付金という形の中で予算措置をし、進めてきたところでございます。

形といたしましては、観光協会のほうにその作成、それから町民への普及というふうなことも含めてお願いをしてきたところでございますが、実態といたしましては、期間が必ずしも十分でなかったというふうなことがあって、先ほど提案理由で申し上げたように、原曲、それからダンスについても、原形までは何とか作成にこぎつけていただきましたが、これを町民の皆様が親しまれ、長く歌われ、またつないでいただくということのためには、やはり町民参加の中でこのところを普及促進ということも含めまして、一定の見直しというものを行っていく必要があるのではないか、オーソライズをしていく必要があるのではないかということでございます。これにつきましては、相手もあることございまして、この間、協議を行いながら、そういった取り組みについて御理解をいただいたということで、今回、改めて150万という予算措置を提案するものでございます。

それから、職員の採用のところでございますが、先ほども申し上げましたように、実態としては、こういった技術職員の確保、非常に各自治体とも苦勞をしているところでございます。できるだけ、可能な限り早く確保してまいりたいというふうには思いますが、この公営住宅の部分につきましては、実は1級建築士の資格を持つ技術者でなければ工事管理を行っていくことができないというようなこともございまして、事業推進上必要不可欠なものというふうなことで、これを委託をし、公営住宅の建設事業を進めていくという考え方でございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

○13番（野田省一君） いや、音頭というか、ダンスですか、観光協会に委託してということで、非常に感性的な、感覚的なものですから、感性のものでしたら、いい悪いというのは非常に判断しづらいものではないかなと思うんですけども、この150万の根拠というのがちょっと私にはなかなか理解できないというか、あつてないような金額でないのかなというふうに、一般の町民の方から見たときにどうかなと。感性の違いがありますから、そこら辺は高いか安いかと、ちょっとこの辺の根拠というか、どうやってこの150万が出てきたのかというところをもう少し詳しく、ちょっと3回目の質問なので、どういう根拠なのか示していただきたいと思います。

それと、人材のほうに関しては、これはもう相手があるというか、人のことですから、これはいたし方ない金額というふうに見ていたんですけども、先ほどの繰り返しになります

けれども、当面、あと1年ぐらいは、例えば人材的に、今からの建物をやる中で、今後必要でないとか、今年度は何とかなるだろうとか、その辺の見通しというのはどうなっているんですか。そこをもう一度。

○議長（三倉英規君） 奥村総務企画課長。

○総務企画課長（奥村誠治君） 合併10周年の質問でございますが、算定の内訳といたしましては、オリジナルソングの作詞ができ上がっておりますが、その部分の編詩と、それから振りつけの部分につきまして100万円の消費税、またオリジナルソングが原曲から変わってくるわけございまして、その分レコーディングを行っていく必要がございますので、この部分について35万円の消費税という形で積算をしているところでございます。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。簡潔明瞭に。

○副町長（渋谷昌彦君） 今の人材の関係でございますけれども、今年度におきましては、中央小学校の大きな事業もあるわけですが、そちらのほうの工事管理につきましては既に委託をしております。ただ、現場の打ち合わせ等がございますので、その分の人材については今いるスタッフの中で対応していくというところでございまして、公営住宅部分につきましては、先ほど申し上げましたように資格等の問題とスタッフの人数という問題がございまして、委託せざるを得ないということで、今回これを委託しまして、今年度につきましては、何とか現員の職員、スタッフの中で乗り切れるということで、現課との協議が整ってございます。

今後におきましては、計画的に技術職員というのはぜひ採用していきたいというふうに考えているところでもございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお伺いしますが、今回、補正予算全般にかかわってなんですが、今回の補正で主な財源が繰越金ということなんですね。歳出の部分で、臨時的に補正をかけなきゃならない部分というの見受けられますが、例えば総務費のように、これはもう見込まれている事業等の費用というようなこともあります。そういう中で、今回、この補正予算を組むのに繰越金を財源にしているということの、この予算の編成の仕方についてどのように検討されてなったのか、それが繰越金で金が余っていたから、おお、やったということになるのか、そこら辺含めて伺っておきたい。

歳入であれば、私は交付税の確定なんかはまだでなかったかなと思ったりして、そういう

措置もあったのではないかというふうに思うんですが、そこら辺含めてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 御質問の今回の補正に係る財源の考え方についてお答えしたいと思います。

9月補正、この段階で、実は6月に普通交付税の額が確定しているところでございます。この後、特別交付税、12月と3月という2回の中でこの金額が確定していきまして、今年度の交付税全般に係る金額というものが固まってまいります。現時点において、9月段階で繰越金は5月末の出納請求を終えた精算の中で既に確定しておりますので、まず確定したこちらのほうの財源のほうを、吐き出しを9月段階ではして、今後、交付税の確定等を待ちまして、それらを財源としていくという考え方をもって、今回の財源対策といたしているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） いや、言わんとすることはわかります。だけれども、私はこの繰越金のやら、前年度の分の繰り越しが出てきたんだから、それを有効に使うと、これは一つの考えとしていいと思っているんですが、しかし、今回の歳出で見ると、例えば総務関連のように、既に年度当初から、これはセキュリティの問題を含めて、予測された内容でもあると思うんですね。そうすると、それなりの財源対策というのがあった組み方というのがあってよかったんじゃないかなというように思いますし、私は、この繰越金のようなものについては、やはりもっと住民サイドの切実なところにこれを振り向けられるような、そういう対応の仕方を検討していったらよかったんじゃないかというふうに思ったものですから、そういう御質問をさせていただきました。答弁があれば伺っておきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） なしと認めます。

次に、議案第54号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊の事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出と議案書36ページの第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊の事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出と議案書38ページの第1表歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお伺いします。

その3ページですが、償還金、その問題で1,912万6,000円という、非常に、余り例を見ない金額の多さがあるという思いがしているんですが、今回、先ほども前年度の介護保険利用に係る問題について話されましたけれども、これはどうしてこの額になってきたのか、これだけ説明をお願いします。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 御質問にありました介護負担金等の精算の返納金という形になっていきますけれども、これにつきましては、26年度において、介護の給付負担金等、国費、道費等ございます。これにつきましては、あくまでも前年度ベースで申請、それから交付決定を受けてきております。12月の実績を踏まえながら変更申請をかけて、1月から2月の今後の見通しをもって変更申請を行っているところです。最終的に実績に応じて精算が確定します。

このたびは、その確定をもって返納する形になりますけれども、あくまでも変更申請の段階で過少に見積もると、町の立てかえ等も出てきます。そういった意味では、少し多目の形で変更申請をかけて、最終的にはその分を精算の部分で返納していくという形で、今回、金額は多目になっていますけれども、あくまでもそういう推定の中で動いている部分がございますので、確定した金額という形でなかなか進めないというところでの精算確定となっております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） そういうことなんだろうと思うんだけど、その中身としてどうだったのか。例えば、前年度でいえば1,000万なんかになっていないんです、これらの償還金の額は。それが2倍以上に今年度はふえているんです、今回は。だから、そういう中に、それは過大見積もりだったのかどうか、前年度踏襲という形でやったというんだけど、そこら辺のところ、もっと具体的に、ここがこうだったからというのはあるんですか。そ

ういうのは出るというふうに思うんですけども、その辺、もし答えられれば答えていただきたいと思いますが。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの御質問についてですけども、今回につきましては、最終的にこの金額になったという具体的な部分はこちらで持ち合わせていないんですけども、あくまでも12月時点で、今後の見通しを立てた中で、変更申請した金額が最終的に3カ月分での想定金額に対して実績部分で、その分が若干多目に見た部分が今回返還するという形でございます。あくまでも実績に応じた補助金をいただいているというのは、これまで同様と変わっておりません。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号 平成27年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊の事項別明細書の1ページの資本的収入、資本的支出と議案書第39ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第53号から議案第56号までの質疑を終わります。

これから議案第53号から議案第56号までの4件について討論を行います。

なお、討論の順序は議案番号順といたします。

まず、議案第53号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第53号の討論を終わります。

次に、議案第54号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第54号の討論を終わります。

次に、議案第55号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第55号の討論を終わります。

次に、議案第56号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第56号の討論を終わります。

これから議案第53号から議案第56号までの4件について採決いたします。

なお、採決は議案番号順といたします。

お諮りします。

まず、議案第53号 平成27年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成27年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） お諮りします。

日程第21、発議第2号は、17日の議会運営委員会報告の中で提案理由について説明がなされております。議案書に編さんのおりであります。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

それでは、日程第21、発議第2号 むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のおり可決されました。

---

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第22、意見書案第6号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使を

容認する関連法案を広く国民の声を聴き、慎重審議することを求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） それでは、趣旨説明をさせていただきます。

憲法解釈変更による集団的自衛権行使を容認する関連法案を広く国民の声を聴き、慎重審議することを求める意見書（案）として、歴代内閣は、一貫して集団的自衛権の行使、憲法上許されないとしてきた。しかし、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定を行ったところであり、安全保障の根幹にかかわる基本方針を一内閣の一存で転換を図ることは、それまで国会で積み上げてきた議論を否定し、立憲主義に反する。このことは最高法規である日本国憲法の権威や信頼性を失墜させるもので、法治国家として看過することはできない。

今次通常国会で集団的自衛権行使容認に向けて、自衛隊法や武力攻撃事態法の改正など、安全保障制度の整備を進めようとしている。こうした民主主義を揺るがす憲法解釈変更による集団的自衛権行使に関する関連法の改正について、広く国民の声を聞き、慎重に審議することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（三倉英規君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長させていただきます。

---

#### ◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第23、意見書案第7号 泊原発再稼働をやめ、再生可能エネルギーの本格的普及を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 泊原発再稼働をやめ、再生可能エネルギーの本格的普及を求める意見書（案）について趣旨説明をさせていただきます。

安倍政権は、九州電力川内原発の運転再開強行を容認、推進しています。原発周辺の自治体、住民からの安全性や避難体制についての説明の求めを無視したもので許されません。

専門家からも批判されている火山対策、地元自治体に丸投げした、事故の際の避難計画、30キロ圏内の医療、介護施設のうち、要援護者の避難計画未確立60施設という実態、住民説明会の未開催などに照らしても、原発再稼働などはありません。

ところが、政府、経産省は、昨年4月に閣議決定した、中長期のエネルギー基本計画に沿って、2030年の電源構成比率を、原発20から22%まで、原子力規制委員会がつくり直した規制基準で審査し、適合と認めた原発は再稼働すると原発推進の態度です。

その上、太陽光発電について、電気の供給量が需要量を上回ると見込まれる場合における出力制御ルール等を変更する省令改定、ことし1月22日公布、1月26日施行を行ったことは、露骨な再生可能エネルギーの抑制です。

こうしたもとで北海道電力は、泊原発3基の早期再稼働に向け、その維持費に毎年800億円余り、規制基準突破のための対策費に2,500億円超えとも言われる巨額の資金を投入し、躍起となっています。

その一方で、再生エネルギー、とりわけこの間設立認可の申し込みが急増した太陽光発電と今後積極的普及が期待されている風力発電に対して、買収制限を導入、再生エネルギー普及に背を向けています。

福島原発事故から4年余りが経過しましたが、いまだに11万人余りの福島県民が避難を強いられ、汚染水の流出もとまらず、事故の原因究明も収束の見通しさえ立っていません。原発と人間社会が共生できないことは明白です。

どの世論調査を見ても6割前後の国民が反対し、核のごみを安全に処理する技術が確立されていないもとでの原発推進は断念し、再生可能エネルギーの本格的普及に切りかえるべきです。

よって、泊原発の再稼働をやめることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第24、意見書案第8号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書（案）でございますが、原文については皆さんの手元に配付しておりますので、特に、この意見書の中で重要視する中で、大きく分けて2点に絞って意見書とするものであります。

まず、1つ目には、新総合事業の移行に当たっては、自治体の実情を勘案し、経過措置を大幅延長すること、2つ目に、介護度3以上の特養ホーム入所要件の特別基準を大幅に改善すること、この2点を大きな目標として意見書とするものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第25、意見書案第9号 JR日高線の早期運転再開と在来線切捨てに反対する意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第9号 JR日高線の早期運転再開と在来線切捨てに反対する意見書（案）について趣旨説明を行います。

御承知のように、JR日高線は、線路の……

○議長（三倉英規君） 北村さん、ちょっと待ってください。マイクの調子が悪いと。暫時休憩します。

休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時03分

○議長（三倉英規君） 再開させていただきます。

○11番（北村 修君） 以来、鶴川から様似間までとまっています。これらについて、切り捨てという話もございますけれども、これは、日高沿岸住民の方々とともに日高線を早期に再開をしてほしいということ、そしてその財源は地元負担などということも出されておりますが、そうではなくて、JRを中心に国・道とがきちっと責任を持って支援を深めてやってほしい、そして一日も早い早期再開をしてほしいという内容でございます。どうぞよろしく御審議、御決定お願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第26、意見書案第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） それでは、意見書案第10号について趣旨説明をいたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について、要点のみ朗読をもって説明にかえさせていただきます。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1、京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5%分を最大限確保するため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林



整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、森林整備加速化・林業再生対策を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。何とぞ御審議、御決定いただけますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第27、意見書案第11号 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

津川 篤議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番(津川 篤君) 所得税法第56条の廃止を求める意見書(案)。

所得税法56条は、家長制度の廃止により、個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れ租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもとに制定された条項であります。

しかし、法が制定されてから昭和25年当時と比べると、女性の社会進出や家族観などの社会的通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合法的な判断を下すことが困難な時代背景となっております。

事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が、家族従事者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンにも事業主名でなければ組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成も大きな妨げとなっております。

よって、国におかれては、所得税法56条を廃止し、家族従事者の賃金を必要経費として認めるよう、時代に即した観念のもとに、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図ることを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長(三倉英規君) 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三倉英規君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第28、意見書案第12号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） それでは、趣旨説明をいたします。

タイトルも非常に長いので、皆さんの手元に、これは文書にしておりますので、今回、この意見書案の中で5点に絞って国に陳情するものでありますから、この5点について、重点5点を読み上げて趣旨説明とさせていただきたいと思っております。

まず、第1には、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1に復元すること。

2つ目に、30人以下学級の早期実現に向け、小学校1年生から中学3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、新たな教職員定数改善の計画を早期に実現すること。

また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、複式学級の解消を初め、義務標準法改正に伴う職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3つ目に、子どもたちや学校、地域の特性に合った教育環境の整備、充実した教育活動を推進するため、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置を実現すること。

4つ目には、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5つ目には、就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。この5点といたします。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第29、意見書案第13号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） それでは、趣旨説明をいたします。

この高校問題に関しては、大きく分けて4点に絞って、今回の重要課題として、意見書として提出するものであります。

まず、1つ目には、道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済、産業などの地域の衰退につな

がることから、抜本的な見直しを行うこと。

2つ目には、公立高校廃止計画については、子ども、保護者、地元住民など、道民の切実な意見を真摯に受けとめ、一方的な策定を行わないこと。

3つ目には、教育の機会均等の子どもの学習権を保障するため、遠距離通学など補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4つ目には、障害のあるなしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校に通うことができる後期中等教育を保障するための検討をすることを願うものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第30、意見書案第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書

(案)を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）ですが、これは、ここずっと地方財政が厳しいということから、我が町でもここずっと続けて出してきた意見書でもありますし、地方の財政を考慮して、国においては温情ある財源を地方に向けていただきたい、そういう思いからこの意見書を提出するものであります。

趣旨説明としては、地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の堅持、果たす役割は拡大する中で、人口減少対象を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初め、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これらに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められております。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけでなく、不可欠なサービスを削減されれば、本来、伝統であり国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかでございます。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとして社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要であります。このため、政府以下、次項の実現を目指すものであります。

以上、ここで6点の課題をもって意見書といたしますので、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎所管事務調査報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第31、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生文教常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告はありませんか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 産業建設常任委員長、報告はありませんか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず初めに、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

---

#### ◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（三倉英規君） 日程第32、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議員の派遣に関する件

○議長（三倉英規君） 日程第33、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、平成27年度町村議会広報研修、恐竜化石を生かしたまちづくり研修視察及び胆振管内町議会議員研修が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君） これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。



平成27年第3回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時25分